

## 令和4年第2回山江村議会3月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開会時刻	摘 要
1	3月10日	木	本会議	議会議場	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開 会 告</li> <li>・報 告</li> <li>・提案理由説明</li> <li>・質 疑 論</li> <li>・討 論 決</li> <li>・表 決</li> </ul>
2	3月11日	金	休 会	村内一円 農村環境 改善セン ター	午前 9時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現 地 調 査</li> <li>・議 案 審 議</li> </ul>
3	3月12日	土	休 日			
4	3月13日	日	休 日			
5	3月14日	月	休 会	農村環境 改善セン ター	午前 9時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議 案 審 議</li> </ul>
6	3月15日	火	休 会	農村環境 改善セン ター	午前 9時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議 案 審 議</li> </ul>
7	3月16日	水	本会議	議会議場	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一 般 質 問 (6名)</li> </ul>
8	3月17日	木	本会議	議会議場	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質 疑 論</li> <li>・討 論 決</li> <li>・表 決</li> <li>・閉 会</li> </ul>

第 1 号

3 月 1 0 日 ( 木 )

## 令和4年第2回山江村議会3月定例会（第1号）

令和4年3月10日

午前10時00分開会

於 議 場

### 1. 議事日程

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名                                  |
| 日程第 2 |        | 会期の決定について                                   |
| 日程第 3 |        | 諸般の報告                                       |
| 日程第 4 |        | 行政報告  |
| 日程第 5 | 議案第 2号 | 令和3年度山江村一般会計補正予算（第10号）                      |
| 日程第 6 | 議案第 3号 | 令和3年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）               |
| 日程第 7 | 議案第 4号 | 令和3年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）                 |
| 日程第 8 | 議案第 5号 | 令和3年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）               |
| 日程第 9 | 議案第 6号 | 令和3年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）                 |
| 日程第10 | 議案第 7号 | 令和3年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）              |
| 日程第11 | 報告第 1号 | 公共施設の在り方に関する調査特別委員会委員長報告                    |
| 日程第12 | 同意第 1号 | 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて         |
| 日程第13 | 議案第 8号 | 山江村議会議員及び山江村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について  |
| 日程第14 | 議案第 9号 | 山江村まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について                 |
| 日程第15 | 議案第10号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について       |
| 日程第16 | 議案第11号 | 山江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について          |
| 日程第17 | 議案第12号 | 山江村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第18 議案第13号 山江村企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第14号 山江村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第15号 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第16号 山江村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第17号 山江村が管理する村道の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第18号 山江村体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第19号 令和4年度山江村一般会計予算
- 日程第25 議案第20号 令和4年度山江村特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第26 議案第21号 令和4年度山江村特別会計簡易水道事業予算
- 日程第27 議案第22号 令和4年度山江村特別会計農業集落排水事業予算
- 日程第28 議案第23号 令和4年度山江村特別会計介護保険事業予算
- 日程第29 議案第24号 令和4年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算
- 日程第30 議案第25号 令和4年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算
- 日程第31 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 本 田 り か さん | 2番 久保山 直 巳 君  |
| 3番 中 村 龍 喜 君  | 4番 赤 坂 修 君    |
| 5番 森 田 俊 介 君  | 6番 横 谷 巡 君    |
| 7番 立 道 徹 君    | 8番 西 孝 恒 君    |
| 9番 中 竹 耕一郎 君  | 10番 秋 丸 安 弘 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山 口 明 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君 副 村 長 北 田 愛 介 君

教 育 長	藤 本 誠 一 君	総 務 課 長	白 川 俊 博 君
税 務 課 長	平 山 辰 也 君	企 画 調 整 課 長	新 山 孝 博 君
産 業 振 興 課 長	松 尾 充 章 君	健 康 福 祉 課 長	迫 田 教 文 君
建 設 課 長	清 永 弘 文 君	教 育 課 長	蕨 野 昭 憲 君
会 計 管 理 者	一 二 三 信 幸 君	代 表 監 査 委 員	木 下 久 人 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） おはようございます。本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

ただいまから、令和4年第2回山江村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中竹耕一郎君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定によりまして、4番、赤坂修議員、5番、森田俊介議員を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきまして、2月28日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等について協議がなされておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

10番、秋丸安弘君。

○議会運営委員長（秋丸安弘君） おはようございます。

令和4年第2回山江村議会定例会につきまして、去る2月28日午前9時から議会運営委員会議を開催し、本定例会全般について協議を行いました。

決定しておりますことをご報告申し上げます。

会期につきましては、本日10日から17日までの8日間としております。

本日開会・提案理由の説明としておりますが、日程第5、議案第2号から日程第10、議案第7号につきましては、先議することにしております。提案理由の説明後、議案審議を経て、質疑、討論、表決を行います。その後、残りの議案につきまして、提案理由の説明を行い、散会としております。

11日から12、13日と休日を挟み、15日までは休会としておりますが、議案審議、現地調査の同行などを行うこととしております。

7日目、16日は一般質問で、6名の議員が質問終了後、散会としております。なお、一般質問は6名の議員が通告されておりますが、発言の順序はくじ引きにより決定しております。時間につきましては、質問・答弁含めて60分となっております。

8日目、17日は、質疑、討論、表決を行い、閉会ということに決定しております。

す。

以上、報告を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） では、お諮りします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり、決定をいたしました。

-----○-----

### 日程第3 諸般の報告

○議長（中竹耕一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

ようやく春の兆しが見え始めたところであります。しかし、オミクロン株による新型コロナウイルスの感染がなかなか止まりません。本県もまん延防止等重点措置が延長され、日々厳しい状況が続いている状況であります。

また一方、東ヨーロッパでは、理不尽なロシアの侵攻により、ウクライナ国家はまさに緊急事態、子どもたちをはじめ多数の人々の命が戦火にさらされております。いずれにしても早く解決し、安心して暮らせるように、今できる支援をと、はるか遠い国にあり、忸怩たる思いをいたすところであります。

今定例会は、災害復旧・復興の最中、令和4年度、本村の事業方針を決める最も重要なものでもあります。大所高所からの観点から、ご審議いただき決定されるようお願いをいたします。

では、諸般の報告について、主なものについてのみ報告をいたします。

2月の8日、上球磨消防組合議会及び下球磨消防組合議会の意見の交換会、並びに消防庁舎建設に関する特別委員会視察研修が行われております。本村からは、立道議員が出席をしていただいております。

2月9日、第3回公共施設の在り方に関する調査特別委員会で、現地調査をしております。全議員、村内一円であります。

それから、2月の14日、球磨郡の町村議会の議員の研修会、時節がらリモートで動画を視聴するという研修会でありました。全議員、出席をしております。

それから、2月24日、下球磨消防組合議会の定例会、並びに消防庁舎建設に関する特別委員会が行われております。立道議員が出席をしております。それから、下球磨町村議会の正副議長会研修、全議員参加であります。時節がら、オンラインで本議場で研修を行っております。

2月の28日が先ほどありました議会の運営委員会。それから、議会の全員協議会が毎月定例で行われて、全議員が参加をしております。

以上で、諸般の報告についてを終わりたいと思います。

また、地方自治法第199条第9項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が監査委員より提出されております。議員各位には、お手元に配布しておりますので、後ほどご確認ください。

次に、一部事務組合の活動報告を行います。

はじめに、人吉球磨広域行政組合議会議員、3番、中村龍喜議員より報告をお願いいたします。

3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） それでは、令和4年第1回人吉球磨広域行政組合議会の定例会の報告を行います。

令和4年第1回人吉球磨広域行政組合定例会が、2月の25日午前10時より人吉球磨クリーンプラザにおいて開会されました。

日程の第1は、議席の指定についてですけれども、人吉選出の3番、塩見議員の組合議員の資格喪失に伴い、西洋子議員が3番に指定されました。

日程3、会期の決定についてですが、2月25日開会、翌26日から3月24日までを休会とし、3月24日までとすることに決定しました。

日程第5、議案第1号、公益的法人等への人吉球磨広域行政組合職員の派遣に関する条例の制定について、議案第2号、人吉球磨広域行政組合一般廃棄物処理基金条例の制定について、議案第3号、人吉球磨広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、熊本県市町村事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、議案第5号、令和3年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第3号）、議案第6号、令和3年度人吉球磨広域行政組合一般会計費の負担金の総額（第2号）、議案第7号、令和4年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算について、第8号、令和4年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の8議案を一括し、執行部の提案理由説明を行い、その後、議案第1号から議案第3号を除く、議案第6号までの条例案件2件、規約の一部改正・変更について1件、補正案件2件については、補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、議案第1号から3号を除く議案のとおり可決し、一日目は散会といたしました。

以上、令和4年第1回人吉球磨広域行政組合定例会の会議結果について、報告をいたします。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、人吉下球磨消防組合議会議員、7番、立道徹議員より報告をお願いいたします。

7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） それでは、人吉下球磨消防組合議会の報告を行います。

令和4年2月、第1回人吉下球磨消防組合議会定例会が、令和4年2月24日午後2時より開会されております。場所は人吉球磨消防組合消防本部会議場にて行われました。

議事日程で、日程第1、会期の決定は1日限りとなり、日程第2、会議録署名議員の指名は、7番、犬童議員、1番、川邊議員となっております。

日程第3、議案第1号、人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第4、議案第2号、人吉下球磨消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第5、議案第3号、人吉下球磨消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、日程第6、議案第4号、令和3年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第3号）について、全て可決されました。

日程第7、議案第5号、令和4年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出予算について、これも可決されましたが、主な事業としてはですね、球磨村一勝地にあります西分署の新庁舎建設工事費が1億8,000万円ほどあります。

日程第8、議案第6号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、これも可決されました。

日程第9、一般質問は、人吉選出の牛深議員が広域への動き、また人吉下球磨とですね、上球磨の合併問題のことも質問されております。また、令和6年からですね、守衛センター、令和7年で守衛センターが代わりますので、共同運営はいかがという質問もされております。

日程第10、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告がありまして、閉会となりました。

ちなみに、西分署の新庁舎建設工事は、緊急防災減災事業債で行われます。

以上で、人吉下球磨消防組合議会の報告を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 以上で、一部事務組合の活動報告は終わりました。

-----○-----

#### 日程第4 行政報告

○議長（中竹耕一郎君） 日程第4、村長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。

村長。

○村長（内山慶治君） 皆様おはようございます。議長には、発言の機会をありがとうございます。本日、ここに令和4年第2回山江村議会定例会を開催いたしましたと

ころ、議員の皆様には全員ご出席をいただく中に開催できますこと、心より感謝を申し上げます。

まず冒頭であります、議長からもありましたとおり、ロシア・ウクライナ戦争が勃発して14日が経過をいたしております。報道によりますと、民間人で亡くなった方が500人を超えたとされており、そのうち40名近くの子どもが含まれております。テレビや新聞等の報道に触れるにつけて、また無残に破壊をされた街並みを見るときに、悲しい戦争に大変やりきれない思いであります。一日も早い合意による戦争終結を心から望むものであり、平和な日常が戻れることを強く願い、また発信もしていきたいと思っております。

それでは、まず先般の臨時会後の行政報告を、主なもののみ申し上げます。

1月28日、老人クラブの花いっぱい運動の表彰式を行わせてもらっております。老人クラブにおきまして、毎年ですね、本当に各地域、老人組合の方々が育てられた花が咲き誇り、村民の心の安らぎとなるところでありますけれども、大変そういう活動に感謝をいたしております。また、農地水環境保全対策事業かと思っておりますけれども、2区また3区の住民の方々が、丸岡農道の斜面にですね、芝桜を植えられておりまして、これも役場、村長室に来られる方々がですね、「大変きれいですね」というふうに言っていただき、大変うれしくも感じているところであります。美活動言と私申しておりますが、今後とも村民の皆様方による美しい山江村の風景をつくっていただくこと、よろしくお願ひしますし、心から感謝を申し上げたいと思ひます。

それから、1月31日、山江村農林水産物振興協議会が開催をされました。この農林水産物振興協議会についてはですね、もろもろの特産品ができてきました。まだ途中ではありますけれども、除菌抗菌消臭剤として、こういうリーフパワーとして、山江村産のニオイヒバを使ったエキスを各家庭に、これ配っております。まだ値段等が決まっておりますが、先般、この商品をはじめとして、SDGsのいわゆる農産物の無駄を省くということで、野菜等のパウダーも作って出しておりますけれども、30社のバイヤーから問い合わせが来たというところであります。コロナ関係で担当課、それから村民の方々も実は行ってもらいながらと思っていたんですけど、向こうに委託しながらそういう反応があったということでもありますし、そういう関係される方々、また、捨てる農産物を有効に生かしたいという目的もありますので、農家の方々のさらなるご協力もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、2月3日については、村内の災害復旧箇所を、私、建設課長とともに現視をさせてもらっています。

それから、2月4日は村内文化財視察としておりますが、これは教育委員会のほ

うから山田城址の講演会について検討をなされておられます。可能かどうかということ等を含めて、環境がどういう環境かということの調査に行かせてもらっているということでございます。

それから、2月5日、迫田チフさんが100歳を迎えられました。ご本人は入所をされているということでもありますけども、コロナ禍でありますからご家庭のほうを訪問いたしまして、お祝い金を支給をしたということでございます。

それから、2月8日につきましては、田嶋熊本県副知事が来庁をされました。山江村内における災害復旧の状況、また課題等の意見交換会をさせてもらったということではありますが、加えて、広域的課題であります流域治水の問題、それからくま川鉄道、そしてJR肥薩線の課題についての意見を交換させていただきました。

それから、2月の11日ではありますが、山江村の役場職員の採用試験を行いました。これは面接試験の2次試験でありますけども、保健師をはじめ3名の方々を採用するというところを決めたところでもあります。

2月16日、肥薩線利用促進魅力発信協議会要望活動、いわゆる肥薩線の鉄道による復旧につきまして、JR九州の熊本支社並びに九州本社を尋ねて要望を行ったということでもあります。会長は人吉市長でありますけども、八代市長、それから私、幹事を仰せつかっておりますので、その参加要望がありましたから参加をしてきたということでもあります。この肥薩線についてはですね、前から申し上げておりますとおり、非常に高いハードルがあるなということを感じております。肥薩線の運営自体、8億円から9億円の毎年赤字を出しておりますし、災害復旧費が何百億円ということで積算されるということであれば、誰も手を付けられない状況になるというようなこととなります。私のほうから特に、九州の本社の取締役が対応されましたけれども、安全度をさらに上げるということになると復旧費がかさむので、できるだけ球磨川河川の基本方針も示されたことも含めて、できるだけ安価に積算してくれというようなことを要望したところでもあります。

それから、2月22日でもありますけれども、川辺川総合土地改良区の理事会及び行政連絡会議でありますけども、工事が令和3年度に終了し、いよいよもって令和4年度、もろもろの精算をしながら土地改良事業全て終了し、土地改良区のほうに引き継ぐというようなこととなる。その付近のスケジュールにつきまして打ち合わせをしたところでもありますし、また、山江村の土地改良、要するに造成地ではありますが、59ヘクタールぐらいありますけれども、なかなか表土がですね薄くて、いろんな作物ができないというような話もあっております。粟も植樹しておりますけれども、熊本県のほうでいろんな対策を打ちながら深堀りしたりしておりますけれども、もっと抜本的な対策を、熊本県じゃなくて国のほうの事業でやってもらえないかと、

そうして栗がしっかり定着すると、栗の一大産地にもなりえるというようなことを要望したところでもございます。

それから、2月24日は、人吉下球磨消防組合の議会定例会は、先ほど報告があったとおりでございます。

2月25日は、子ども議会を行いました。山江中学校の2年生、8名の方々議員になられまして、一般質問形式でいろんなやり取りをさせていただいたということでもあります。このことについてはですね、今年4月から18歳が成人を迎えるというようなこともあり、いろんな、もう選挙権は既に与えられておりますけれども、いろんな社会活動として、また政治のことを含めて、行政の身近な行政のことも含めて、いろんなことを知る、また自分でいろいろ考えるよき機会になったんじゃないかなと感じました。

それから、2月27日は、山江村消防団の春季防火パレードを行っております。最近、寒いということもあり、そして風が強いこともあり、火災がですね、下球磨消防署管内でも頻発をしております。2月だけでも11件だったと思います。それから、3月、全国火災予防運動期間中にも、火災として出動を下球磨消防組合しております、大変危惧をしておりますけれども、なお一層の予防火災といえますか、火の取り扱い等には気をつけていただきたいと思っております。特に、寒くて季節の変わり目、風が強いということをしっかり認識しながら、いろんな作業にあたっていただければなと思っております。

2月28日は、山江村新型インフルエンザ等対策本部会議、いわゆるコロナ対策本部会議を20回目を開催しました。このことについては、山江村とあと二つの町村だけがですね、施設を閉鎖しておりました。山江村からコロナ感染者が出てきたということもあり閉鎖しておりましたけれども、村内に限って体育館をはじめ、丸岡公園等の施設を村民の方に開放していたところでございます。

それから、3月6日につきましては、山江中学校の卒業式に、こういう状況でありますので、来賓の方々はおられませんでした。私一人ということでありましたけれども、出席し、祝辞を述べさせていただきました。34名の卒業生であります。今年の卒業生、涙涙の卒業式で、久しぶりにそういう思いを見たところであります。

それから、3月7日、山江村情報化推進員会議を開催しました。これは、各地域にそれぞれの地域情報を役場のほうにあげていただきながら、その対応について、それを対応していくというような制度でありますけれども、区長さんからいろんな困りごととかいろんな、例えば、どここの道路が壊れた等の報告がくるわけですが、情報推進の方々、タブレットを持っておられますので、そのタブレットで写真を写し、復興推進室のほうに来ると即座に建設課、また関係課に連絡を、

素早く対応できるという利点もあります。このことを基にですね、これから来るであろう災害について、情報化推進員の方々との連携を取ることで、より早い、いろんな災害対応ができるというようなことも考えており、Webのプラットフォームを現在つくっているところでもありますけれども、そのページにですね、推進員の方々のみならず、村民の方々のいろんな情報を載せていく、発信していくというようなことに、今取り組みを進めているところであります。

それから、やまえ栗の生産雇用推進会議を3月8日行いまして、その後、つつじ祭り実行委員会を開催しました。今年つつじ祭り、ステージのイベントについてはこういう状況でありますので、中止ということではありますが、一応期間を3月27日から5月9日と定め、土日については、丸岡マルシェとしていろんな方々の物販販売を行っていただきたいということでもあります。それから、4月の第3日曜日につきましては、そういう物産販売の方々が一堂に会しながら、丸岡公園に来られる方々、花を愛でに来られる方々に、山江の特産物を売っていくというようなことをしていこうということを決めさせてもらっております。

以上、行政報告で、諸般の報告でありますけれども、引き続き、年度始めに迎えますのでの予算もごございますので、施政方針演説を若干させてもらいたいと思います。

まず、令和3年度の政府予算であります。閣議決定されて、今、参議院で審議されているということでもありますけれども、総額が107兆5,964億円で、昨年度から9,867億円の増であります。今までに一番大きい予算が組まれたということでもあります。特に、山江村に關係する地方財政の予算でありますけれども、ちょっと離れておりますので、マスクを外させていただきます。本年度も特別枠としてですね、防災・減災国土強靱化予算が組まれました。先ほど申し上げました山江村に深く關係する予算でありますけれども、これは緊急浚渫推進事業債、いわゆる土砂を撤去する事業がですね、国それから県の管理、山江村は県の管理と村の管理でありますけれども、行っているところであります。その土砂撤去の推進に係る事業が1兆1,000億円組まれているところでありますし、令和3年度もこの事業により土砂撤去をしてきておりますけれども、またこの事業を活用しまして、浚渫、村管理の河川における土砂撤去事業を引き続き行っていきたいと思っております。

併せて、地方交付税が18兆538億円でございます。これは、6,153億円増でありまして、昨年からすると3.5%の増であります。本年度予算に交付税として反映させてもらっております。臨時財政対策債につきましては、1兆7,805億円で、昨年からすると67%減ということになっております。それから、過疎対策事業債、皆様方にも大変お世話になりました過疎に残れるということになりましたけれども、昨年から増の200億円の5,200億円の予算が付いておりま

す。特に、この200億円についてはですね、地方における公共施設の老朽化対策分として200億円が位置づけられております。それから、地方創生関連でありますけれども、まち・ひと・しごと創生事業費が1兆円、例年同様でございます。そしてさらに、地域社会再生事業費としてですね、4,200億円、これは地域社会の、いわゆるSDGs再生のために向けた取り組みについて4,200億円が新たに付いたということでもあります。それから、国のほうで必至に進められておりますデジタル関係ですけれども、いわゆるデジタル庁のデジタル社会実現関連予算であります。ICT関係予算でもありますけれども、それが2,000億円組まれております。

そういう国の予算を受けまして、山江村の新年度予算を対応させてもらったということでもあります。予算編成方針等についてはですね、また一般質問等で出ているようでもありますけど、その折詳しく担当課長のほうから説明させますが、本年度の一般会計当初予算につきましては50億9,000万円であります。昨年52億7,400万円でしたので、1億8,400万円の減であります。ただ、大きく膨らんでおりますのは、災害復旧関連予算がまだまだ残っているということでございます。

それから、国民健康保険事業予算であります。4億2,000万円で、昨年から7,300万円減っております。これについてはですね、国民健康保険事業運営の協議会を開催しまして、国保料をですね5,000円、医療費分を2,000円、それから後期高齢者分を3,000円、合わせて5,000円、これについては、平等割でありますから、1戸当たり5,000円を減額をしております。という予算を組ませております。この7,300万円の減というのが、もちろん国保世帯が減ってきたということもありますけれども、受診率がですね、健康の受診率が70%近く山江村、高い水準でありまして、その受診率が重い、重症化しないというような傾向が出てきたんじゃないだろうかというようなことを考えておりまして、今後とも健診の推進についてもですね、よろしく村民の方々にもお願いしたいと思っております。

それから、簡易水道事業予算が1億6,500万円で、昨年から2,000万円の減であります。農業集落排水事業予算が1億5,600万円で、1,200万円の増でございます。

そして、介護保険事業予算でありますけれども、4億9,500万円と今年はなりました。昨年からすると6,300万円増ということになっております。急激に伸びたということではありますが、これも他の町村長といろいろ尋ねてみますと、どこの町村もですね、介護保険については非常に伸びているという状況が出てきました。いわゆる2025年問題、いわゆる団塊の世代の方々が後期高齢者に入られる初年度になるというようなこともあり、そしてまた、コロナ禍の関係でですね、外

に出れなくて運動できないというようなことの報告もあるようでございまして、そういうことにより、介護保険事業がですね、非常に伸びているというようなことであります。

それから、後期高齢者医療関係は4,300万で320万の増でございまして。

ケーブルテレビ事業予算につきましては、4,620万で80万の減でありまして、本年度の総予算につきましては、一般会計、特別会計、合わせて64億1,520万円で、昨年からすると1億8,160万円減ということであります。

その一般会計の内容でございましてけれども、いわゆる復旧・復興予算そのものに今年もなっております。災害復旧関連予算の合計につきましては、18億を超えます。いわゆる50億円から18億円を引きますと32億円で、通年の予算になるわけでありましてけれども、その分がまだまだ積み残されているということでございまして。18億円のうち、国の補助金が17億7,000万円ございまして。県の補助金が289万円ございまして。また、災害復旧関連起債が3,200万円、そして山江村の一般財源の持ち出しが222万7,000円というふうになっているということでございまして。

後に、令和2年7月豪雨災害と名付けられました豪雨災害より1年8カ月過ぎようとしております。発災当初より、災害検証の委員会を立ち上げまして、現地の調査、被災者の方々とのヒアリング、そして山田、万江地区、両地区での意見交換会を通し、山江村の災害復興計画策定委員会によりまして、今後の村民の尊い命と財産を守るために、そして防災体制の一層の強化を図るために、山江村災害復興計画策定について、私のほうで諮問させていただき、その答申を受けたところでございまして。

復興計画には、道路・河川・橋梁・農地・農道・林道・作業道の、災害復旧工事スケジュールとともに、今後災害を教訓とし、そして、山江村総合振興計画、またまち・ひと・しごと創生総合戦略を基に、新しい課題を踏まえて、災害復旧工事とともに持続可能な村づくりの実現のための六つのプロジェクトが示されたところでございまして。

現在、その計画を基に災害復旧・復興事業を進めておりますけれども、災害復旧工事の現況を申し上げますと、災害査定委託設計も終わっておりますけれども、それに伴いまして、順次入札を行っております。しかし、ご承知のとおり、人吉球磨全体の災害復旧工事量が膨大に膨らんでいるというようなことから、国・県をはじめ、市町村の災害関連発注工事の不調不落も相次いでおります。非常に厳しいということでもあります。必ずしも順調に進んでいるとは言えない状況であります。

本村においては、公共土木工事については、河川・橋梁・道路全体で工事本数が

81本ございます、81本でございます。工事竣工、いわゆる終わった事業が41本ございます。いわゆる進捗率は50.6%、本数についてはですね、半分進んだ、終わったということではありますが、ただ、金額ベースで見ますと、28億3,400万円の災害復旧工事がありまして、竣工した金額は5億2,300万円あります。進捗率は18.5%、いわゆる金額ベースでは、まだ大変工事が残っているというようなことが言えます。また、農地・農道・林道・作業道においては、工事本数が52本で、工事が終わった分が14本でございます。進捗率が25.9%でございます。金額ベースにおいては、3億3,800万円中、9,929万円が終わっておりまして、進捗率が29.3%という状況であります。

そして、入札をして、入札が成り立たなかった、また不落であったという工事件数がございまして、その建設課、産業振興課合わせて14本の工事が不調不落になっているということでございます。

まず、この事業を急ぐということでもありますけれども、特にその中で私、復興本部会議で指示をしておりますのが、まだ仮設にですね、24戸の方が入居をされているということでもあります。この方々を希望に沿ったかたちでですね、日常の暮らしに戻れるということをまず第一に復旧工事を急ぐということを示しています。2月の4日から18日にかけて、入居者24戸の方に対する聞き取り調査を行いました。その内容につきましては、新しい万江の公営住宅の入居希望者が7名おられます、7軒ですね、7戸。これについては、実は令和5年4月1日を目指して、新しい公営住宅を万江のほうに建設していきますので、その4月1日に入居できるように準備を進めていくということでございます。それから、自宅へ帰られるという希望者、我が家のほうに帰られるという希望者が12名ございます。24軒中、半分は今帰られるということで、ただし、この方々はいわゆるインフラ避難者という、要するに県道、村道が応急復旧は終わって帰れる状況ではあるが、帰っておられるときに大雨が降った場合はまた孤立をしてしまうというような状況でありますので、帰れないということでもありますから、県道、それから村道の本格復旧を早く急がないといけない。この方々が帰れる環境を整備をしなくちゃいけないということを急いでいるところであります。それから、既存の村営住宅入居希望者が1名、いわゆる1戸ございます。最後に、住まいを再建されたいという方が4名おられまして、この方々には新しい家を造るということになりますけれども、安全対策をしっかり行ってもらおうというようなことも含めて、生活再建の支援金が200万円です。それに加えてですね、現在、熊本県が今の県議会において、住まい再建の補助事業を議会のほうに提案をされているところであります。これは3分の2、200万円を限度として熊本県が出しますよと。残り3分の1を市町村のほうで出してください

ということでもありますので、最高300万円の支援金を出すということになるわけ  
でありますけれども、合わせて500万円の支援ができるということになります、  
その件につきましてはですね、熊本県の議会が終わり次第、うちのほうも条例を整  
備しながら、また、議会のほうにお諮りをするというようなことでもありますので、  
臨時議会において対応させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく  
お願いを申し上げたいと思います。

そして、もう一つであります、大変心配をしておりました半孤立状態でありま  
した下払大平地区であります。発災依頼、大変ご迷惑をおかけしているところでは  
ありますが、西川内から段の岡を抜けて下払にアクセスできる道路につきましては、  
落石の対策工事が終わっておりますので、県の確認検査が終わり次第ですね、3月  
にもうお開けをするということになります。ただ、あと岩ヶ野下払線については、  
県ですね、治山工事がまず先に行われます。県の治山工事が行われたあとに、村  
道の工事に山江村が入るということになりますので、ただ、県のほうに急がせてお  
りますけれども、3月に入札できるというようなことが聞こえてまいりました。で  
きるだけ早く終われるよう急ぎたいというふうに考えておるところであります。

それから、復興計画の基本理念を「鎮山親水」と私申し上げてきました。いわゆる、  
本村の地域社会の維持、再生のために向けた取り組みを進めていくということ  
でございますが、以下、四つのことを考えております。

一つは、地域活性化の基本である産業を支援していくというようなこと、それか  
ら山江未来塾が今ありますけれども、そういうものを通じながら、人材の育成、ま  
た発掘をしていきたいということ、そして、交流人口拡大によるコミュニティを、  
これは地域内コミュニティの活性化も含めてでありますけれども、活性化させなが  
ら、来るべき災害に備える、また、いろんなコミュニティによる地域づくりを行っ  
ていくということを思っておりますし、そういったことをひっくるめながら、広報、  
それから発信を拡大していくということも大切だろうというふうに思っております。  
そして、六つのプロジェクトが示されているということでもありますし、その動きも  
始まっておりますが、それぞれのプロジェクト委員の方々をはじめ、村民の皆さん  
方と一緒にですね、急がずともじっくりその政策をつくりあげていきたいと思  
っております。いわゆる、災害により破壊された地域社会を、ハード、ソフト両  
面から住みよい、誇りに満ちた村づくりを目指していきたいと思っております。

そして、新型コロナウイルス対策であります。県内においては、まん延防止等重  
点措置が3月6日に終わる予定でありましたけれども、21日まで延長されました。  
熊本県知事の発表によりますと、県内における病床使用率が5割程度まだあるとい

うことでありまして、再増加を防ぐという観点から、延長の決断をされたということでもあります。九州内においては熊本県のみが延長というふうになりました。飲食店をはじめとする事業者の皆様には、大きな負担があろうかと思えますけれども、引き続き、まん防延長による、協力金も出ますのでご辛抱いただきたいと思えますし、そういう協力金については、県の窓口までお問い合わせをお願いしたいと思います。人吉市保健所管内におきましても、毎日のようにですね、どこかで感染が発生しております。最近では、五木でも発生しております、いつどこで誰が感染してもおかしくない状況が続いているということでもあります。また、地方に影響を及ぼしてきます首都圏域においてもですね、減少傾向は見られますが、なかなか落ち着かない、いわゆる緩やかな減少であります。その対策の一つとして、山江村が行っているコロナウイルスのワクチン接種についてであります。昨日、9日現在で65歳以下の方の3回目接種対象者は、2,542名おられますけれども、1,184名が接種をされております。接種率は46.5%の方がもう3回目終わられているということでございます。それから、5歳から11歳のワクチン接種希望者についてはですね、本村には251名の対象者がおられまして、91名の方が希望をされております。36.5%であります。ただ、接種券については、全員の方に配らせてもらっております。希望をされる方は、本月から直接病院に連絡をいただきまして、接種の日程を決めていただくというところになっておるところであります。コロナ対策、できるだけ多くの方々に接種してもらいたいというふうに思っておりますし、村民の皆様には、引き続きマスクの着用、換気を行うと。それから3つの密を避けるなどの感染予防対策をよろしくをお願いをしたいというふうに思います。

最後に、令和4年度の一般会計当初予算総額は、今年も50億円を超える、令和3年度に引き続き、大型予算となりました。予算の大きさが、本時災害の被害の甚大さを物語っております。昨年、私は災害復旧・復興元年と申し上げましたが、引き続き、全力を挙げて、復旧・復興事業に取り組んでいかなければいけないと思っております。国及び県で進められております球磨川全流域における「緑の流域治水」でありますけれども、河川整備基本方針が昨年の12月に示されました。本年の出水期をめどに、球磨川水系における河川整備計画が示されるという予定になっております。これには県管理の万江川、山田川の河川整備計画も含まれますので、今後とも国・県と連携をすることが大変重要になってまいります。引き続き、山江村の現状につきまして、国及び県にしっかり訴えつつ、復旧・復興に向けての事業を急ぎたいというふうに考えております。

そして、山江村民の方々が、安心して安全な生活環境を一緒になって創造してもらい、そして、一人一人が、村民の皆さん方が山江村に愛着と誇りを持つことができ

るようなふるさとづくり、そして何と言いましても、次の世代を担う若者がですね、進んで村に残り、暮らせる山江村づくりを行っていく所存であります。

改めて、議員並びに村民各位のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日、村長提案の議案につきましては、令和3年度補正予算案件が6件、人事同意案件が1件、条例制定、条例案件が10件、同文議決案件が1件、そして、令和4年度予算案件が7件の合計25件となっております。どうぞ慎重にご審議いただき、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます、施政方針の挨拶とさせていただきます。

ご清聴、ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） これで、村長の行政報告が終わりました。

引き続き、議事提案に入ります。

-----○-----

#### 日程第5 議案第2号 令和3年度山江村一般会計補正予算（第10号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第5、議案第2号、令和3年度山江村一般会計補正予算（第10号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第2号についてご説明申し上げます。令和3年度山江村一般会計補正予算（第10号）でございます。令和3年度山江村の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15億9,029万5,000円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億3,380万7,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、繰越明許費でございますが、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表、繰越明許費による」というものでございます。

次に、債務負担行為でございます。第3条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表、債務負担行為」によるものでございます。

次に、地方債の補正でございます。第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表、地方債補正」によるというものでございます。令和4年3月10日、本日提出であります。山江村長、内山慶治としております。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、議案第2号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、主なものについて説明いたします。1、村税、見込額の761万2,000円を増額するものでございます。9、地方交付税、確定による普通交付税及び特別交付税額1億9,164万3,000円を増額するものでございます。12、分担金及び負担金、実績によります保育料など211万円を増額するものでございます。14、国庫支出金、公共土木及び林業施設災害復旧事業費補助金など16億9,276万円を減額するものでございます。15、県支出金、公有林整備事業に係る県補助金など4,789万1,000円を減額するものでございます。16、財産収入、素材生産に係る立木売払い収入など1,067万1,000円を減額するものでございます。17、寄附金、ふるさと応援及び一般寄附など787万3,000円を増額するものでございます。20、諸収入、建物災害共済保険料など746万8,000円を減額するものでございます。21、村債、事業実施に伴います災害復旧事業債など4,070万円を減額するものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入合計、補正前の額から補正額15億9,029万5,000円を減額しまして、49億3,380万7,000円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出、主なものについて説明いたします。2、総務費、事業実施に伴います不用額の減額及び財政調整基金への積み立てなど7,777万6,000円を増額するものでございます。3、民生費、障がい者福祉に係る給付及び高齢福祉に係る介護予防事業の実施に伴う不用額など580万円を減額するものでございます。4、衛生費、国民健康保険事業繰り出し及び健診委託料など888万4,000円を減額するものでございます。5、農林水産業費、作業道整備及び公有林整備に係る委託料など9,104万4,000円を減額するものでございます。6、商工費、事業実施に伴います不用額の減額及び温泉センター基金積立など740万8,000円を増額するものでございます。7、土木費、事業実施に伴います不用額など532万8,000円を減額するものでございます。8、消防費、防災無線整備に係る工事請負費など523万円を減額するものでございます。9、教育費、事業実施に伴います不用額の減額及び学校建築基金への積み立てなど1,502万8,000円を増額するものでございます。

4 ページをご覧ください。10、災害復旧費、公共土木及び林業施設災害復旧費に係る委託料、工事請負費など16億6,870万7,000円を減額するものでございます。12、予備費、9,568万6,000円を増額しまして、歳出合計、補

正前の額から補正額15億9,029万5,000円を減額しまして、49億3,380万7,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。第2表、繰越明許費でございます。款、項、事業名の順に説明いたします。7、土木費、2、道路橋梁費、道路メンテナンス事業4,120万円、同じく、公共土木施設災害関連事業156万1,000円、10、災害復旧費、1、公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業2億4,024万円とするものでございます。

6ページをご覧ください。第3表、債務負担行為でございます。人吉球磨スマートインターチェンジ整備に係る負担金、期間を令和4年度から令和16年度までとしまして、限度額を296万4,000円とするものでございます。

次に、7ページをご覧ください。第4表、地方債補正でございます。まず、1、追加でございますけど、起債の目的、緊急自然災害防災対策事業、限度額2,370万円とするものでございます。次に、公共土木施設災害関連復旧費債、限度額を20万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載してあるとおりでございます。

次に、2、変更でございます。起債の目的、臨時財政対策債、補正前の限度額6,380万円を、補正後の限度額630万円に。次、地域振興事業、540万円を190万円に、公共施設等総合管理計画改定事業、400万円を0円に、林業振興事業、500万円をゼロに、石倉倉庫改良事業、910万円を830万円に、道路新設改良事業、2,290万円を2,220万円に、河川浚渫事業、4,070万円を3,790万円に、消防施設整備事業、260万円を0円に、公共土木災害復旧事業、1,690万円を2,320万円に、農業施設災害復旧事業、210万円を160万円に、林業施設災害復旧事業、3,610万円を1,200万円に、公共施設災害普及事業、1億4,620万円を1億4,930万円とするものでございます。

補正後の起債の方法、利率償還の方法については、補正前のおりでございます。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

-----○-----

**日程第6 議案第3号 令和3年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）**

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第6、議案第3号、令和3年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第3号についてご説明を申し上げます。令和3年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）でございます。令和3年

度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものとなります。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,369万8,000円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,931万5,000円とするものとなります。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」によるものとなります。本日提出でございます。

内容については、健康福祉課長が説明申し上げます。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第3号につきまして説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして説明いたします。款1、国民健康保険税につきましては、収入見込額によります1,000万円の減額でございます。款6、県支出金につきましては、一般被保険者療養費増額に伴う普通交付金15万円を増額するものとなります。款9、繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でありまして、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の算定見込額決定によります384万8,000円を減額するものとなります。歳入合計、補正前の額から1,369万8,000円を減額しまして、4億8,931万5,000円とするものとなります。

2 ページをご覧ください。歳出につきまして説明いたします。款2、保険給付費につきましては、一般被保険者療養費及び審査支払手数料19万円を増額するものとなります。款9、諸支出金につきましては、令和2年度特別交付金精算によります返還金23万4,000円を増額するものとなります。款10、予備費を1,412万2,000円を減額いたしまして、歳出合計、補正前の額から1,369万8,000円を減額しまして、4億8,931万5,000円とするものとなります。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第7 議案第4号 令和3年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第7、議案第4号、令和3年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第4号についてご説明を申し上げます。令和3年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）でございます。令和3年度山

江村の簡易水道事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによるもの  
でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出  
それぞれ298万円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞ  
れ1億9,571万9,000円とするものがございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳  
入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」によるものがございます。地  
方債の補正でございますが、第2条、地方債の変更は、「第2表、地方債補正」に  
よるものがございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第4号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、3、国庫支出  
金138万円を減額、9、村債160万円を減額しまして、歳入合計を補正前の額  
から298万円減額しまして、1億9,571万9,000円とするものございま  
す。

2 ページ目をお開きください。歳出、1、総務費、主に人件費として14万7,  
000円減額、5、予備費を8万5,000円増額、6、災害復旧費を、主に工事  
請負費を291万8,000円減額しまして、歳出合計を、補正前の額から298  
万円減額し、1億9,571万9,000円とするものがございます。

3 ページ目をお開きください。第2表、地方債補正でございます。1、変更、起  
債の目的な簡易水道施設災害復旧事業でございます。限度額を210万円から50  
万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおり  
でございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第8 議案第5号 令和3年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3  
号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第8、議案第5号、令和3年度山江村特別会計農  
業集落排水事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第5号についてご説明を申し上げます。令和3  
年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）でございます。令和3年  
度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）は、次に定めるところに

よるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第5号についてご説明をいたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきましては、補正前の額と変わらず、歳入合計を1億5,347万3,000円とするものでございます。

2 ページ目をお開きください。歳出、1、総務費、主に人件費として5万1,000円の減額、2、農業集落排水事業費、光熱水費など27万円の増額、予備費を21万9,000円減額しまして、歳出合計を、補正前の額と変わらず1億5,347万3,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

#### 日程第9 議案第6号 令和3年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第9、議案第6号、令和3年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第6号についてご説明を申し上げます。令和3年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）でございます。令和3年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ192万1,000円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5万6,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第6号につきまして説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして説明いたします。款1、保険料につきましては、保険料収納見込額によります83万7,000円を増額するものでございます。款3、国庫支出金につきましては、介護サービス給付費見込額及び新型コロナウイルス感染症、並びに、豪雨災害によります保険料の減免及び一部負担金に対する調整交付金93万円を増額するものでございます。款4、支払基金交付金につきましては、支払基金変更申請及び地域支援事業支援実績見込額によります321万2,000円を減額するものでございます。款7、繰入金につきましては、介護サービス給付費見込額等によります一般会計からの繰入金47万6,000円を減額するものでございます。歳入合計、補正前の額から192万1,000円を減額しまして、5億5万6,000円とするものでございます。

次に、2 ページをご覧ください。歳出、主なものにつきまして説明いたします。

款2、保険給付費につきましては、介護サービス等の見込額によります386万4,000円を減額するものでございます。款4、地域支援事業費につきましては、介護予防、生活支援サービス等の実績見込額によります223万1,000円を減額するものでございます。款8、予備費を416万7,000円を増額いたしまして、歳出合計、補正前の額から192万1,000円を減額しまして、5億5万6,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第10 議案第7号 令和3年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算  
(第2号)

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第10、議案第7号、令和3年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第7号についてご説明を申し上げます。令和3年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）でございます。令和3年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」によるものでございます。本

日提出でございます。

内容につきましては、企画調整課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山企画調整課長。

○企画調整課長（新山孝博君） それでは、議案第7号について説明をいたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、歳入合計を既定の額の7,124万1,000円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳出でございますが、款1、総務費を3万9,000円追加するものでありまして、燃料費等の増額でございます。款2、ケーブルテレビ事業費を19万8,000円追加するものでありまして、回線使用に伴います通信運搬費の増額でございます。歳出合計、既定の額の7,124万1,000円とするものでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 以上で、先議依頼のありました議案について、提案理由の説明が全て終わりました。

ここで、お諮りします。議案検討のため暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、しばらくの間、暫時休憩といたします。再開時刻を11時40分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時17分

再開 午後 0時02分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

ここで、村長より発言の訂正がありますので、これを許します。

村長。

○村長（内山慶治君） ちょっと訂正して、おわびを申し上げます。

施政方針の挨拶の中でですね、現在、仮設住宅に入居されておられる方々、7名の方、これは旧城内団地に住まれた方々ですけれども、が、新しい万江にできる公営住宅に入居されるめどを、令和5年4月1日をですね、平成5年4月1日と言いついて間違えていたようであります。訂正をお願いしたいと思いますし、おわびを申し上げます。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、先議議案がありました議案第2号から議案第7号につ

いて、議事日程順に、質疑、討論、採決をいたします。発言については、山江村議会会議規則の規定を守って質疑をお願いをいたします。

日程第5、議案第2号、令和3年度山江村一般会計補正予算（第10号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6、議案第3号、令和3年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7、議案第4号、令和3年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決することに

決定をいたしました。

日程第 8、議案第 5 号、令和 3 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第 3 号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第 5 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 9、議案第 6 号、令和 3 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 3 号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第 6 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 10、議案第 7 号、令和 3 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第 2 号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。議案第 7 号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで、お諮りします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後1時30分といたします。

-----○-----

休憩 午後0時07分

再開 午後1時30分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

-----○-----

#### 日程第11 報告第1号 公共施設の在り方に関する調査特別委員会委員長報告

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第11、報告第1号、公共施設の在り方に関する調査特別委員会委員長報告について、委員長の報告を求めます。

7番、立道徹君。

報告は、答弁者席からお願いいたします。

○7番（立道 徹君） 報告第1号、令和4年3月10日、山江村議会議長、中竹耕一郎様。公共施設の在り方に関する調査特別委員会委員長、立道徹。

公共施設の在り方に関する調査特別委員会委員長報告。

令和3年第7回9月議会定例会において設置されました「公共施設の在り方に関する調査特別委員会」につきまして、以下のとおり委員会を開催し、協議しておりますので、ご報告いたします。

令和3年10月6日、第1回委員会を開催し、調査検討の具体的な内容や委員会のスケジュール等について協議をしております。

令和3年12月16日、第2回委員会。第1回目の委員会での協議内容を踏まえ、公共施設の選定を行い、各々が考える課題や対策等を作成し、提出するよう徹底をしております。

令和4年2月9日、第3回委員会。村内の公共施設の現地調査を行い、各施設の現状や問題点等を現地にて協議しております。また、第2回目の委員会で提出依頼しておりました問題対策等において取りまとめた資料を配付いたしております。

以上のように、委員会を開催し、調査検討を行ってまいりましたが、本委員会は村内における公共施設の有効活用や適正管理の課題解決、将来を見通した最適な施設配置及び効率的かつ効果的な維持管理の提案をするため、今後も継続して調査検討を行うことといたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） それでは、ここで、ただいまの報告第1号について質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。  
報告第1号については、これで終わります。

-----○-----

**日程第12 同意第1号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を  
求めることについて**

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第12、同意第1号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、同意第1号についてご説明を申し上げます。山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてでございます。山江村固定資産評価審査委員会委員に、次の者を選任をしたいということであり、同意を求めるものでございます。本日提出であります。

記として、括弧内に住所、氏名、生年月日、任期と書いておりましたが、読み上げさせていただきます。住所が山江村大字山田乙928番地、氏名が内田誠治、敬称は略させていただきました。生年月日が昭和37年2月28日、任期が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間でございます。

提案理由でございますが、内田誠治氏を適任者と認め選任するためには、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を得る必要があるために提案をさせていただきます。

固定資産審査委員は3名置くこととなっておりますけれども、現在、1名減の状況であります。したがって、今回新たに選任し、同意を求めるというものでございます。

内田誠治氏につきましては、現在60歳ということですが、農業に従事しておられまして、主に水稻、畜産の経営をしておられるというところでございます。また、山江村の認定農業者会及び肉用牛振興会の会長として、本村の農業振興に尽力されておられまして、地域からの人望も厚いために適任と認め、今回の提案をさせていただくというものでございます。

人事案件でありますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

**日程第13 議案第8号 山江村議会議員及び山江村長の選挙における選挙運動の公**

### 費負担に関する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第13、議案第8号、山江村議会議員及び山江村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第8号についてご説明申し上げます。山江村議会議員及び山江村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてでございます。山江村議会議員及び山江村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を、別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますけれども、公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第15号）でありますけれども、その施行による選挙公営の対象拡大がありました。それに伴いまして、条例を制定する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、その条例がございますけれども、内容につきましては、公職選挙法の一部改正ということでありまして、選挙に係る公営対象を拡大するものでありまして、町村が関係する町村議会議員選挙及び村長選挙を対象とするものでございます。

内容につきましては、選挙運動用自動車の使用、次に、選挙運動用ビラの作成、そして、選挙運動用ポスターの作成などが、選挙公営拡大の対象となるというものでございます。そして2番目に、町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁ということございまして、選挙運動用ビラの頒布における解禁をすることで、上限枚数を1,600枚とするものでございます。それから3番目に、町村議会議員選挙における供託金制度が導入されたということございまして、供託金の額15万円とするものでございます。

この条例につきましては、公布の日から施行するというものになっております。

以上でございます。

-----○-----

### 日程第14 議案第9号 山江村まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第14、議案第9号、山江村まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第9号についてご説明申し上げます。山江村まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定についてでございます。山江村まち・ひと・しごと

創生推進基金条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、山江村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の財源として、企業からの寄附金を活用する条例を制定する必要があるために、提案をさせてもらうということでございます。

1枚開けてもらうと、その条例でございますが、これにつきましては、地域再生法、これ平成17年法律第24号でございますけれども、第54条第4項第2号に規定されている「まち・ひと・しごと創生寄附金事業」、これ平成28年に創設されておりますけれども、それに関しまして、法人からの寄附金、いわゆる企業版ふるさと納税というものでございますけれども、その寄附金を適正に管理し、当該事業の経費に充てることを目的として、山江村まち・ひと・しごと創生推進基金条例を制定し、活用していくというものでございます。今後、企業版ふるさと納税があった場合には、まち・ひと・しごと総合戦略に位置づけた事業等に活用していくということでございますし、寄附をする企業につきましても、有利な条件が付されておりまして、しっかりその企業に対しまして、寄附を求めていくということも必要になるかというふうに考えております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させてもらうというものでございます。

以上でございます。

-----○-----

**日程第15 議案第10号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について**

○議長（中竹耕一郎君） 日程第15、議案第10号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第10号についてご説明申し上げます。熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございます。地方自治法（昭和22年法律第67号第286条第1項）の規定によりまして、令和4年6月30日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合同規約、平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号でございますが、の一部を次のとおり変更するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますけれども、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規

約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、いわゆる同文議決ということでございますが、議会の議決を経る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただくと、その規約であります。そして、一番最後のページは新旧対照表が出ておりますけれども、中にありますとおり、熊本県市町村総合事務組合の構成団体であります宇城市が、平成4年6月30日をもって交通災害事務から脱退するというに伴い、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更が必要になったということであるために、提案をさせていただくというものでございます。組合の共同する事務から宇城市を削除するということになります。

この附則として、この規約は、令和4年7月1日から施行させてもらうというものでございます。

以上でございます。

-----○-----

**日程第16 議案第11号 山江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について**

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第16、議案第11号、山江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第11号についてご説明申し上げます。山江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出しております。

提案理由でございますけれども、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正によりまして、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和措置が講じられることに伴いまして、条例の一部を改正する必要があるために提案させていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、改正する条例が載っておりますし、最後のページ、新旧対照表が載っておりますけれども、これにつきましては、出産・育児等に希望に応じて仕事と育児を両立できるようにするために、出産直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みと、育児休業を取得しやすい雇用環境整備等、個別の周知及び意向確認の措置を義務づけるものでございます。さらに、非常勤職員、会計年度任用職員のことでもありますけれども、など、雇用期間の要件を廃止した育児・介護休業取得案件措置を緩和するというようにしたものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行させていただくというものでございます。

以上でございます。

-----○-----

**日程第17 議案第12号 山江村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第17、議案第12号、山江村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第12号についてご説明を申し上げます。山江村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を、別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、消防団員の処遇改善に係る報酬の見直しに伴いまして、条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくということでございまして、次のページに改正する条例であります、と同時に別表を掲げておりますし、最後のページ、新旧対照表を付けさせてもらっているところでありますけれども、消防団の処遇改善については、国の消防団員の報酬等の基準策定というものがございまして、それに従いまして見直しを行わせてもらうというものでございます。①として、年額報酬の見直しとして、団員階級の年額報酬基準額を国基準の3万6,500円とするというものでございまして、それから、出動報酬の支給といたしまして、新たに火災や警戒、訓練等に出動の際に、出動報酬標準額を1日当たり8,000円支給をさせていただくというものでございます。

どの地域も、山江もそうでありますけれども、なかなか団員が見つからないという中に、団員の皆さん方には懸命に団活動に精励をしてもらっているところでありまして、今回、国の消防団員の報酬等の基準の策定の内容に従いまして、改定をさせてもらうというものでございます。

なお、消防関係はですね、地方交付税が1億2,000数百万円来ております。そのうち、70%ちょっとがですね、常備消防費、いわゆる人吉下球磨消防組合の負担金に払うものでありますけれども、残り5,000万円程度、しっかり運用させてもらいながら、非常備消防に充てているという状況でありまして、今回もそのような中からの運用をさせていただくというものでございます。

附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行するというものでございます。

-----○-----

日程第18 議案第13号 山江村企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第18、議案第13号、山江村企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第13号についてご説明を申し上げます。山江村企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村企業立地促進条例の一部を改正する条例を、別案のとおり制定するものとするということでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますけれども、山江村過疎地域持続的発展計画というものを昨年中に策定をしております。本計画に定めた産業振興促進区域内の特別償却資産の課税免除を可能とするために提案をさせていただくというものでありますけれども、1枚開けていただきますとその条例でありますし、最後のページに新旧対照表を付けさせてもらっているところではありますが、令和3年に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、これ名前も変わりましたが、令和3年法律第19号が施行されたということで、いわゆる過疎法ですね、過疎法が制定されたということでございます。昨年9月に山江村過疎地域持続的発展計画を策定をしてあるところですが、本計画に定めました産業振興促進区域内の事業者等に対しまして、特別償却資産の課税を免除するというを可能にするために、山江村企業立地促進条例の一部を改正する条例を制定するというものでございます。

主な改正としては、村内で事業を行う方々、製造業、旅館業、農林水産業、販売業、情報サービス業等が対象となりまして、対象地産となる機械、装置、建物、付属設備、土地を新規に新しくですね、導入する取得価格が500万円以上の場合、最初に固定資産税が課せられることになる年度以降、3カ年度をですね、課税免除とさせていただきますというものでございます。この免除には、減収補填として、その課税をする分はですね、減収補填制度により、減収分の75%を普通交付税で補填をするというものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行をさせていただくというものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第 19 議案第 14 号 山江村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第 19、議案第 14 号、山江村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 14 号についてご説明申し上げます。山江村税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村税条例の一部を改正する条例を、別案の通り制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますけれども、災害等の危機が切迫した場合における住民の方々の安全な地域自主避難所を確保するということでありまして、そのために空き家の活用促進を図るために、条例の一部を改正する必要があるので提案をさせていただくというものでございます。

1 枚開けていただきますと、その一部を改正する条例でありまして、最後のページ、新旧対照表を添付させてもらっているところですが、この条例改正につきましても、山江村復興計画に掲載しておりますけれども、災害時における地域住民の安全確保のために、空き家を活用して自主避難をしていただく。今次災害におきましてもそういう方が万江地区にありました。そういう自主避難所に対し、減税制度を設けるということによる条例改正であります。内容としまして、空き家でありまして、地域が自主避難所として、所有者の同意を得て選定し、村の選定基準に基づき認定した家屋等における固定資産税を減免させていただくと。所有者の同意を得るということは、地域がということ、区長さんの申請ということになります。

なお、施行日につきましては、令和 4 年 4 月 1 日とするものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第 20 議案第 15 号 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 20、議案第 15 号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 15 号についてご説明を申し上げます。山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保

険法等の一部を改正する法律等の公布及び国民健康保険税率の改定に伴いまして、条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、その改正する条例でございまして、後ろのほうには新旧対照表を添付させてもらっております。

この条例につきましては、上位法の一部改正に伴います条例改正でありまして、未就学児にかかる国民健康保険税の均等割額をですね、2分の1減額する改正と、賦課限度額の改正であります。また、令和4年度県への納付金の改定がありました。改定納付金の金額がわかりましたので、税率を改正させていただくというものでございます。冒頭少し触れましたけれども、令和4年度の税率につきましては、現在の税率から医療分の平等割を2,000円の減額、後期高齢者医療分の平等割を3,000円減額という税率の改正でございます。合計5,000円となります。

この税率の改正につきましては、国保運営協議会で協議をしていただきまして承認をいただいているところであります。

なお、施行日にしましては、令和4年4月1日といたしまして、令和4年度以降の国民健康保険税について適用するものでございまして、令和3年度までの分権交付県税については従前の例によるというものでございます。

以上でございます。

-----○-----

## 日程第21 議案第16号 山江村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第21、議案第16号、山江村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第16号についてご説明申し上げます。山江村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、固定資産評価審査委員会における適正な審査に係るための義務の移管に伴いまして、条例の一部を改正する必要があるために提案させていただくというものでございますけれども、1枚開けていただきますとその条例、新旧対照表も最後のページに付けておりますけれども、中にありますとおり、固定資産の評価及び課税に対し、不服申立てがあった場合ですね、固定資産評価審査委

員会を開催いたしまして、審議をするということになっておりますが、中立な立場で審議をするため、事務局を現在の税務課から総務課へ移管するための条例改正であります。いわゆる税務課が固定資産税を評価して、提示して、それに不服申立てがあったのを税務課が事務局となるというのは、公平性に欠けますので、総務課のほうでその事務処理をさせていただくというものでございます。

ちなみに、今まで不服申立てという事例は1件もございません。

なお、施行日につきましては、令和4年4月1日とするものでございます。

-----○-----

## 日程第22 議案第17号 山江村が管理する村道の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第22、議案第17号、山江村が管理する村道の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第17号についてご説明申し上げます。山江村が管理する村道の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村が管理する村道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、道路構造令の一部改正に伴いまして、自転車通行帯に係る道路の構造の一般的技術的基準を定めると、そのために提案をさせていただくということでございます。

1枚開けてもらいますと、改正する条例でございまして、次のページから新旧対照表を添付してありますけれども、歩行者の安全性向上と自転車の利用目的の多様化に伴いまして、自転車通行空間の整備の観点から、道路構造令において、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる自転車通行帯が新たに規定されたことに伴いまして、条例の一部を改正するというものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただくというものでございます。

-----○-----

## 日程第23 議案第18号 山江村体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第23、議案第18号、山江村体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第18号についてご説明申し上げます。山江村体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、山江村体育館を適正に管理するにあたりまして、条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、改正する条例の別表が載っております。加えて、一番最後のページ、新旧対照表がございますけれども、山江村の体育館の使用に関しましては、適正に管理するための条例の一部を改正するというところでございますが、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金事業によりまして、山江村を避難所として、要するにスペースを空けながら避難をさせていただくということでもありますし、また、非常に暑い折に避難をしていただくということもあり、空調を設置しております。このために、同体育館を使用するものが冷暖房設備を使用した場合、その使用料を1時間当たり1,500円に定めるというものでございまして、別表に追加するものでございます。

併せまして、区分の名称を卓球室から2階東側フロアに変更をさせていただくというものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行させていただくというものでございます。

-----○-----

#### 日程第24 議案第19号 令和4年度山江村一般会計予算

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第24、議案第19号、令和4年度山江村一般会計予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第19号についてご説明申し上げます。令和4年度山江村一般会計予算でございます。

1枚おめくりいただきたいと思えます。令和4年度山江村一般会計予算でございます。令和4年度山江村の一般会計の予算は、次に定めるところによるというものでございます。歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ50億9,000万円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」によるものでございます。地方債でございますが、第2条、地方自治法第230条第1項の規定によりまして、起こすことができる地方債の起債の目的、

限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表、地方債」によるものでございます。

次に、一時借入金であります。第3条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2億円と定めるものでございます。次に、歳出予算の流用でございます。

第4条、地方自治法第220条第2項、但し書きの規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。(1)でございます。各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用でございます。本日提出でございます。

内容につきましては、総務課長が説明申し上げます。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、議案第19号、令和4年度山江村一般会計予算について説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算、歳入、主なものについて説明いたします。村税ですけれども、令和3年度が豪雨災害等の影響により減収計上しておりましたが、令和4年度において、若干増収へと見込まれることから、前年比で約33%の増で2億1,756万2,000円を計上しております。2、地方贈与税、これについては前年度の見込額を考慮した算定を基にしました額としまして、前年比で約64%増の6,480万6,000円を計上しております。3、利子割交付金から7の環境性能割交付金までにつきましては、前年度実績見込額及び国の地方財政計画に基づき、前年度並みの額を計上しているところでございます。8、地方特例交付金につきましては、国の地方財政計画に基づきまして144万9,000円を計上しております。9、地方交付税、これにつきましては、国の地方財政計画に基づきまして計上し、前年比約1.9%増としました普通交付税の額、16億1,000万円を計上しております。10、交通安全対策特別交付金につきましては、前年度並みを計上しております。

2 ページをご覧ください。歳入、11、地方消費税交付金、これについては前年度見込額を参考に試算しまして、6,480万円を計上しております。12、分担金及び負担金、民生費が主でございます。保育料及び施設利用料を見込んだ額、375万5,000円を計上しております。13、使用料及び手数料、土木費での住宅使用料が主でございます。昨年並みの4,460万2,000円を計上しております。14、国庫支出金、新型コロナウイルス対応に係る地方創生臨時交付金及び災害復旧に係る補助金などがございます。前年比で約18.5%の増、21億9

0万3,000円を計上しております。県支出金、民生費での保育給付費が若干増額し、前年比で約0.9%増の2億6,345万1,000円を計上しております。

16、財産収入につきましては、林道及び作業道の災害の影響を受け、主伐となります素材生産売払い収入が見込まれないことから、前年比で約70%減の752万9,000円を計上しております。17、寄附金、ふるさと応援寄附金など昨年並みの6,011万1,000円を計上しております。18、繰入金、これについては、財政調整基金及びふるさと応援基金から、繰り入れは昨年より減少しているものの、川辺川土地改良事業基金が繰り入れがありまして、前年度比で約24%の増となっており、2億6,871万4,000円を計上しております。19、繰越金、昨年比で約6%減の1億4,000万円を計上しております。

3ページをご覧ください。20、諸収入、昨年比で約9.7%の増、1,910万円を計上しております。21、村債、前年度の災害復旧費債が減少していることから、前年比で約73%減の2億1,990万円を計上しております。以上、歳入合計、50億9,000万円でございます。

4ページをご覧ください。歳出でございます。1、議会費、前年並みの5,797万4,000円を計上しております。2、総務費、前年比で約5.9%の増となっております。主なものは、くま川鉄道復旧に係る負担金、また地方税納税システムに係ります委託料及び参議院選、それから村長選挙に係る経費の増でございまして、5億2,661万7,000円を計上しております。3、民生費、児童措置に係る施設型保育給付費の増額が主でございまして、前年比で約7.4%の増となっており、6億7,559万8,000円を計上しております。4、衛生費、前年度の簡易水道事業繰り出し金及び新型コロナウイルスワクチン予防費が減少したことから、前年比で約12%減の3億6,777万6,000円を計上しております。5、農林水産業費、川辺川総合土地改良事業の負担金が始まることから需用費が伸びまして、前年比で約37%の増となっており、5億4,931万2,000円を計上しております。6、商工費、前年度比で約55.8%増となっており、主なものは、温泉ほたるの施設改修に係る工事請負費などで9,894万円を計上しております。7、土木費、前年度比で約17%増となっており、主なものは急傾斜地対策に係る委託料などでございまして、1億8,803万6,000円を計上しております。8、消防費、消防団員への報酬改善及び人吉下球磨消防組合の負担金増でございまして、前年比で約20%増の1億3,979万1,000円を計上しております。

5ページをご覧ください。9、教育費、昨年並みを計上しまして、2億6,595万5,000円を計上しております。10、災害復旧費、前年度より若干減少しているものの、引き続き委託料及び復旧工事費を計上しており、前年比で約18%

減の17億6,293万9,000円を計上しております。11、公債費、前年比で約11%減の3億3,253万9,000円を計上しております。12、予備費、2,738万2,000円を計上しまして、歳出合計50億9,000万円とするものでございます。以上、歳入歳出合計、前年比で約3.4%の減となっております。

6ページをご覧ください。第2表、地方債でございます。起債の目的、限度額順に説明いたします。臨時財政対策債、限度額を2,020万円、地域振興事業750万円、農道改良事業1,320万円、農業振興事業500万円、川辺川土地改良事業1,800万円、林道改良事業1,560万円、石倉野菜室空調設備改修事業310万円、温泉施設利用推進事業1,860万円、急傾斜地等崩壊対策事業750万円、河川浚渫事業4,000万円、緊急自然災害防止事業430万円、道路新設改良事業1,150万円、防災行政無線強化事業570万円、教育ICT環境整備事業1,690万円、公共土木施設災害復旧事業債1,490万円、林業施設災害復旧費債1,310万円、公共土木施設災害関連事業480万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法については、記載してあるとおりでございます。

それから、次に109ページをご覧ください。地方債の前前年度末における現在高並びに年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。前年度末現在高見込額30億4,105万2,000円に、当該年度中、起債見込額の2億1,990万円を加えまして、当該年度中、元金償還見込額の3億2,117万7,000円を差し引いた29億3,977万5,000円を当該年度末現在高見込額といたしております。

以上で、議案第19号、令和4年度山江村一般会計予算の説明を終わります。

-----○-----

#### 日程第25 議案第20号 令和4年度山江村特別会計国民健康保険事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第25、議案第20号、令和4年度山江村特別会計国民健康保険事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第20号についてご説明を申し上げます。令和4年度山江村特別会計国民健康保険事業予算書でございます。表紙を1枚おめくりください。令和4年度山江村の特別会計国民健康保険事業予算でございます。令和4年度山江村の特別会計国民健康保険事業予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億2,000万円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出

予算」によるものでございます。

一時借入金でございますけれども、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000万円と定めるものでございます。歳出予算の流用でございます。

第3条、地方自治法第220条第2項但し書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ということでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第20号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算、歳入、主なものにつきまして説明いたします。款1、国民健康保険税、保険税の現年度及び過年度見込額4,907万5,000円とするものでございます。款6、県支出金、普通交付金及び特別調整交付金、県繰入金などの見込額、3億2,690万3,000円とするものでございます。款9、繰入金、一般会計からの繰入金3,348万7,000円とするものでございます。款10、繰越金、令和3年度からの繰越金を見込みまして1,049万5,000円とするものでございます。歳入合計、4億2,000万円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出、同じく主なものにつきまして説明いたします。款1総務費、事務費等の一般管理費及び運営協議会に伴うものでありまして、386万2,000円とするものでございます。款2、保険給付費、診療費、調剤費などの診療諸費及び高額療養費など合わせまして3億679万円とするものでございます。款3、国民健康保険事業費納付金、村が県に対しまして納付するものでございまして、県からの見込額、医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金、合わせまして8,949万6,000円とするものでございます。款6、保険事業費、人件費及び特定健康診査等保険事業関係に伴うものでございまして、1,068万7,000円とするものでございます。款10、予備費881万1,000円といたしまして、歳出合計、4億2,000万円とするものでございます。前年度と比較しまして、7,300万円の減額となっております。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第26 議案第21号 令和4年度山江村特別会計簡易水道事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第26、議案第21号、令和4年度山江村特別会計簡易水道事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第21号についてご説明申し上げます。令和4年度山江村特別会計簡易水道事業予算でございます。表紙を1枚おめくりいただきたいと思いますが、令和4年度山江村特別会計簡易水道事業予算でございます。令和4年度山江村の特別会計簡易水道事業の予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億6,500万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」によるものでございます。次に、地方債でございます。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表、地方債」によるものでございます。

次に、一時借入金でございますけれども、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定めるものでございます。次に、歳出予算の流用でございます。

第4条、地方自治法第220条第2項但し書きの規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めさせていただきます。このうち、(1)として、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ということになります。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第21号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算、主なもののみご説明いたします。歳出、1、分担金及び負担金、水道加入負担金として57万5,000円、2、使用料及び手数料、水道使用量として4,907万円、3、国庫支出金、水道台帳整備等に係る国庫補助として152万9,000円、6、繰入金、一般会計からの繰り入れとして8,125万円、7、繰越金、令和3年度からの繰り越し見込額として177万4,000円、9、村債、水道事業に係る村債の借り入れとして3,080万円、歳入合計を1億6,500万円とするものでございます。

2 ページ目をお開きください。歳出、1、総務費、主に人件費として706万9,000円、2、簡易水道事業費、水道施設の維持管理及び整備として6,801万

1,000円、4、公債費、起債償還に係る元金及び利子として8,584万6,000円、予備費を251万1,000円、6、災害復旧費、令和2年7月豪雨に伴う災害復旧として156万2,000円、歳出合計を1億6,500万円とするものでございます。歳入歳出、前年度より200万円の減となります。

続いて、3ページをご覧ください。第2表、地方債補正でございます。起債の目的、限度額でございますが、簡易水道事業費を3,010万円、簡易水道施設災害復旧事業70万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

#### 日程第27 議案第22号 令和4年度山江村特別会計農業集落排水事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第27、議案第22号、令和4年度山江村特別会計農業集落排水事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第22号についてご説明を申し上げます。令和4年度山江村特別会計農業集落排水事業予算でございます。表紙を1枚開けていただきますと、令和4年度山江村の特別会計農業集落排水事業予算でございます。令和4年度山江村の特別会計農業集落排水事業の予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億5,600万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、地方債でございます。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表、地方債」によるものでございます。

次に、一時借入金でございますが、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定めるものでございます。歳出予算の流用でございます。

第4条、地方自治法第220条第2項、但し書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めておまして、

(1)でございます。各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ということになります。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第22号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算、主なものについてご説明いたします。歳入、1、分担金及び負担金、加入負担金として50万円、2、使用料及び手数料、使用料及び手数料として3,752万6,000円、4、繰入金、一般会計からの繰り入れとして9,200万円、5、繰越金、令和3年度からの繰り越し見込額として317万2,000円、7、村債、村債の借り入れとして2,280万円、歳入合計を1億5,600万円とするものでございます。

2 ページ目をお開きください。歳出、1、総務費、主に人件費として747万1,000円、2、農業集落排水事業費、施設の維持管理費として8,194万9,000円、3、公債費、起債償還に係る元金利子として6,433万5,000円、予備費を224万5,000円とします。歳出合計を1億5,600万円とするものでございます。歳入歳出それぞれ前年比より1,200万円の増となります。

3 ページをご覧ください。第2表、地方債でございます。起債の目的は、農業集落排水事業でございます。限度額を2,280万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

#### 日程第28 議案第23号 令和4年度山江村特別会計介護保険事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 日程第28、議案第23号、令和4年度山江村特別会計介護保険事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第23号についてご説明を申し上げます。令和4年度山江村特別会計介護保険事業予算でございます。1枚おめくりください。令和4年度山江村特別会計介護保険事業予算でございます。令和3年度山江村の特別会計介護保険事業の予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億9,500万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございます。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、4,000万円と定めるものでございます。

歳出予算の流用でございます。第3条、地方自治法第220条第2項の但し書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。(1)でございます。保険給付費の各項に計上されました予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用ということになります。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明申し上げます。

○議長(中竹耕一郎君) 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長(迫田教文君) それでは、議案第23号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算、歳入、主なものにつきまして説明いたします。款1、保険料、介護保険料の経年度及び過年度見込額7,306万9,000円とするものでございます。款3、国庫支出金、介護給付費負担金及び調整交付金、地域支援事業交付金等見込額、合わせまして1億2,691万5,000円とするものでございます。款4、支払基金交付金、第2号被保険者分見込額1億2,759万6,000円とするものでございます。款5、県支出金、介護給付費負担金及び地域支援事業費交付金等見込額、合わせまして7,453万7,000円とするものでございます。款7、繰入金、一般会計からの繰入金7,442万2,000円とするものでございます。款8、繰越金、令和3年度からの繰越金を見込みまして906万7,000円とするものでございます。款9、諸収入、国庫負担金、県負担金の追加交付予定額等、939万2,000円とするものでございます。歳入合計、4億9,500万円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出、同じく、主なものにつきまして説明いたします。款1、総務費、人件費及び主治医意見手数料、球磨郡認定審査会負担金等を合わせまして、675万2,000円とするものでございます。款2、保険給付費居宅介護サービス給付負担金及び施設介護サービス給付負担金が主なものでありまして、4億6,046万6,000円とするものでございます。款4、地域支援事業費、介護予防生活支援に伴う人件費及びサービス委託料等が主なものでありまして、2,489万8,000円とするものでございます。款8、予備費277万8,000円といたしまして、歳出合計、4億9,500万円とするものでございます。前年度と比較しまして、6,300万円の増額となっております。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第29 議案第24号 令和4年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算

○議長(中竹耕一郎君) 次に、日程第29、議案第24号、令和4年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第24号についてご説明を申し上げます。令和4年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算書でございます。表紙を1枚めくっていただきますと、令和4年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算でございます。令和4年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございますけれども、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,300万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございますけれども、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は300万円と定めるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明申し上げます。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第24号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算、歳入、主なものにつきまして説明いたします。款1、後期高齢者医療保険料、保険料の現年度及び過年度見込額2,623万1,000円とするものでございます。款3、繰入金、一般会計からの繰入金1,636万9,000円とするものでございます。款4、繰越金、令和3年度からの繰越金を見込みまして、33万6,000円とするものでございます。歳入合計、4,300万円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出、同じく主なものにつきまして説明いたします。款2、後期高齢者医療広域連合納付金、村が広域連合に対し納付するものでございまして、広域連合からの見込額4,246万9,000円とするものでございます。款4、予備費34万9,000円といたしまして、歳出合計、4,300万円とするものでございます。前年度と比較しまして、320万円の増額となっております。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第30 議案第25号 令和4年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第30、議案第25号、令和4年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第25号についてご説明を申し上げます。令和4年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算書でございます。表紙を1枚めくっていただきますと、令和4年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算でございます。令和4年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,620万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金としておりますが、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は600万円と定めさせていただきます。本日提出でございます。

内容につきましては、企画調整課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山企画調整課長。

○企画調整課長（新山孝博君） それでは、議案第25号について説明をいたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算でございます。歳入でございますが、主なもののみ説明をいたします。款2、使用料及び手数料2,670万5,000円でございますが、ケーブルテレビ使用料などがございます。款3、繰入金1,339万5,000円、一般会計からの繰入金でございます。款4、繰越金600万円、令和3年度からの繰越金を見込んでおります。以上、歳入合計を4,620万円とするものでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。歳出でございますが、款1、総務費1,520万3,000円、派遣業務などに係ります委託料などがございます。款2、ケーブルテレビ事業費3,003万円、ケーブルテレビの維持管理等に係ります経費でございます。款4、予備費、予備費といたしまして96万7,000円を計上しております。以上、歳出合計を4,620万円とするものでございます。前年度と比較いたしまして、80万円の減額となっております。

以上、説明を終わります。

-----○-----

### 日程第31 議員派遣の件

○議長（中竹耕一郎君） 次に、最後になりますが日程第31、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第126条の規定により、お手元に配付しております内容で議員を派遣するものであります。

これで、提案理由の説明は終わりました。

また、12月議会定例会以降に要望書が1件提出されまして、議会へ届いております。この件については、それぞれ議員各位へ資料配付とすることといたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、これで散会といたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後2時43分

第 2 号

3 月 1 6 日 ( 水 )

## 令和4年第2回山江村議会3月定例会（第2号）

令和4年3月16日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

日程第 1 一般質問

### 2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 本 田 り か さん	2番 久保山 直 巳 君
3番 中 村 龍 喜 君	4番 赤 坂 修 君
5番 森 田 俊 介 君	6番 横 谷 巡 君
7番 立 道 徹 君	8番 西 孝 恒 君
9番 中 竹 耕一郎 君	10番 秋 丸 安 弘 君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山 口 明 君

### 5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君	副 村 長 北 田 愛 介 君
教 育 長 藤 本 誠 一 君	総 務 課 長 白 川 俊 博 君
税 務 課 長 平 山 辰 也 君	企 画 調 整 課 長 新 山 孝 博 君
産 業 振 興 課 長 松 尾 充 章 君	健 康 福 祉 課 長 迫 田 教 文 君
建 設 課 長 清 永 弘 文 君	教 育 課 長 蕨 野 昭 憲 君
会 計 管 理 者 一 二 三 信 幸 君	

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問

○議長（中竹耕一郎君） 本日は、会期日程日時第2、一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、6名の議員から一般質問の通告がなされてお  
り、通告の順に従いまして、許します。

なお、会議規則による発言時間は、質問・答弁を合わせて60分といたしますが、  
質問される議員におかれましては、提出された通告の内容に沿って適切な質問をし  
ていただきますよう要望いたします。また、質問の際に、答弁の繰り返しにならない  
ようご注意ください。一方、執行部におかれましても、ケーブルテレビで中継  
しておりますので、簡潔にわかりやすく答弁をいただきますようよろしくお願いを  
いたします。

それでは、はじめに7番、立道徹議員より、1、異常気象に伴う災害対策につい  
て、2、令和4年度予算編成方針についての通告が出ております。

立道徹議員の質問を許します。7番、立道徹君。

#### 立道 徹君の一般質問

○7番（立道 徹君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、7  
番議員、立道が通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

まずはじめに、異常気象に伴う災害対策についてでございます。昨今の異常気象  
等による自然災害の多発状況から、災害を未然に防ぐ防災が重要であると考えま  
すが、まず1点目は、森林荒廃による土砂流出の恐れのある箇所の調査、点検と対策  
について伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、立道徹議員のご質問にお答えいたします。

森林荒廃による土砂流出の恐れがある箇所の調査と点検と対策はということでご  
ざいますけれども、産業振興課におきましては、令和2年7月豪雨の復旧箇所、ま  
た復旧予定箇所の点検も兼ねて、定期的に土砂災害の恐れのある箇所の巡回を行っ  
ております。そのほか、熊本県と合同で治山パトロール等を実施し、危険箇所につ  
いては治山事業の要望等を行っているところです。集落や幹線道路への土砂流出による

災害を未然に防ぐことができるよう、地域防災計画や、また防災マップと連動し、関係機関、課局との調査も行っていきたいというふうに考えております。

また、森林荒廃は山の手入れが行き届いてないほか、シカやイノシシなどの有害鳥獣が樹木や山肌を荒らすことも要因の一つだというふうに考えております。林道、作業道の復旧がなかなか進んでいない状況ではございますけれども、復旧工事を進めるとともに、林業施業、有害鳥獣駆除活動ができるような環境整備を進めていくことが森林荒廃を防ぐ、また土砂流出を防ぐことの重要な解決策の一つだというふうに考えておりますので、進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） まだまだですね、森林、伐採等が山江地区の上流側ではされている状況でありますので、くれぐれもですね、点検、調査のほうはよろしくお願ひしたいと思います。

2点目はですね、山林伐採に伴う搬出作業道の整地と排水対策や木材の切れ端の後始末等の徹底指導等について伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、ご質問にお答えいたします。

この質問におきましては、令和3年9月議会でも同様の答弁をいたしておりますけれども、まず、平成31年3月に策定されました「球磨地域の百年後の森林を考えよう。次世代へつながる球磨の森づくりルール」というルールブックを、森林施業者の方、また熊本県市町村と合同で策定をされております。このルールブックの遵守をはじめ、熊本県作業道サクセス指針を遵守し、施業されているというふうに思われております。

また、地域の林業従事者、熊本県山江村と合同で施業箇所のパトロールを実施しているほか、産業振興課独自でも定期的に村内を巡回させていただいております。本年度におきましても、私有林ではございましたけれども、搬出道が崩壊しかかっている箇所を、施業箇所を発見いたしましたので、施業従事者を現場へ同行させて現地確認、作業道の整地、指導、切れ端等の整備を指導したところでございます。

今後も巡回を重ねるとともに、また伐採届等ですね、提出があった場合には、申請者、施業主などへ適切な林業施業をですね、心がけていただくよう指導を行っていききたいというふうに考えておりますし、現在も指導を徹底しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） 伐採に伴うですね、搬出作業道、重機が入っての作業道、その辺の指導というか、元に戻すような計画というか、作業じゃないのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

現時点では、その作業道をですね、戻すような指導は行っておりませんが、指導に、先ほど言いましたルールブックや作業道のサクセス指針に遵守しないような幅の道路につきましては、元に戻すとかですね、その基準内に収めていただくように指導は行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） その辺ですね、山を見たら搬出作業道が見事に残っているような状況で、その辺から水もですね、天災というよりも人災の水の流れがあって、下流側には大きな災害をもたらすと思いますので、その辺の指導のほう、徹底をよろしくお伺いしたいと思います。

3点目はですね、村内河川堆積土砂撤去の進捗状況についてでございますけど、吐合宇那川線、または県の河川が湯の原の上流ぐらいで切れて、あとは村の河川になっていると思いますけど、その辺のですね、撤去状況について伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

近年、頻発している豪雨や大規模災害の影響もあり、河川内には土砂が堆積しているところが見受けられます。令和2年7月豪雨では、人吉・球磨管内の河川において、大量の土砂堆積が確認されたことから、緊急的な対策として、国・県・市町村がそれぞれに管理する河川の堆積土砂撤去に現在も取り組んでいるところでございます。

発災後、村内を流れる河川においても大量の土砂が堆積したため、熊本県では山田川の山江砕石工業前から西川内川の合流点までの区間で、約1万6,000立米、また、万江川におきましても、吐合の砂防堰堤の上流から、下の段橋の区間で約2万8,000立米の堆積土砂撤去が行われております。

令和3年度におきましても、2月末現在ですが、万江川、吐合地区の砂防堰堤で1万6,000立米、山田川で約1万8,000立米の堆積土砂の撤去が行われております。

また、村が管理する宇那川、下払川、山田川におきましても、令和2年度に約1

万7,000立米、令和3年度に約4万8,000立米の堆積土砂の撤去が完了しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） 土砂の撤去はですね、第一段階としては撤去されていると思いますが、またですね、山田川の上流、または宇那川においてはですね、堆積がたまっている状況でございます。

次の4点目にはですね、今後、河川堆積土砂の定期的撤去が災害対策として重要であり、災害を未然に防ぐ必要条件であると考えますが、どのように考えておられるか伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

今後の堆積土砂撤去につきまして、熊本県に確認したところ、出水期後の堆積状況や市町村からの要望を踏まえ、引き続き行うとの回答でございました。

また、村が管理する河川につきましても、国の緊急浚渫推進事業を活用しながら、熊本県同様に、河川内の堆積状況を確認し、令和4年度以降も河川内の堆積土砂撤去に取り組む計画でございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） 今後、取り組まれるということですが、その時期がですね、今回の梅雨前なのか、梅雨のあとなのか伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

村が管理する河川につきましては、4月にできれば発注したいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） これは、県のほうの河川に対してはお聞きになってはおられませんかね、お考えということで。せっかくですね、村の管理する河川で土砂を撤去されるならば、県のほうにもですね、下流域に対しても大変たまっておりまして、その要望等もお願いしたいと思います。

じゃあ、引き続き、次の質問に入りたいと思います。

山江村の場合はですね、地方交付税交付金等によって、国税の一部をいただいて、山江村の存続にもなっていくような状況でございますけど、まず1点目はですね、

新年度予算編成に向けての基本的な考えについて伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、基本的な考えということでございますけれども、まず、国は「経済財政運営等改革の基本方針2021」の下、構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤をつくるため、成長を生み出す原動力となるグリーン化、デジタル化、地方の所得向上、それから子ども・子育て支援を重点に推進し、経済をしっかりと立て直し、財政健全化に向け取り組んだ上で、新しい資本主義の実現を目指すということが表明されたところでございます。分配なくして次の成長なしから、しっかりと分配することで次の成長が実現するとの考えの下、成長と分配の好循環の重要性が強調されているところでございます。

成長戦略については、地方からデジタルの実装を進め、地方と都市の差を縮めていく「デジタル田園都市構想」などが提示され、分配戦略については、働く人への分配機能の強化、中間層の拡大、少子化対策、看護・介護・保育などの現場従業者の収入増など、方針が示されておるところでございます。

一方、熊本県へ目を向けると、平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨からの創造的復興、新型コロナウイルス感染症への対応を最優先としまして、将来的負担を考慮しながら、将来の熊本の発展につなげるための予算を編成するとしております。

そのような中、本村の令和2年度一般会計は、新型コロナウイルス感染症対応関連経費や、令和2年7月豪雨に係る復旧予算など、近年まれに見る多額の決算となったところでございます。経常収支比率は89.2%と前年度より1ポイント減少し、改善の状況は見られるものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴います事業休止などの影響もあるため、抜本的な改善となっていないのが現状と推察されるところでございます。

また、近年、急激に減少し続けていました財政調整基金は、令和3年度において、近年取り崩しをしておりました基金への積み立てを若干増を見込んでおりますが、今後も新型コロナウイルス感染症や豪雨災害等の不測に対する備えとして、十分とは言えない状況でございます。

さらに、今後、施設の老朽化による改修費用等が増加することが予想されることから、令和4年度予算編成過程においては、国の動向を注視しながら、第2期山江村、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして、持続可能な山江村の構築に向け、各事業の必要性や緊急性、費用対効果の精査を行うとともに、スクラップ&ビルドの過程を経て、財源不足額の解消に向けて、さらなる見直しに取り組むということをしたところでございます。限られた経営資源の適正分配により、成果

と実績を意識し、取り組みへの重点化を図っていく必要があることを踏まえ、予算編成を行ったところでございます。

村政の着実な推進に向け、持続可能な山江村の創造と人々が輝く村づくりの実現に向け、予算編成に取り組んだ項目でございますけれども、まず、事務事業の徹底的な精査を行い、村民が今必要としている分野への投資を行う健全な財政の確立、次に、第一次産業再生と第二次、第三次産業への経営戦略とバックアップを行い、活力ある農林商工業の振興と新たな雇用の創出、人に優しい福祉と推進、福祉の推進と医療費、介護給付費への適正化とサービスを行うための福祉推進と医療・介護の充実、食環境、心の教育振興など、観光環境改善へ取り組む子どもの教育、子育ての支援充実、誰もが輝き住み続けたい村づくりへの取り組み、持続可能な山江村の未来への施策、災害から一日も早い復旧・復興に向け、地域住民や関係団体と一体となって取り組む復興計画の推進などございまして、厳しい財政状況及び地方分権の進展に伴い、これまで以上、主体的に行政改革を推進する必要がありますので、そのような中、令和4年度予算編成に取り組んだところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） 今はコロナの関係でお金も入ってきますけど、今後ですね、やはり先ほど課長が言われましたとおり、厳しい財政状況の中ですね、いろいろ考えて予算編成されたと思います。

次にですね、主要な重点施策について伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 令和4年での重点施策ということでございますけれども、これについては、村長の施政方針でもありましたように、令和3年度に引き続き大型予算となっており、豪雨災害からの復旧・復興への関連予算が重点となっているところでございます。特に、公共土木施設及び農林業施設災害復旧への事業が、歳出全体の約35%を占めているところでございます。

総務課、主な施策ということでございますけれども、まず、総務関連においては、災害時に対策本部となる役場と隣接する避難所への公衆無線LANの整備、また災害から復興に向け、山江村復興計画のもと、6つのプロジェクトを進める上で重要な事業については、復興村づくり推進室を中心に施策を進めてまいります。

民生関連におきましては、高齢者が必要とする介護福祉、次世代を担う保育児童への子育て世代への給付など、生活弱者への手当など、充実を図ってまいります。

衛生関連においては、コロナ感染対策の対応、環境面の整備など、健康と予防対策に努めた事業を展開してまいります。

次に、本村の主要産業である農林水産業では、農道・林道・作業道の復旧はもと

より、道整備交付金を活用した農道・林道の改良整備を進めてまいります。また、整備を終えた川辺川総合土地改良造成団地の償還に備えた財政措置の取り組みも進めてまいります。

さらに、商工分野においては、本村の観光となる温泉ほたるの維持管理に努め、施設の改修等も計画しているところでございます。

公共土木においては、災害復旧事業を進めながら、年次的に進めている道路などの長寿命化対策から、共用を含めた道路メンテナンスを継続的に進めてまいります。

さらに民家の防火・防災対策として、急傾斜地崩壊対策の事業も進めていく計画でございます。

消防・防災面においては、戸別受信機の不感地帯の整備を進め、教育面においては、引き続きICT教育の環境の充実を図り、次世代を担う児童・生徒の学習環境と勉学が充実できる環境整備に努めてまいります。

以上が各分野における主な施策でございますけれども、冒頭申しましたとおり、まずは災害からの復旧・復興を進めることに重点を置き、予算編成を行ったところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） 1点だけお伺いしたいと思いますけど、自然休養村管理センター、あれを正式じゃないですけど避難所に、万江地区の避難所にしたいという方針でございますけど、その辺の工事関係はこの予算にあがってませんけど、その辺はどういうふうになっているのか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 今回の予算編成の方針については、総務課長が答えたとおりでございます。

まずは、復旧・復興の事業を、とりあえず目の前にある事業を急ぐということが求められておりますし、併せて、コロナ感染がなかなか収束しないということをし、しっかり対応していくということでもあります。これは山江村だけではなく、他町村、また県に合わせてしっかりやらなくちゃいけないと思っているところであります。

ただ、今回、事業予算にあげなかった自然休養村管理センターの避難所の件と、実はもう1件ですね、山田小学校の雨漏りの件がございました。この2件については、多額の予算が必要という事でありまして、その多額な予算を必要とする建設事業においてですね、いわゆる国からの支援、事業がなかなか確定しなかったということでもあります。何千万も何億もですね、単費でやるということは、私はしていきませんので、しませんので、その付近の緊急防災対策事業債あたりの補助金が確定し次第、また補正を考えているところであります。

以上であります。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） いい補助金等があればですね、すぐ取り組めるような状況でございますけど、一刻も早くですね、万江地区に避難所を設けていただきたいと思います。

最後の質問になります。歳入の確保と施策の厳選について伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 歳入確保ということで、まずは村税等についてでございますけれども、税制改革等により新たに増減要因となるものが判明した場合は、確実に当初予算に反映させることとし、引き続き、適正な賦課、徴収に努め、新たな課税客体の洗い出し、さらに使用料など、税外収入を所管する課と連携を図りながら、自主財源の積極的な確保を行うこととしたところでございます。

また、本村の収入の約4割を占める地方交付税については、国の地方財政計画では、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税、地方贈与税等が大幅に減収となる見込みと予想されるため、各自治体の財政規模に応じた基準財政需要額相当額を地方交付税で確保する財政計画を立てているところでございます。国は前年度並み以上の地方交付税の配分を計画した財源を確保しておりますので、今後の地方交付税額は若干増額を見込んでおりますけれども、おおむね横ばい状態であると考えているところでございます。

施策の厳選については、事務事業の必要性の有無や公共サービスの質の向上及び経費削減や民間委託等を実施したほうが、効率的、効果的な観点から、行政の守備範囲から村の役割の精査、見直しなどを積極的に検討を行うとしております。

また、事務事業の優先順位の峻別については、安易に過去の実績によることなく、経営感覚を持って、真に必要な事業への財源の重点化を図ることといたしました。

さらに、事務事業の簡素化として、最小の経費で最大の効果を発揮しているか、整理合理化では目的に基づいた事業の成果、適正な費用対効果が得られているか、また、他団体と比べ、相対的に施策の水準が高い分野については見直しを行うこととしまして、の方針のもと、財政計画を立てたところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） 大変、予算編成に対してはですね、先ほど課長が言われましたとおり、村民がですね、必要としていることに対して、これからもですね、予算計上していただければと思っております。

はい、これもちまして、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、5番、森田俊介議員より、1、平成30年所信表明村

の四つの検証について、2、環境と福祉行政についての通告が出ております。  
森田俊介議員の質問を許します。5番、森田俊介君。

#### 森田俊介君の一般質問

○5番（森田俊介君） おはようございます。平成30年度所信表明の四つの検証について、議長のお許しがありましたので、通告に従いまして、令和4年3月の定例議会、5番、森田が一般質問を行います。

まず、平成30年度所信表明の四つの公約、検証について村長にお尋ねいたします。

1期4年も約3年8カ月余りになります。この期間、令和2年度の7月の大水害、新型コロナウイルス感染症など、山江村も大変な状況になり、大幅な変更や見直しなどがあつたろうと思いますが、できたこと、やむなく断念しなければならなかったことがあると思いますが、まず、四つの公約についてお伺いいたします。

1、人口減少社会であるということで、村長が高齢者社会、人口の増加や後継者不足が続く中、高校卒業、大学、専門学校に進学、就職された方々に山江村に戻っていただきたい。どのような対策がなされたのかお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、お答え申し上げます。

議員お尋ねの件はですね、平成30年9月時点での山江村を取り巻く社会経済状況というふうの前に触れております。そのような話もしております。したがって、コロナ感染症、豪雨災害前の議会挨拶と、議員おっしゃったとおりであります。いわゆるその時点での、山江村がどういう動きをすればいいのか、そしてどういう課題があるのかということ、所信表明で挨拶をしながらしゃべっているということでありまして。ある意味ですね、この四つのことは、予言したかのように見事に当たっているというようなことを改めて私も読み直して感じたところでありまして。

一つは人口減少社会をどう考えるかということですが、産業・福祉・環境・教育・人材育成問題、いろんな問題に関係してきますよということを申しました。そういう中において、しっかり人口を確保しなくちゃいけないということでもあります。いわゆる人口確保できないということになると産業が衰退しますし、福祉費が社会保障費が増大しますし、教育の形が変わってきますし、環境も荒れてきます。そして人材育成しようにも人材がないというような問題が出てくるということでもあります。

そういう中に、山江村の人口減少の実態でありますけれども、もちろん、災害か

らの後のですね、災害時の国勢調査が行われますと、国勢調査が行われたということでもあります。その中で、球磨郡全体では7,055人ですね、前の5年間から減ってきたということでありまして、1年間に1,400人ぐらいになると思います。いわゆる一つの小さな自治体がなくなるスピードで、人口減少が進んでいるというようなことをございます。いわゆる8万8,000人、8万9,000人あった27年の人口が、令和2年には8万1,000人になりました。いわゆる加速度的にですね、この災害も受けて人口減少が進んできたということでもあります。大変心配をしているところでもありますけれども、特にこのことについては、やっぱり産業を起こすということが一番目に来ようかと思ひます、産業を起こすということがですね。なかなかこれは、産業を起こしながら、山江村は農林業、それから商工業関連のしっかり支援をしていくということもありますし、そして企業誘致を図るということもあります。ただ、これは山江の方々ほとんど人吉のほうに勤める方も多いわけでありまして、人吉・球磨全体の問題として、この問題をどうするかというようなことが関連をしてこようかと思ひます。

そういう中、実は、山江村の人口減少率を見ますとですね、昭和50年から平成27年を比べますと、19.2%でありました。実は、これはですね、過疎の要件の人口が22.7%以上減少してないと過疎ではありませんよという、この要件で山江村は過疎を外れようとしたわけでありまして。加えて、高齢人口が36%以上なくちゃいけませんよと。山江村は34%であります。年少人口が11%以下じゃないと駄目ですよと、山江村は17%、いずれの要件にも外れ、過疎を卒業しようとしたわけでありまして、ただ、ここで過疎を卒業したらですね、財政力指数が著しく低い山江村にとって、いろんな支援がなくなる、国からの支援がなくなるということでもあります。非常にその村づくり全体が、地域経営ができなくなるというようなことでもあります。ただ、この過疎の要件が、昭和50年が昭和40年に引き下げられたということで、山江村は救われたというようなことでもありますし、この豪雨災害というのは、人吉市も実は過疎の地域に指定されてしまったというようなことにも影響したわけでありまして。

そういう中、もろもろの人口減少につきましては、子どもたちの支援、ICT教育もそうでありまして、学校給食も無料化しておりましたし、いろんな支援をしながら、山江村に来たいという方はおられるということでありまして、その一助、その効果が出ているということもありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、やはり若い方が残るということについては、産業をしっかりと、働く場をしっかりとくってあげると、そういう取り組みをしないと残ってもらえないというようなことでもありますし、しっかりとその付近も踏まえて、今後考えていきたいというふうと思

っております。

それともう一つ申し上げますと、山江村に入られる方は、どちらかと言うと、人吉・球磨の方が来られるということでもありますので、本来なら、人吉・球磨管外からの人口をしっかりと吸収できるような村をつくっていくということが求められておりますし、そういうことを前回申していようかと思っております。

以上のようなことが感想でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 森田俊介君。

○5番（森田俊介君） いろいろな災害もあって、コロナの状況も大変厳しい状況で、村長が言われた所信表明の中では、なかなか難しいというようなことで、私は受けましたけれども、若者が働く場所、誘致企業ですね。それやら、行政とは違いますけれども、今回、JAの廃止、ちゅうか合併になって店がなくなるということやら、森林組合ももうなくなりました。もうそれこそ農林業に対しては、大打撃じゃないかなというふうに感じております。

また、山江村の役場の職員さん、新人で年に1回か2年、2人、3人としてもらいますけれども、多分、私は考えでは村外の方が多いいんじゃないかなというふうに思いますが、ある程度、山江出身の方が来ていただきたいというふうに考えております。採用のほうは村長が採決されることですので、まあ一つよろしく願いしたいというふうに思っております。

2番目、多発する大型災害への対応ということで、まさしく令和2年7月、人吉・球磨豪雨水害災害から、防災減災生活関連公共事業の計画の充実、または自主避難体制の整備、特に万江地区の管理センターの整備とか、まるごと公園、万江川、丸岡、山田川の3エリアの状況はどうだったのかをお答えいただきたいというふうに考えますとともに、医療、介護、そして予防医療、コロナウイルス対策の在り方を改めてお尋ねいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 多発する大型災害の状況というふうに捉えていいかと思っておりますけれども、備えと準備が必要というのは、これはいつの災害でもそうでありますし、何と言いましても命を守る行動がですね、「誰一人として逃げ遅れない」というようなことを蒲島知事は申しておりますが、逃げ遅れないということは、誰一人として命を落とさないような行動をしていただくということが求められております。

そういう意味におきまして、早々に万江川の水位計を整備してくださいというようなことを申して、これは人吉市長の話もちょっとそのとき触れさせてもらいましたけれども、下流域だけ水位計があって、万江川の、山江村には水位計がないということでもありますから、下流域が大変ですというふうに連絡を受けたときには、も

う上流域は下がっていたというようなこともあったので、万江川に水位計を付けてくれというようなことで、これは整備ができてきました。

そういうことをやりながらですね、国土強靱化予算も活用させてもらいながら、国からの予算も引っ張ってきて、年次計画で防災・減災事業を進めてきたということでありまして。これは宇那川をはじめとしてですね、いろんな公共工事、防災・減災の工事を進めてきたということでありまして。

ところが令和元年ですね、1年後、東日本台風が起きたということでありました。これは実は、当初ですね、九州のほうに向かっていたんですね。九州をすっぽり包むような大型台風が来ていたということでありまして、このときは私もさすがに覚悟をしました。相当な被害が出るんだろうと。しっかり村民を守らなくちゃいけないという気がしたわけでありましてけれども、当初向かっていたんですが、進路を東にとって、関東、東北のほうに向かったということでありまして、関東、東北のほうは100人を超す方々が亡くなりました。そして、先般、報告もしましたけれども、丸森町に行ったと、町村会ですね、あそこは1町村だけで1,000億円を超える被害があったというようなことも申されていたということでありまして、その大型化する自然災害が、毎年どこかで起きているというようなことを心配したわけでありまして。

ただ、そしてその令和2年7月豪雨災害を迎えるわけでありましてけれども、本当に未曾有の災害、いわゆるこれまでに経験したことがないような雨が、1カ月分の雨が1日に降ったと言われておりますけれども、それが降りまして、大変な被害が、人吉・球磨、被害が大きかった球磨村、人吉は報じられておりますけれども、どの町村もそれぞれ大きな被害を被っております。山江村にしても、万江川が壊滅的な被害をし、いまだですね、仮設住宅で生活をされている方々も24人の方がおられるというようなことでございました。

ただ、私思いますに、山江村、あれだけ大きな災害が起きて、よく人的被害がなかったなということについては、村民の方、相互のコミュニティがしっかり取れていたと。隣近所、声を掛け合われながら逃げられたということが一番目であろうかと思っておりますし、役場としても、16地区、全地区に入りまして、防災マップをつくりました。これは地元の方々と一緒になって、イエローゾーン、レッドゾーンの確認と、地域を歩きながらつくったということも、何らかの影響もあったんだろうということも思っております。

ただ、今はご案内のとおり、未曾有の災害によりいろんな河川、道路が被害を受けておりますので、この復旧をしっかり急ぐことにより、より強いですね、山江村の防災・減災体制、そして復興により、まずは命を守るという村民の方々の行動を

していただくような施策を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 自主避難といいますが、私も万江川のほとりにおまして、自主避難をしております。早めに避難をいたしました。お陰で無事であったことですが、言わしたら、もう2回も3回もこの災害には携わっておりますので、今のところ、いろいろな災害で復旧をしていただいとつとですけど、なかなかですね、また難問がいっぱいあるということで、大変ご苦労してもらうことは思っております。

私も災害があつて明くる日にですね、まだ誰も行ってないところを、藤田商店から水無、大川内まで行ってきました。道は誰も行ったことがないところを、災害のあつたところに行ってきました。3人で行って来ましたけれども、散々な状況であつたことは記憶しております。今はですね、いろんな力を借りまして、道も徐々に回復はしておりますけれども、当局におかれましては、いろいろとご苦労だろうというふうに思いますけれども、お願いしたいというふうに思います。

一つ、村長にお伺いしますけれども、まるごと公園ということで、万江川、丸岡、山田川の3エリアの公園をつくつたが、災害もあつて断念しなければならなかつたんじゃないかなと思いますけれども、村長の意見をお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 大変失礼しました。その件も質問されておりましたのを、今思い出しました。

山江村の公園化計画はですね、総合公園計画策定委員会というのがございまして、そこに諮問をしてきました。その諮問の中で答申を受けたのが、山江村は、村全体を公園として、万江川に1カ所、それから丸岡公園に1カ所、そして山田周辺、それぞれに公園を整備していこうというような答申を受けているところであります。その断念はしておりませんが、もろもろの事業が重なってきたということがあります。例えば、建設課はですね、30億円の事業を今やっておりますけども、大体1年間に2、3億円の公共土木しかしてこなかつたわけですよ。それを一気に、何十億円というのをこなせということですから、相当負荷がかかっているというようなこともありますし、あれもこれもできない、あれかこれかしかできないというような状況であります。

そういう中においてですね、今後のことにおいては、万江川のほうについてはですね、あれだけの災害を受けましたので、復旧工事とともにどういうふうに万江川をつくっていくのか、なかなか村民の方々が川に親しむというか、川に下りる機会がなくなつた。鎮山親水と思っておりますけども、村民の方々が山に行かなくなつ

た、先ほど立道議員も言われましたけど、そして水に行かなくなったということもあります。そういう面も含めて、そして、特に万江川にはですね、夏場にはたくさん多くの方々が県道を駐車代わりにしてですね、万江川で遊んでいる姿を見かけますので、そういう方々も含めて、村民の方々が水に親しめるような公園をつかっていきたい。これは復興の事業として、しっかり水のありがたさ、触れることでそのありがたさ、そしてあるときは水の怖さもしっかり認識できていけるようなものをつかっていきたいというふうに今考えているところでありまして、全く断念したということではありませんし、順次、どれぐらいの規模になるというのは今からであります。そしてこれはですね、村民の方々が組織をされております「復興計画プロジェクト委員」の方々を中心として、一緒になってですね、あれやこれや語ってもらいながら、その親しみのある村民の方々が、いわゆる親しみを持てるようなものとしてですね、つくっていったらと思っているところでもあります。

それから、コロナのことも聞かれたと今思い出しておりますけれども、コロナウイルス感染症、なかなか収束しないということです。ここにきて、熊本県は横ばいです。ただ、関東、首都圏が減り始めましたので、追随して地方も減っていくのだろうということは予想をされます。ただ、依然としてそういう状況が続いておることについては、予防対策ですね、それから村民の方々の生活をどう守るかという対策、そして、商売をされている方々について、どういうふうに減収を補填していくかということ、そういう課題が見えたらしっかりその都度対策を打っていきなさい。

農業についても、実はなかなか農業者のほうから聞こえてこなかったんですけども、ここにきて、飲食店が閉まるというようなことが全国的に起きてですね、米余りの現象が起きました。いわゆる、米が余って米価が下がったということになりました。農家の方々の大幅な収入減というふうにもなったわけありますので、今回、1,000万円を超える金額を使いましてですね、もちろんこれはコロナ交付金でありますけれども、使いまして、農業者の方々に減収補填と、それから、さらに農業にですね、頑張っただけならばというような思いも含めて交付金をやったということでもあります。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 森田俊介君。

○5番（森田俊介君） まるごと公園も断念はしていないということでお聞きしましたが、今の現状を見ると、万江川の現状を見ればですね、河川工事とかいろいろな工事でもう、水なんかも濁って、まだまだ土砂がどんどんくるといような現状です。今年の雨季なんかはどうなるかなと、私も心配しているところでもあります。

また、この予防医療コロナ対策ですが、臨時交付金が国から多額のお金が来ておりますけれども、この一つお聞きしたいんですけれども、今のところ1回、2回、3回目をやるということで、今徐々に進んでいると思いますけれども、教育長にお伺いしてございますでしょうか、議長。

○議長（中竹耕一郎君） 予防注射の件ですか。

○5番（森田俊介君） はい、そうです。

○議長（中竹耕一郎君） 状況をですか。

○5番（森田俊介君） はい。

○議長（中竹耕一郎君） 教育長、いいですか。

○教育長（藤本誠一君） 予防注射ですか。

○5番（森田俊介君） 注射のことで、5歳から今度は中学校まで、コロナの注射をするということでありましてけれども、教育委員会としてのお考えをお願いしたいというふうに思います。

○議長（中竹耕一郎君） この件については、質疑の段階でまたお願いしたいと思えます。

○5番（森田俊介君） はい、わかりました。

それでは、3番目にいきます。第4次産業革命に飲み込まれるということで、地域づくり研究所やICT研究で、対応する体制をつくり、農産物のブランディングを行い、物産館のペースト工場の新設、学校給食の地産地消化、そのことにより農家所得、雇用の増加を目指す。後継者育成に支援の充実、林業従事者の短期収入作では、オリヒバなどの商品化をされ、大変喜ばしいことでありましたが、山江村活性化交付金などを利用して、山菜やタケノコ、シイタケ、炊き込みご飯の素ですね、などを製作されました。ユズなどの加工品、お菓子、農産物の拡大のために、生産・加工・販売・流通の現状はどのように拡散しているのかを村長にお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 第4次産業革命の波に飲み込まれつつあると申しましたことだと思います。今は社会はICT化によりまして、AIとかIOTという言葉もありますけど、いわゆるスマホやタブレットです、普及していろんなことができるようになりました。それを自由に使いこなしながら、生活、暮らしの便利さを求めていこうというようなことでもあります。

今はですね、大変悲惨な、ロシア・ウクライナ戦争が起きております。ただ、戦火の状況は、積極的にSNSで発信をされて、即時にですね、どういうことが起きているかということが、我々は知ることができるというような時代になりました。

いわゆる、世界のどこに住んでいても世の動きがわかるということでありまして、逆に、世の中を動かせるということにも、このICTというのは効果があるかと思えます。そういう中においてですね、国は昨年9月1日、令和3年9月1日ですが、デジタル庁を発足させました。いわゆる、まさに第4次産業革命に対する備えでありますし、Society 5.0と言われますけれども、これは新しいこれからの時代と総務省が申しておりますけれども、それに向けていよいよ動き出したということでありまして。そのことを3年前からそういう世の中になるだろうというようなことを申してきたわけでございます。

いわゆる、そういうものを使ってですね、いろんなこと、これは災害にもできますし、議員がおっしゃった農林業振興にも使えますし、そういうことに、我々の暮らしを便利にすることに使っていこうというようなことを申してきたわけでありまして。

今回の災害におきまして、復旧・復興にインターネットやSNS、より広く広報を今しております。そして、いろんな方々に知ってもらおうと、そしてまた、いろんな協力もしてもらおうということをしております。

実は、議会のほうもインターネットで発信するような自治体もありまして、広く全国、全世界の人にですね、今山江で起きていることを知ってもらおうというようなことは、非常に今の時代にあって大事なことだろうと思えます。

反対に、ロシアを見ておりますと、情報を閉ざそう閉ざそうとしておりまして、そういう社会が今後、果たして通用するのかという疑問も出てきているところがございます。

そういうことを考えながら、いろんな取り組みをしております。例えば、農業用ドローンも最近購入しまして、その免許をも取得される方もおり、稲作をはじめ、農作のほうにも活用させていただきたいということも思っておりますし、先ほど言われました、やまえ栗や林産物、そして今取り組んでおります使わなくなったと言いますか、不用になった農産物をさらに加工して流通に回そうというような取り組みを今しているところでもありますけれども、そういうようなこともしっかりと取り組みながら、商品化を一つずつやっているところでもありますし、冒頭の挨拶でも言いましたとおり、30社の方々のバイヤーから、今回の東京のメッセのですね、有明のメッセがありますけれども、あそこでイベントがありましたけれども、30社のバイヤーの方が問い合わせがあっているというような状況でありますので、そういう取り組みを、何もしなければ何も起きませんので、しっかりやりながら山江村の産業づくり、また、暮らしづくりに役立てていけるような取り組みをしていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（中竹耕一郎君） 森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 販売のルート、これは委託業者に依頼して、いろいろと相談しながら製品になしていくというような形になってくるというふうに思いますが、以前に炊き込みご飯ですね、あれを製作されましたけれども、これがすぐ出ますよというお話だったんですけど、温泉センターにもないし、どこにもないということで、どこに売ってあるのかなというふうで思いましたがけれども、これはどのような形になっているのかをお聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

森田議員が申されましたのは、炊き込みご飯「ごろっとまるごと」ですかね、炊き込みご飯の素だというふうに思っております。こちらは山江村特用林産物振興協議会で、村長が先ほど答弁でも申されました山村振興の活性化交付金を活用して、新商品として開発したものでございます。現在、村内の事業者がですね、製造して販売を行っております、山江郵便局におきましてもギフトの1品として取り扱いを行っております。

私も確認いたしましたけれども、議員が申されましたとおり、山江村物産館ではですね、取り扱いは行っていないということでございますけれども、製造されている業者、また山江村物産館もですね、特用林産物、また、今名称を変えて、山江村農林産物振興協議会となっておりますけれども、お互い会員でございますので、村のほうは事務局をやっておりますので、間に入って商品を置いてですね、販売ルートの拡大をしていただくということを図っていきたく思っております。

なお、その炊き込みご飯の素につきましては、どちらかと言うと、地元で販売するのではなくですね、都会向けにということで製造をされておりますので、業者のほうはコロナのほうでなかなか外販に出られませんが、商談会やそういうところでですね、持って行って、販売のルートを拡大しているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 森田俊介君。

○5番（森田俊介君） なるだけですね、山江の人にも商品を出していただいて、試食するなり何なりされたいんじゃないかなというふうに考えております。

次、いきます。第4番目、観光交流人口の増加を図るということで、観光交流促進協議会を設立して、人口は20万から、4年間で30万人を目指すということで、山江村未来塾100人委員会をはじめ、村民の自主活動の支援と財政支援を含め充実させたいとありましたが、どのようなことを行われたのかをお聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 観光交流人口をしっかりと増やしていくということですが、地域活性化の一つの指標としてですね、定住人口を増やしましょうというのがあります。それから、交流人口を増やしてくださいというのが、最近では、関係人口、いわゆる山江村と何らかの関係を持っている方々で、都会に住んでおられる人口を増やすことが、その地域の活性化の一つの指標となっているところでありまして、その人口を増やしていくということを申し上げました。

具体的に言いますと、実は、この観光産業が衰退するということですね、飲食、交通関連の産業が停滞したということになります。コロナで動けなかった、コロナウイルス感染症の影響で全く動けなかったということで、飲食業、観光産業ですね、それから交通業、観光産業、これは、旅館、ホテルも相当な痛手を負ったということでもありますけれども、このことは、実は農林業、それから水産業にも大きな影響を及ぼしているということでもあります。米価については、米の価格については先ほど申し上げましたが、山江のある人が、要するに旅館が閉まっているから、ヤマメが全然出ていかない。イベントもないから出ていかない。魚だけ大きくなっていると、ああなるほど、水産業にも影響あるんだというようなことでございます。

そういう、しっかりその人口をですね、やっぱり確保していかないと、その前にやはりコロナをどう克服していくか。豪雨災害については、肥薩線が通っておりませんので、この肥薩線についても、実はあれは、「かわせみ やませみ号」ですね、「いさぶろう・しんぺい」、それから「SL人吉」、それから「ななつ星」、こういう観光列車が全く来ないということになります。特に、ななつ星には山江の栗が乗ってますし、山江のスイーツが乗ってますし、人吉駅にはそういうものが来るたびに、ピンクのはっぴを来た人吉の温泉旅館の女将さんたちがですね、総出で歓迎をされておった。そのことが動かないということになると、やはり人吉・球磨、山江の農林水産業にそういう影響が出てくるというようなことになるわけでありまして、そういう意味で、この観光促進協議会の行く末については、非常に大事な施策として、私位置づけております。

ただし、その前にですね、山江村だけにですね、観光協会と言われるものがなかったんですね。ほかの9町村には観光協会がありました。山江村だけが観光協会がなかったんですが、その観光協会の代わりに、観光促進協議会ができたということでもあります。

ただ、その後、もろもろの活動は、石巡りとか、最近では尾崎の桜は三平桜を開発されたり、いろんな観光資源を開発をされて、それに伴っていろんな方々が訪れられ、フットパスを楽しめられたり、ボンネットバスでいろんなところを周遊され

たりしているというようなことを聞いています。ただ、その活動が今コロナで止まっているということでもありますけれども、先ほど申し上げましたように、観光産業はいろんな産業に影響を及ぼし、大事な活動でありますので、やっぱり活性化していくことが求められておりますから、そのことについてももしっかり支援をしていきたいということでございます。

具体的な内容につきましては、企画調整課長のほうが説明申し上げます。

○議長（中竹耕一郎君） 新山企画調整課長。

○企画調整課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。簡単に内容だけですね、お答えさせていただきます。

この観光交流部会につきましては、9の部会のほうがですね、入っておられて実施、運営をされております。一つ、代表的なものを申し上げますと、先ほど村長のほうからもございましたとおり、観光交流部会につきましては、フットパスを作られました、そのコースをいろんな活用をされております。それから、やまえ栗ブランド部会におきましては、観光栗園等を自主的に行っておられるような活動を行っておられます。それから、若手農業部会につきましては、耕作放棄地等を活用されて、米を今回作ったりとか、いろんな作物を作られたというような事業も行われております。それから、健康スポーツ部会というところもありますけれども、その中では、子どもさん方ですね、スポーツ大会等を自主的に行っておられるような活動もしておられます。それから、食の提供部会というところもございますけれども、ここにおいては、食の朝市等を行っていただいて、農家の野菜等を販売されたというような実績もございます。それから、あとはいろんなモニターツアー等々も行っておられて、この活動を通しまして、観光交流に向けての全般的な活動を行っているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 大変こう、災害あるいはコロナで大打撃を受けたということでお聞きいたします。

次、いきます。環境と福祉行政についてをお伺いいたします。

この件は、以前にも何回もお聞きしましたが、回答は、地主や所有者での下で除去しなければならないということで、前向きに考えたいとの答弁でございましたので、今は、現在は後期高齢者の中でできない点もありますものですから、再度質問をいたします。

移住者場の山林で、雑木が大きくなり、台風や豪雨のときに大変危険な場所、県道、村道など、被木の危険性の、寺の下の井手の口や尾崎地区、堂園の通学路など

が見られますが、山江村の全体の一斉調査をしたらいいんじゃないかなと思うんですが、何らかの対策はございませんでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

まず、民地にある立木につきましては、個人の財産であるため、行政が管理することができないことを基本的な考えとして述べさせていただきます。

まず、県道でございますが、県道に関して、管理者である熊本県へ確認したところ、委託業者による道路パトロールを定期的実施し、民地からの被木を発見した際には、所有者に対して伐採の依頼、指導を行っているとの回答でございました。また、被木に関する調査につきましては、特段実施していないという回答でございます。

次に、村道でございますが、熊本県同様に、道路パトロール業務を委託しております。月2回ほど巡回しております。また、併せて、災害時や異常気象時には、職員によるパトロールを行い、緊急的に伐採が必要なところに関しては、必要最小限の範囲で伐採を行っております。

危険箇所の一斉調査と対策でございますが、行政だけで対応となると、所有者の把握や交渉には時間を要することもございますので、まずは地域において、危険箇所の把握や伐採などに努めていただければと思っております。その中で、道路区域上、危険な案件がございましたら、建設課までご相談いただければと思います。

また、各地域には情報化推進員がおりますので、情報化推進員と連携し、事前に写真の提供等をお願いできればと思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 今、うれしい回答をいただきましたので、場所場所で区長さんなり、また地域の方々の意見を通じて、建設課のほうにお願いに行くだろうというふうに思いますので、課長、よろしく願いしておきます。

それと、高齢者等の移住にて、繁茂した雑木、庭木の剪定が困難な方に、福祉行政の点から作業補助金等はないものかをお聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、先ほども答弁をしておりますけれども、個人宅から道路や公共施設などへ危険を及ぼす樹木につきましては、所有者の承諾を得て、村や県において伐採を行っておりますけれども、個人の居住家屋内の雑木、庭木などの樹木につきましては、基本的に個人の所有物であり、個人において対応していただくと考えているところでございます。

作業等ができない高齢世帯であっても同様の考えでありまして、個人所有の樹木等を公費で伐採するには、まず明確な基準や規則も必要になるかと考えているところでございます。今後、検討も必要かと思っておりますけれども、現在のところ、作業助成等は考えていないところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

住居等の樹木につきましては、議員申されましたように、高齢化により個人で伐採できないという状況は重々理解しているところでございます。しかし、総務課長、建設課長が申しあげましたとおり、基本的に個人の所有物でございますので、個人において対応していただくことを基本に考えているところでございます。所有している土地で耕作物や樹木等、植物の管理に瑕疵があることによって、他人に損害を与えてしまうと、損害責任を問われる可能性があります。そのため、日頃より個人の管理、責任の下で選定、伐採など、早めの処置、日頃より所有する土地の管理を適切に行っていただき、トラブルの発生を未然に防いでいただきますよう努めていただきたいと思いますと思っております。

なお、樹木等の伐採や剪定について、ご自身で作業が難しく、依頼する業者に心当たりがないという方につきましては、山江村シルバー人材センターでも作業を請け負っておりますので、ご相談いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 伐採に関してはですね、例とは言いますが、栗の剪定でも補助金を出してやっていただくというような形もつくっておられますので、庭木も同様というふうに私は考えますけれども、シルバーの方々にもお願いして、福祉の面からですね、協力して、助成金なりを出してですね、していただきたいというふうに考えております。

空き缶やマスク等、道路にポイ捨てが見られる美しい村づくりの推進の考えは、年1回、6月頃にやっておられますけれども、老人会は花いっぱい運動など、地域で行っているところでありますが、美化運動に対して、今後の活動はどのような考えがあるのかお聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

山江村では、村、村民、事業者等が相互協力のもと、ごみのポイ捨てや廃棄物の散乱を防止するなどの環境美化に努め、清潔で美しい村づくりを推進し、次世代に引き継ぐことを目的としまして、平成25年度より「山江村ふるさと環境美化条例」

を施行しております。本村の取り組みといたしましては、議員が申されましたように、毎年6月には環境月間と位置づけ、道路の除草作業やごみ拾いなど、各地区で美化作業を行っていただいているところです。

また、不法投棄を含むポイ捨て等への対策、取り組みを行っており、シルバー人材センターによる月2回の不法投棄パトロールや、各地区の区長代理者の方へ、地区内の不法投棄の監視について、ご協力をいただいております。加えて、ケーブルテレビ、広報、防災無線なども活用し、不法投棄の防止に努めております。

なお、令和3年度中のポイ捨てを含む役場への通報、対応件数は10件程度となっております。

そして、昨年12月の定例議会に、西議員より、村内に設置された美しい村づくり看板のリニューアルに関する一般質問をいただいたところであり、令和4年度当初予算に、看板リニューアルに係る予算計上をさせていただいているところでございます。

また、先月行われました子ども議会では、個々が自然にできるきっかけとして、村全体として定期的にクリーンデーを設定するなどの取り組みを行っていききたいというご提案もいただいております。次世代を担う子どもたちが村の環境美化に関心を持ち、自ら提案してくれたことはとても喜ばしいことであり、村としても季節や地区のニーズに応じて、さらなる環境美化への取り組みを前向きに検討していきたいと答弁を行っております。

美しい村づくりの推進につきましては、中学生等の若い時代からの意見、要望を強く受け止めるとともに、日常的に自然に誰もがごみ拾いができるよう、また、地域の方々による道路などの美化作業を行うことで、ポイ捨てできない環境をつくることも重要だと考えております。地域住民の方々の手によって行われることも大切であり、村民一人一人がポイ捨て等不法投棄をしない、させないような村づくりを目指し、今後も啓発活動を実施してまいりたいと考えております。

しかし、行政の力だけでは限界があります。ごみ問題に対する意識と行動を、一人一人がしっかりと持ってくださいれば、山江村がもっとマナーの行き届いた快適な村となり、お互いがマナーを守っていただくことで、ごみ一つない村になっていくかと考えます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 猫ですね、犬、糞が道路際に見られます。苦情や相談事があるとは思いますが、特に猫は野放しの状況が多く見られます。どのような対策とか、いろんな方策をしていらっしゃるのかをお聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

まずはじめに、犬・猫の糞尿に関する苦情につきましては、担当課で把握している分で申しますと、令和2年度に2件、令和3年度に3件あっております。当該苦情に対しましては、通報を受け、即日対応を行っており、対応日から数日間、防災無線での呼びかけを実施しているほか、広報紙、チラシの回覧、看板設置など、随時村民の皆様へ注意喚起を行っているところです。

猫は犬と違って法律で登録が義務づけられていないため、飼い主がいない猫だけではなく、飼い猫さえも把握はできておりません。また、昔から猫の飼育方法として、外へ自由に外出できる状態をつくり、放し飼いをしている方が多いかと思えます。そのため、室内飼育などの啓発を行っていますが、村内で見かける猫が飼い猫なのか、飼い主がいない猫なのか区別することも困難な状況です。しかしながら、猫は愛護動物であるため、むやみに捕獲し、処分することはできません。現状としましては、飼い主がいない猫に餌を与えている人がいるために猫が集まり、近辺に被害を与えているようです。最近では、飼い主のいない猫が自宅敷地内への糞尿被害の相談も見受けられたことにより、寄せ付けない猫対策としまして、猫が嫌がる環境づくりのチラシを作成し、村内に周知を行っております。飼い主のいない猫が増加傾向にあり、減少させる活動といたしましては、人吉保健所と連携し、不適切な餌やりの行政指導や屋内飼育の推奨など、正しい飼い方の啓発を行っております。

路上等に犬の糞が放置する行為につきましては、度々周知しておりますが、飼い主のマナーに原因があるため、近隣トラブルの原因となっている飼い主に対しましては、人吉保健所とも連携しながら、飼い方指導を通じ、啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 森田俊介君。

○5番（森田俊介君） なかなかですね、この猫の放置なんかは、隣ですからなかなか苦情も言われんということで、いろんな対策をですね、ちゃんとしていただければなというふうに考えます。犬なんかはですね、もうちゃんと登録もして、注射もして、小屋に入れて、ちゃんと多くはしてありますけれども、猫なんかはですね、やっぱり放置がですね、ものすごく多いんじゃないかなというふうで、逆にさっき課長が言われたとおり、柵でもしてですね、飼ってもらおうというような形をつくっていただく。それと保健所とのつながりを一生懸命考えて、また、持ち主の指導もですね、ちゃんとしていただければなというふうに思います。

あと1回聞かないように、よろしく願いいたします。

この動物愛護法がですね、6月に実施されます。捨て犬や捨て猫を減らす、行方不明の動物が飼い主に戻りやすくするのがねらいだそうですが、山江村の考えをお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

マイクロチップの装着等の義務化に関することにつきましては、令和4年度以降に担当者の説明会がございますので、その開催の内容、国・県の方針に基づいて対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 最後になりましたけれども、時間も大分きておりますので、さっき村長ともいろいろお伺いしましたけれどもですね、安心して安全な暮らしを、環境を整えて、村民の皆さんが山江で暮らし、活動することを誇りを持てる村づくりを目指してまいりますということで、村長のお考えをもう一回お願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） おっしゃるとおりであります。まず、復旧事業を急ぐ、それから仮設におられる方に帰ってもらう、そして、その地域づくり、復興の事業としてですね、村民の皆さん方が山江村に愛着を持ち、誇りを持って暮らせる。そして子どもたちがどこに行っても自慢して誇れるようなふるさtoを目指していければと思っておりますので、前回申したとおりの思いは、一切変わっておりません。

以上でございます。

○5番（森田俊介君） 一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後1時10分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時28分

再開 午後 1時07分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、8番、西孝恒議員より、1、令和2年7月豪雨による仮設団地入居の方々の住宅支援と空き家や公営住宅の状況について、2、成人年齢の18歳への引き下

げについての通告が出ております。

西孝恒議員の質問を許します。8番西孝恒君。

#### 西 孝恒君の一般質問

○8番（西 孝恒君） 8番議員、西です。議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をいたします。よろしく申し上げます。

本日の質問内容は、ただいま議長よりありましたように、令和2年7月豪雨による仮設団地入居の方々の住宅支援と空き家の公営住宅の状況について、次に、成人年齢の18歳への引き下げについての2点であります。

まず、令和2年7月豪雨による仮設団地入居の方々の住宅支援と空き家や公営住宅の状況についてであります。今回、公営住宅については割愛いたします。甚大な災害により被害を受けられました方々には、仮設住宅による生活を余儀なくなさっておられることと思います。そういう中で、仮設住宅の退去期限は原則2年間となっているところ、1年延長もあるかと思いますが、そのような時期に近くなってきましたので、仮設住宅入居の方々の意向、確認状況についてお願いしたいと思っておりましたところ、その内容につきましては、今定例会の初日に、村長より行政報告及び施政方針の中で詳しくありましたように、仮設住宅24戸の方々の希望に沿った形で、日常に戻れることを第一に考えるということで、その詳細も話していただきましたが、これは質問、通告をいたしておりますので、改めて、できる範囲でお願いしたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

これまでに地域支え合いセンター及び健康福祉課が中心となり、仮設団地入居者の方に対しまして、生活再建にかかわるアンケートの実施及びアンケート内容に沿った世帯ごとの個別面談を行い、また、各課の協力を得ながら、生活再建にかかわる個別支援計画を策定したところでございます。

また、建築基準法に基づく応急仮設住宅の供与期間が1年の延長となったことは、メディアが大きく報じたところでございますが、災害救助法に基づく入居期限が原則2年であることは変わりはなく、熊本県が開催しました入居延長に係る市町村担当者説明会では、国が認める入居期限延長の理由に該当しないと延長することができないという説明でありました。これに伴い、入居者へ今回の内容を説明し、延長可となるためのポイント等について話すと同時に、万が一、延長理由に該当しない場合も、別の生活再建方法を検討し、行政と支え合いセンターも協力して、一緒に

考えていきたいと思いますとお話をし、2月4日から生活再建並びに入居延長に向けた意思確認のための個別面談を再度行いました。自宅建設希望者4世帯、長期避難世帯13世帯の面談を終えております。ちなみに、長期避難世帯13世帯のうち、1世帯は村営住宅入居が決まっております。また、城内団地建設待ちの7世帯につきましては、期間延長が確実であることを県に確認していただいたところでございます。今後も入居の方が安心して再建できるよう、支援していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 健康福祉課からもですね、十分寄り添っていただいたようです。村長施政方針と重ねて、意向確認状況をいただきましたので、より明確になりました。

次に、空き家対策についても少し触れますが、平成28年3月に質問を行ってまして、そのときは、空き家は今後増えることが予想されることから、その対応などについてご答弁もいただいておりますが、今回は住まいの確保の選択肢の一環としての質問でありますので、その後の空き家バンクの状況等についてお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 新山企画調整課長。

○企画調整課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

まず、山江村空き家・土地活用促進制度では、村内の空き家または土地を有効に活用することにより、定住促進と地域の活性化を目的としております。空き家バンク制度ということでございますけれども、物件所有者から申し込みを受けた売却または貸借に関する情報を、村内の定住を目的として物件の利用を希望する者に対し、紹介していくというものでございます。この制度に登録いただいた物件が対象ということになっております。この空き家バンクの登録ということでございますが、現在のところ山江村においては、1件の登録ということになっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 空き家バンクへの登録状況というのはですね、今のところないようですね。空き家の対策や活用とか購入などには、登録されているということが大事なところだと思いますので、なかなか難しい状況のようであります。

次に、仮設住宅へお住まいの方々や、災害に遭われた方の今後の住まいの確保を考えられる場合ですね、実はこの点、村民の方からもありまして、今、新山課長からちょっとありましたけれども、村内の方が村内に住居を求めて、村内の空き家を

買いたいという場合の助成については、現在の条例では、例えば村外からの移住・定住が条件なら助成があるようですが、村内の方はそのような助成や補助は難しいようであります。村内でも水害後の仮設から、住まいの確保にできるだけ選択肢ができるように、特に甚大な水害後の復旧・復興でありますので、条件を緩和する方向へのお考えなどありませんでしょうか。というのが、質問通告内容でしたので、このご答弁はお願いいたしますけれども、それから、災害後の住まいの確保については、実際には空き家を買うということよりも、今議会、初日ですね、村長施政方針の中にありました仮設住宅に入居の方々の聞き取り調査で、4名の方は住まいを再建されたいという希望であります、そのときの支援金についてもお話がありました。

今回私の質問通告は、災害後の住まいの確保についてでありましたので、非常に関連ある大事な内容と受けていました。特に、仮設から住まいの再建をお考えで、該当される方には朗報で、大事なところだと思いますので、この点につきましても、村長より改めてお願いしたいと思います。

まず、空き家関連からお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 新山企画調整課長。

○企画調整課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

お尋ねのこの空き家改修補助金等だと思いますけれども、これは空き家改修補助金交付要綱の中で、村内の所在し、1年以上継続して住居し、居住者がいない住宅、かつ建設して10年以上経過した住宅、また山江村空き家・土地活用促進制度、先ほどから申しました空き家バンクに登録しているものというものになっておりまして、補助対象者の条件として、購入した空き家の所有者等は、前所有者等の3親等以内の親族でないこと、改修後の入居者は、継続して5年以上村外に住所を所有している個人、改修後、1カ月以内に入居及び転入することができることなど、また、村内に5年以上定住できる個人となっております。

村内での仮設を退去後の住宅支援ということでございますけれども、現在、仮設入居者の方々へは意向調査が、先ほど健康福祉課長からありましたけれども行っておられ、村営住宅への入居希望や住宅再建の補助事業を活用される予定など、各自ご意向があるかと思えます。あくまでこの制度は、移住促進による人口増加及び地域活性化を図る目的としておりますので、現時点では条件の緩和は考えておりませんが、そういう要望や意向が多いということであれば、何らかの例外的な条件の緩和も検討が必要かと思っているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） すみません、その説明を村長よりお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それじゃ、仮設住宅の入居者における新しい住まいを再建される方に対する支援策でありますけれども、一つは、福祉の生活再建の金額が200万円あるということであります。それと、住まいの安全確保支援事業というのが、今、熊本県のほうで議会に提案されておるところでありまして、これが議会を通りますと、球磨川流域復興基金交付金の中から、県のほうが3分の2、200万円出しましょうとなっております。3分の1は市町村でありますから、合計300万円の、上限ですね、上限となりますが、生活再建される方には出ると、出すということになるわけであります。

ただ、これはまだ熊本県のほうが県議会が終わっておりませんので、終わり次第、頃合いを見て条例を制定する必要があるんだろうということを考えておりますので、その折には、また臨時議会を開催させていただきたいと申したところであります。

これにつく対象者はですね、罹災証明書を受けた家屋ということになっているようでありますので、いわゆる、商売をする人の被災証明ですね、被災証明じゃなくて住屋だった罹災証明を持っている方というふうになっておりますので、住まいの安全確保支援事業として、今協議がなされているところであります。

併せて、熊本安全確保支援事業が従来あるということでもありますので、合わせると500万円あるわけではありますが、しっかり新しい住まいを求められる方に、いろんな形でいろんな条件がありますので、できるだけ寄り添いながら相談のっていきたいというふうに考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） まずは、空き家のほうはですね、この条例はあくまで定住・移住が条件ということではありますが、災害に関連しては、少しは考えてもよいというような、考えられるかもというところであったと思いますが。

まあ住宅の支援のほうはですね、それに該当なさるような方はですね、ぜひ仮設の住まいのですね、再建の場合ですね、そのような支援が受けられますようにですね、先ほど県議会の内容からもですね、またあとは村の条例改正とかあるかと思いますが、そのように対策が求められると思います。

次に、村営住宅の入居者数や空き住宅戸数についてと通告していましたが、これについては、後刻行われます中村議員の質問と重なりますので、私はそちらのほうを参考にしたいと思っておりますので、割愛いたします。

次に、質問の最後にですが、通告内容から2点ほどお願いします。

まず、万江地区の公共施設「ほたるの荘」や「淡島ゲストハウス」の今後の活用についてですが、公共施設につきましては、全般的に現在、議会としましても公共

施設の在り方に関する調査特別委員会が設置されまして、各施設の現地調査を含め、今後に向けての有効活用や適性管理等、調査検討が行われているところであります。今回ですね、委員長から中間報告もあっております。また、村とされましても、公共施設等総合管理計画書、またその概要版など、平成29年には発行されていますので、その両方を参考にいたしましたところ、特に「ほたるの荘」や「淡島ゲストハウス」につきまして、用途変更や住宅としての払い下げなど、お考えはないでしょうかということをお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山企画調整課長。

○企画調整課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

多目的交流促進施設「ほたるの荘」は、平成19年3月に完成しております。この施設は、都市と農村の交流を促進する交流拠点として、地域基盤産業であります農林業の活性化を図るため、また、都市部との生活する人に安らぎとうるおいを与え、また、農業体験や農村生活によって生まれる地域との交流を通じて、豊かなライフスタイルの実現を目的とし、地域の活性化を図ることを目的としております。

都市に暮らす人々の第2の生活拠点、2地域居住と言いますけれども、として、地域住民の方々と交流しながら、野菜とか花を栽培し、滞在できる施設となっております。利用期間は長期及び短期とありますが、長期の場合は1年となっており、最長で3年間利用できることになっています。現在は3棟のうち2棟が入居をされておりまして、残り1棟につきましても募集をかけ、数件の問い合わせが来ている状況でございます。今後入居者審査を行いながら、進めていきたいと考えています。

山江村移住定住促進施設、先ほど言われました「淡島ゲストハウス」は、平成28年度に空き家を村で購入し、県の補助金を活用し、リフォームを行っております。この施設は、山江村への移住希望者等が本村での生活を一時的に体験してもらう施設として整備したものでございます。現在までの利用実績として、利用者の問い合わせは毎年10件程度でございますけれども、12件程度の利用実績がございます。

近年は、令和2年豪雨災害やコロナウイルス感染拡大によりまして、利用できない期間がありましたが、最近の利用の問い合わせや利用者もおられるなど、活用については増えつつあるところでございます。

双方の施設については、山江村で実際に生活をしてもらうことにより、田舎暮らしの体験を通して、山江村を肌で感じていただき、最終的に地域の活性化はもちろんのこと、移住・定住につながる可能性がございます。

現時点では、実際に利活用があることと、県・国等の補助金を活用して整備を行っておりますので、補助金適正化法によりまして、早急な用途変更や、特に売却、財産処分ですね、というのはできません。まあ考えてもおりません。将来的には、

このような必要になってくる場合ということであれば、検討していくことになるろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） ほたるの荘については、ちょっと答弁を繰り返してすみません。

3棟のうち2棟が使用中とか、まあまあ利用があっているようですね。淡島ゲストハウスはちょっとなかなか、現在なかなか利用はできないがそういう変更の考えはないということでありました。議会でもですね、公共施設の在り方に関する調査検討委員会、これも途中ですけれども、今後の参考にですね、なるかと思います。

それから、もう1点のところ、大体は続けるはずでしたけれども、途中で終わりましたが、2点目の現在の応急仮設住宅につきましては、さっきありましたが、原則2年で、1年延長もあるようですので、まだ早いかもしれませんが、その期間後にですね、県から無償譲渡を受けて、再利用等のお考えはないでしょうかということで、この点、お願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、私のほうからお答えいたします。

仮設住宅のあと、施設の活用ということでありまして、とりあえず、全員出て行かれるまでですね、しっかりその人たちを見守りたいというのが第一義にあります。その後どうするかについてはですね、その折に、もろもろと考えさせていただきたいと思っておりますし、一つはせっかく県がつくった、また、住みよいと仮設入居者言われますので、そのまま山江村の普通財産として譲り受け、村営住宅として活用もできますし、一つ気になっていましてのは、林田団地の方々が相当老朽化しながら、あそこで耐震性もないところで暮らしていらっしゃるということで、あれの対策を打つ必要があります。

したがって、林田団地におられる方々を一度、今の住宅に移しながら、その住宅をどう活用するかということを考えるというようなことも考えているところであります。

また、あの土地は、中央グラウンドでありまして、中学校の陸上部が今まではですね、一生懸命活用してきたというような施設でありますので、一つは中央グラウンドとして、山江中学校のグラウンドとして返すというのも考えられようかというふうに思います。ただ、いずれにいたしましても、仮設入居者をしっかり元の暮らしに帰した中で、今後の活用について、どういう課題が残るのか、そしてどういう活用がいいのかというのはしっかり考えていきたいと思っております。

当然、議会の皆様方のご理解もいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 仮設の再利用については、まだまだ現在ですね、そこに住んでいらっしゃる方も多いですから、それが済んでからですね。また、県道とか村道のほうの復旧のほうもですね、できなければ実際には帰られないという方々も本当にいらっしゃるようであります。また活用については、その後の活用が大分あるように思いました。これをほかの、他町村でもですね、仮設住宅の無償譲渡を受けて活用されるところもあるようですね。

以上で、令和2年7月豪雨による仮設団地入居の方々の今後の住宅支援の住まいの選択肢の一環としての質問を終わります。

次に、2番目の質問で、成人年齢18歳へ引き下げについてであります。この質問につきましては2点としていますが、内容的にまとめてもよかったのですが、のちに思いましたが、通告どおりにさせていただきます。

18歳選挙権に続いて、本年4月から成人年齢が18歳に引き下げられることも、これは3年前には決まっていたようですが、それによる対策がまだの部分もあるようです。若者に早く社会参加してもらいたいというねらいが最もと思いますが、この改正は実に140年ぶりということで、これまで20歳成人に長く慣れ親しんできたところですが、18歳成人、その流れにスムーズに移行するには、早めにその課題や変わること、変わらないこと、特に少年法などですね、改正少年法が今年4月に施行されるようでありますから、注意点など前もって、中学校での簡単な事前教育も必要ではないかと思いますが、その対応についてと、また成人式の在り方については、これまでも議会、全員協議会の中でも話が出ていますけれども、全国的にも課題はあるようですが、実際には実施するのは各市町村でありますので、若者が参加しやすい成人式をお考えのことと思います。その2点について、お願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

今ございましたとおり、民法の一部を改正する法律の施行によりまして、令和4年4月1日から成人年齢が二十歳から18歳に引き下げられます。既に18歳から引き下げられました選挙権年齢に合わせまして、少子高齢化が進む中で、若者の積極的な社会参加を促すものであるかと思えます。

ご質問の今回の18歳に引き下げることで、まず変更点についてですけれども、親の同意がなくても携帯電話、ローン、クレジットカードなど、自分の意思で様々な契約ができます。また、親権に服さなくなるため、自分の住む場所、進学や就職などの進路も自分の意思で決定できるというようになります。そのほかにも、10

年有効のパスポートの取得や公認会計士、司法書士、行政書士などの資格も取得でき、また、女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられまして、男女ともに18歳になるというようなことがあげられるかと思えます。

また、先ほど議員、おっしゃいましたとおり、少年法におきましても、18歳、19歳は特定少年ということで厳罰化されます。

それから、注意すべき点といたしましては、やはり契約にはですね、様々なルールがあり、そうした知識がないままに安易に契約を交わしてしまい、トラブル等に巻き込まれる可能性があるということではないかと考えております。

その一方で、飲酒や喫煙、競馬、競輪などの公営競技、それから大型・中型自動車運転免許の取得などは、健康面の影響とか非行防止、青少年保護の観点から、二十歳のまま、これまで同様に現状維持されるところでございます。

中学校におきましては、3年生の公民の中で学習をしていくことになるかと思えますが、その多くについてはですね、さらに詳細に高等学校のほうで様々な取り組みが展開されていくということになるのではないかとこのように考えているところでございます。

それから、もう1点、山江村の成人式についてということでございましたが、令和2年9月に、令和4年度に18歳、19歳、20歳になる村内に居住する生徒の保護者ですね、を対象にアンケート調査を実施いたしました。その結果、受験や就職準備などで多忙な時期になるなどの理由から、91.5%の保護者が二十歳での実施を希望されております。それから、実施時期につきましては、従来通り、1月がよいと回答された方が88.1%ございました。また、アンケート以外では、教育に関する重要事項を協議いたします総合教育会議というのがございます。この中でも成人式の在り方について協議を行いましたところ、委員からは同様の意見でございました。

そのようなことから、令和5年以降の成人式につきましては、従来どおり二十歳を対象とし、名称を変更して開催したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 今、ご説明いただきましたが、18歳で変わる点とかはですね、やはり熊日新聞にもありましたけれども、4月から成人年齢が18歳に引き下げられることに注意したいということで書いてありました。先ほどおっしゃった親の同意なしにローン、クレジットが組めるとか、自分で責任を持たなければならない、そういうことで、それで甘い話にはくれぐれもご用心をということでありました。

それから、成人式についてはですね、大体アンケートなどで従来どおりが多いようで、妥当かなと思います。

最後に、18歳選挙権については、平成28年から導入されていますが、選挙権も成人年齢も18歳という制度改正のねらいは、やはり若者に社会参加をということであると思いますが、それで、18歳選挙権については、既に始まっていますが、若者の社会参加がどのような状況かを見る場合の参考になる部分としてですね、投票率があると思います。投票率の向上は、民意の反映として大事なところですので、本村でも中学生の頃には、これら主権者教育として必要と思いますが、この点、取り組まれていることがありましたらお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

公職選挙法等の一部を改正する法律の施行によりまして、先ほどありましたとおり、平成28年6月から選挙権年齢が満18歳からに引き下げられ、高校生にも選挙権が与えられたところでございます。議員申されました主権者教育は、様々な利害が複雑に絡み合う政治や社会の課題について、できるだけ多くの合意を形成し、現在と未来の社会をつくるため、政治に参加することを目指して、主権者が知り、考え、意見を持ち、論じ決めることを学んでいく教育ではないかと思っておりますが、この主権者を育成するためには、高等教育だけではなく、より以前の子どもの段階から積み重ねて、習慣づけていくことが最も重要であるというふうに考えております。

本村の学校におきましても、先ほど申しましたとおり、授業のほかに児童会及び生徒会活動や学級活動等の中で、意識を育む機会があるのではないかと考えております。中学校では、選挙による生徒会役員の選出や子ども議会を開催して、模擬的に議会を体験するなど、意識の向上を図ったところでございます。

また、子どもの段階においては、親からの影響を受ける度合いが大きいいため、親子ともに学べる機会を提供することが有効な取り組みだと考えております。その取り組みを行うことで、意識が醸成され、投票率の向上につながっていくのではないかと考えておりますので、学校における学習活動の中で、子どもたちが主体的に取り組む主権者教育を推進していきたいというふうに考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 主権者教育として、中学生からの必要性もあるということでご答弁をいただきました。中学生の教育としては、この2点についてですね、例えば、選挙権も、それから18歳成人も、例えばですね、立志式とかありますよね、中学校では。そのときなど、少しお話をさせていただくのもよいかなと思いました。

また、投票率については、国政選挙でも各市町村の投票率などデータが出ますので、それで各市町村の政治への関心度も見られるかと思えます。

以上、通告いたしました質問は以上ですので、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、4番、赤坂修議員より、1、村長選挙についての通告が出ております。

赤坂修議員の質問を許します。4番、赤坂修君。

#### 赤坂 修君の一般質問

○4番（赤坂 修君） 4番議員、赤坂です。議長より発言の許しがありましたので、通告書に従いまして一般質問をいたします。

今回の質問は、7月に実施されます村長選挙に関連して、これまでの村政運営の自己評価や村長選出馬の意向について、内山村長の率直なお考えをお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

先ほど森田議員より、平成30年所信表明、村の四つの検証についてということで、平成30年9月定例議会で、内山村長が話された村政運営について質問がありましたけれども、私は選挙期間中、村民の方へ配布されております選挙用討議資料で、村民の方へ約束されましたマニフェストについて質問いたします。森田議員の一般質問に対しての答弁と重複する部分もあるかと思いますが、お許しをいただきたいと思えます。

内山村長におかれましては、選挙公約、四つのマニフェストとして、1、所得の向上、2、暮らしやすい福祉の充実、3、安心・安全な暮らしの確保、4、村民が輝く人材の育成を掲げ、通算4期目を当選され、具体的な方策として、1、農林産物のさらなるブランド化、2、農業生産法人の設立と支援、3、健康寿命を延ばす事業の展開、4、今より充実した子育て支援、5、暮らしやすい生活環境の整備、6、防災・減災の充実、7、山江未来塾の実践活動の支援、8、観光促進協議会の設立、9、更なる協働と交流、10、次代の村づくりを担う人材育成の10項目を示されております。3年半が経過した現在、豪雨災害からの復旧・復興に加え、新型コロナウイルス感染症対策に尽力をされているところでございますが、内山村長におかれましては、どのように自己評価をされているのでしょうか。

また、3月10日の新聞報道では、五木村が「実質二酸化炭素ゼロカーボンシティ宣言」をされ、将来的なエネルギーの地産地消を視野に、「市民電力会社」の設立も考えると報道されたところでありますが、山江村ではいち早くバイオガス、バ

イオマスの調査研究をされ、令和元年には再生可能エネルギーを利用した太陽光発電による電力を供給することで、地産地消を推進し、地域内経済循環を図り、再エネ利用がもたらす環境価値により、地球温暖化防止を図るための調査研究費を議会に提案され、実現性がない、将来財政的に負担が大きいなどの理由で否決となり、私個人として非常に残念だったのですが、今現在、我が家の電気料金を見てみますと、再エネ負担金として、電気料金の14%余りを支払っております。村民の方が年間に支払っている電気料が、年間3億5,000万円ということでしたので、年間の再エネ負担金として4,900万円を支払っている計算になります。このような現状を考えると、再生可能エネルギーを活用した電力供給について、実現を目指す調査研究をしていくことは、誰もが必要と考えると思います。内山村長はどのように考えておられるのか、併せて伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、お答え申し上げます。

ここ4年間の検証ということでもありますけれども、私、平成14年最初に村長選挙に立った折から、村民の皆様方の所得の向上、いわゆる農業、林業、商工業等々の、要するに、山江村内におけるGDPを上げていくんだというようなことを申ししてきました。そして、福祉に力を入れますというようなことで、過疎である本村における不自由さを福祉の充実で、要するに拭い去ろうといたしますか、充実をしようかと、まるおか号がよき例かと思えます。まして、もろもろの高齢者の事業も展開しておりますし、参加者も多くの方々が参加をいただいて、非常にありがたいということでもあります。そして、最近では、冒頭の挨拶で申し上げましたとおりですね、国保健診率が70%前後あるということでございます。これは、ずっと続いておりまして、熊本県下で2番目の受診率を持っております。ちなみに、隣の市は40%前後といたしますかね、いかに高いかということでございますが、そのお陰で、そのデータを基にして、保健師また包括の職員がきめ細かい指導をそれぞれに出向きながらやっているということでもありますので、重症化が随分減ってきたなという、重症化になる村民の方が減ってきたということを考えています。もちろん、国保から国保離脱で社保に移られる方もおられるわけですが、そのお陰で国保税をですね、今年は5,000円、年間でありますけれども減額、減税することができたというようなこともあります。

そして、安心・安全な暮らしにおいては、いわゆる地域密着型の公共工事をしっかりやりながら、暮らしやすい村をつくっていくということも申ししてきましたし、村民が輝く人材の育成では、要するに、人づくりは村づくりとして、山江未来塾を提唱し、100人委員会を立ち上げました。いろんな部会が出まして、それ

ぞれの部会、活発に活動をしてもらっているわけであります。また、最近では復興に伴う六つのプロジェクトにおきましても、村民の方々により、いろんな政策提言がなされつつあります。例えば、交流事業の中では、山田小学校の子どもたちが金剛小の子どもたちと環境学習をやりまして、お互いが交流をする、いわゆる山江の子どもたちは海辺の清掃活動を行う。そして、海辺の金剛小の子どもたちは山に来て食事をしたいというようなことを考えているところであります、やっておられるところでありますので、さらに一步進めてですね、いわゆるB to B、民間対民間で物産交流まで、要するに上川下ということで、運命共同体としての取り組みも広がればなというふうに考えているところであります。

詳細につきましては、実は森田議員が質問された折に、同じようなことを申してきましたので重複はですね、避けさせて、ご容赦いただきながら避けさせていただきたいと思います。

それともう1点、再生可能エネルギーについてのお尋ねがございました。冒頭の立道議員の質問の中で、異常気象による自然災害の多発というような言葉がありました。この異常気象による自然災害の多発でありますけれども、これは15年ほど前にですね、実はもう既にアメリカの副大統領でありますゴアさんが「不都合な真実」という本を書かれました。大反響が起きたということでありますが、いわゆる、地球上にCO<sub>2</sub>が広がり、地球温暖化を招き、人類史上最悪の災害被害がやってきますよというようなことをもう書かれていたわけであります。まさにその原因たるCO<sub>2</sub>の削減が急がれる。SDGsが盛んに叫ばれるようになってきたということです。実は、SDGsという言葉は、昔の山江村は当たり前のようなことをやってきたのがSDGsでありまして、あえて今、それをやらなくちゃいけないという時代になったというふうに考えているところであります。そして、行政にも、自然エネルギーの活用による温暖化対策が求められてきたということでもありますし、今議員がおっしゃいました、今回は球磨村に引き続き、五木村がゼロカーボン宣言をされながら、CO<sub>2</sub>対策を打たれるということであります。山江村においても、総合エネルギー検討委員会を、これは平成27年だったと思いますが、立ち上げて、いわゆるゼロカーボン実現委員会といいますか、に向けての、いろんな対策をといいますか、やってきたということであります。バイオマスだったり、風力の研究であったり、水力もやりました。そして、最終的には太陽光エネルギーを活用しながらというようなことでありました。

先ほど議員が具体的におっしゃいましたけれども、山江村内の総電気料3億5,000万円の消費があります。その分を再生エネルギーによる電力の地産地消を目指した場合、村民の支払い金額がですね、私は下がるんだろうと、安くなるんだろ

うというふうに考え、この事業を展開しようとしてきたわけであります。まして、先ほどありました、やり取りしました中に、人口減少時代の中での雇用の場をしっかりと確保できるということもありますし、外に出ないで、その費用がですね、3億5,000万円が地域内でとどまって回っていくというような仕組みで、どのようにこの地域が変わっていくのかということにも期待を寄せ、その調査研究を環境省の強い後押しにより進めることができなかつたということは、本当に今でも残念であります。一度補助金を返還しておりますので、再度予算が付くということは、私は経験上考えにくいというふうに思いますけれども、自治体としてですね、何らかの方法により、地球温暖化対策は取らなければならない課題だというふうに考えているところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ありがとうございます。今期、通算4期目についてはですね、何と言っても令和2年の新型コロナウイルスと7月豪雨ですね、これが起因になっているかなと思います。本題についてと言いますけれども、新型コロナウイルス感染症対策については、村民とともに協力しながら継続して対策を講じていかなければならないと思いますが、7月豪雨に対する復旧・復興事業については始まったばかりであります。特に、議会初日の施政方針の中でも言われましたが、復旧工事の早期完了はもとより、特に仮設住宅にて生活されている世帯の希望に沿った生活の再建が急務であります。また、万江川に砂防ダムの建設の要望もあっております。被災された方の生活再建など、生活インフラ、住まいの再興、道路、砂防ダムを含めた河川などの強靱化の早期実現には、補助金の確保、規制の緩和など、国・県を動かす力が必要であります。そのような状況の中で、内山村長の行動力と役場職員時代から築かれてきた国・県への太いパイプが私は必要だと考えます。

そのようなことから、次期村長選挙に立候補していただくことを強く要請したいと考えますが、村長選挙に立候補する考えはあるのか、お伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、お答え申し上げます。

このことについてはですね、常日頃からずっと考えてきました。私、46歳で村長に立候補してなりましたので、随分長い月日がたったなという気がいたしておりました。できれば、若い方がですね、新しい発想によりこの山江村の経営、振興・発展のために頑張ってくれる人はいないかなというような期待をしてきたところでもありますけれども、ただ、大変厳しい時代だということもあり、なかなか打診もしましたけれども、うまくいかなかったということでもあります。

そしてですね、何と言いましても、先ほど議員おっしゃいました、現在、復旧・復興の真っ最中であるということであります。いわゆる、目の前に課題が山積をしているという、そういう責任上からもその課題から目をそらすわけにはいかないというふうに考えております。また、何度も申しますが、仮設住宅にお住まいの方が24戸ございます。この方々にしっかり寄り添いながら、一日も早く元の暮らしができるよう、しっかり見届けるということが何にも増してですね、重要だろうというふうに考えるに至りました。

冒頭の施政方針の演説の中で申し上げましたけども、現在、公共土木の進捗率であります、本数ベースでいくと50.8%、半分であります。いわゆる81本中、41本が完工している、いわゆる50.6%。ただ、金額ベースではですね、28億3,400万円で、5億2,300万円、いわゆる18.5%しか終わっていないというような状況であります。また、農地・農道・林道・作業道については、52本中、14本で25.9%、金額ベースでは、3億3,800万円中の9,900万円で29.3%、まだまだ今からいよいよもって大きい復旧工事が始まろうとしているところであります。

そういうふうな中にありまして、またさらに、先ほど質問にありましてとおり、土砂撤去の問題がですね、いつもいつもたちごっこのごとく、取っては流れ出し、取っては流れ出しというような課題もあります。同じことの繰り返しという人もおりますので、ある方々からの意見もあるとおり、またこの議会でもその意見が出されましたとおり、抜本的対策としての万江川流域の治山対策をしっかりとらないと、いわゆる砂防ダムの建設もしっかりしないと、特に下流域、人吉市でありますので、人吉市の水害もまぬがれないというようなことになろうかと思えます。この件も実は、大きな課題として私にのしかかってもおり、現在、県の河川課に動いてもらっているというところでございます。

ありがたい話、国・県の太いパイプとおっしゃいましたけれども、私、どういものかよくわかりませんが、ただ確かにですね、町村会長も仰せつかっております。多くのこれまで国会議員の方々とも気楽に相談できる体制もありますし、国交省はじめ農水、総務省等ですね、各局長も知り合いも大変増えました。事業実現のためには、大切な私コミュニティだと思っておりますし、現場を知っておられる方もおられ、しっかり応援してもらおうというような方も増えたというふうに感じております。

そして、そのことよりも何よりもですね、被災者の方の再建を急ぐ。議員、おっしゃるとおりであります。復旧工事の早期完了と復興村づくりによりまして、そして、村民の方々の意見をしっかりと聞く。このところ、コロナによりなかなか出か

けていけない、加えて、村政座談会、村政懇談会、毎年全地区を回っておりますが、この2年、全くできておりません。そういうことも含めて、村民の方々の意見をしっかり聞きながら、そしてその課題をですね、しっかり築きまして対策を打つ、そのことにより、村民の方々、そして若者が、何と言いましても山江村に愛着と誇りを持ち、あのウクライナの人たちがいったん外に出て、再び故郷に帰って、いろんなことをされるといふことに、本当にその愛着と誇りに感動をしておりますが、そういう愛着と誇りを持てるような、小さな村ではありますけれども、小さな農山村だからこそ幸せに暮らせる村を目指し、次期村長選挙に挑戦したいと考えております。よろしくお祈りいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 心強い出馬宣言をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対策、7月豪雨からの復旧・復興など、課題が山積しております。健康に留意され、ご検討をお祈りいたします。

先ほど申されましたように、村民の声に耳を傾け、村民誰一人取り残さない、村民に寄り添った村政運営を要望いたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後2時15分といたします。

-----○-----  
休憩 午後2時03分  
再開 午後2時15分  
-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、3番、中村龍喜議員より、1、移住・定住の取り組みについての通告が出ております。中村龍喜議員の質問を許します。

3番、中村龍喜君。

中村龍喜君の一般質問

○3番（中村龍喜君） 議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い、3番、中村から一般質問を行います。

移住・定住の取り組みについてということで、1点目が、空き家利用状況についてということで考えておりましたけれども、先ほど8番議員、西議員の質問と重複するところがあります。空き家バンク等の問題についても、西議員のほうから質問されておりますので、空き家利用状況については割愛させていただきます。

二つ目が、村営住宅の利用状況についてということで質問をいたします。

一昨年の水害で、万江城内団地も被災し、住宅に入居されていた人たちも、現在仮設団地で生活をされております。新たに温泉センターの前に用地を確保され、住宅が建設されるということですのでけれども、現在の住宅の利用状況についてお伺いします。

また、万江地区のほうにおきます柳野団地ほか、万江地区の住宅等で、災害後、転居された方がありましたら、そのことも教えていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

山江村では、令和3年3月31日現在でございますが、令和2年7月豪雨で被災しました城内団地を含め、10団地、171戸の公営住宅、並びに特定公営賃貸住宅を管理しております。村営住宅の利用状況でございますが、令和4年3月1日現在でございますけれども、被災した城内団地10戸を除く10団地、161戸に対し、現在、157戸の入居で、利用率としては97.5%となります。なお、残り4戸につきましても、修繕や入居に向けて調整を行っておるところでございます。

また、万江地区の柳野団地と含めてですね、そちらのほうへの被災入居等ございますが、そちらのほうには被災者の入居は、今現在ありません。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 今、建設課長から報告いただきましたけれども、万江団地のほうで災害後に転居されたというような方はおられませんか。お伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

万江地区の住宅からの転居でございますが、私のほうでは直接被災した原因ということで転居された方はいないと思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 万江の城内団地の10戸の被災地以外のところですね、今、空き家になっているところはありませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

万江地区にあります城内団地、柳野団地、新城内団地につきまして、今、空のところはございません。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 今、報告を受けて安心しました。と言いますのが、やっぱり城内団地が災害に遭ったというようなことで、万江地区の団地のほうですね、転居される方がおられるんじゃないかなというような心配をしておりましたけれども、今、課長が申されたように、万江地区にはそのようなことはないということでありますので、安心をいたしました。

続きまして、分譲住宅地の建設計画についてということでお尋ねをいたします。

移住・定住の取り組みについては、移住・定住推進費ということで予算にも計上されております。定住については、本城の森とか、堂園分譲地というのに、自分の土地を求め、住宅を建設して住まわれる方が、一生、子々孫々までに住まわれるということであれば、本当に強い定住につながるのではなからうかなというふうに思います。山江村に住みたいという方はたくさんおられると思います。村としても人口の減少の緩和になるよう、いろいろな施策をされてこられました。一生懸命努力をされた結果が、前回のよう、過疎債から減少率が少ないというようなことで、外れかかしたというような経緯もありますけれども、住宅をつくるのにはいろんな契約がありまして、農振地の場合には農振地除外とかあります。そういう点で、個人で用地を求めて山江村に住むということは、非常にいろんな負担がありますので、できますことであれば、山江村で分譲住宅地の設計、計画等があればですね、お伺いしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山企画調整課長。

○企画調整課長（新山孝博君） それでは、中村議員の質問にお答えいたします。

分譲住宅地の計画ということでございます。山江村は、人吉市や高速道路インターチェンジが近いということで、また、子育て環境、ICT教育、また学校給食の無償化とかというようなことから、山江村へ移住、定住というような希望者も少なくはございません。このことから、今まで公営住宅建設や空き家の活用などを含めて、定住化策を進めてきたところでございます。

質問でありました分譲住宅地ではありますが、これまで、先ほど質問でされましたとおり、平成14年度に整備を進めました合戦峰地区本城に28区画、それから平成29年度堂園地区に3区画を整備し分譲した経緯がございます。これまでもい

ろいろ候補地等の検討をされたと聞いておりますが、なかなか道路、上下水道、電気などの諸問題でなかなか計画が進んでおりませんし、現時点では計画はございません。

また、まとまった土地であれば、耕作放棄地などになっている場所も多く、条件もあまりよくないと思われまして、特に、先ほど言われました農振地域が被っているなどの問題も多くございます。

今後は、村も検討していくことは必要であろうということは認識はしておりますけれども、民間の力をお借りし、進めることも一つの手段であろうかと思っております。そのような分譲住宅地に対する積極的な民間事業者がおられるようであれば、村としても支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 私はですね、前、やっぱりこの定住というか、山江村の住宅用地のことで質問をしたことがあります。それは、農振地の見直しをしてくれというようなことでございました。実際、私が住んでいる近くにも、場所は言っていけませんけど、被災されて家が流れたというような方が住まわれております。そこに来られる友人というか、親戚の方たちも含めて、やっぱり被災者の方々がたくさんおられるわけですけども、「ここはよかな」と、「こういうところに住みたいな」と、「災害の心配もなかし、山江にどっかそぎゃんとこなかな」というようなことをよく聞かれますので、できることであればですね、この移住・定住推進費の予算もあります。この中で、先ほど新山課長が言われたように、そういうような分譲地に該当するようなところの調査費等もあげていただいてですね、今後においてそういうふうな計画を立てていただければありがたいなというふうに思います。

大変、財政も厳しい中でもあります。また、民間との競合等もあるかとは思いますが、村長が言います人口減少を含めたところの施策の中で、こういう分譲住宅地あたりの計画は必要ではなかろうかなというふうに思っています。

私の質問はですね、この移住・定住についてということのみにしたので、今後、この移住・定住推進費の中で、ぜひ分譲地あたりの調査費等もあげていただいてですね、検討していただければありがたいなというふうに思います。

短くなりますけども、私の一般質問はこれで終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、6番、横谷巡議員より、1、災害復旧について、2、福祉保健行政について、3、将来を見据えた教育環境づくりについて、4、株式会社山江についての通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。6番、横谷巡君。

## 横谷 巡君の一般質問

○6番（横谷 巡君） 議長のお許しをいただきましたので、6番議員、横谷巡から、通告に従いまして、一般質問を行います。

通告しています事項の1点目、災害復旧についてであります。道路の復旧状況と見通しについて伺います。

道路は、地域住民の生活にとって、欠かすことのできない大切なインフラであります。その道路の一部路線が、令和2年7月豪雨災害により通行止め状態に陥り、その後の応急処置によって、仮設道路により通行できる路線、いまだに通行できない路線があります。そこで、村道岩ヶ野下払線、村道吐合宇那川線の災害復旧状況と、今後の見通しについて伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

まず最初に、村道岩ヶ野下払線でございます。令和2年7月豪雨によって、道路が滑落している村道岩ヶ野下払線の復旧状況でございますが、こちらの被災箇所につきましては、熊本県が実施する治山工事と、村が行う道路災害復旧工事の二つの工事が重なるところでございますので、熊本県と工事の進め方について協議をした結果、最初に治山工事を行い、その後に道路の災害復旧工事に入るという計画で調整をしております。先行して行われる治山工事につきましては、設計業務が完了し、3月上旬に工事の入札が行われると伺っております。順調に工事が進みますと、令和4年12月末に治山工事のほうで完了する計画と伺っておりますので、村の災害復旧工事につきましては、治山工事の完了後に速やかに工事に着手できるよう、発注時期の調整を行いたいと考えております。

続いて、村道吐合宇那川線でございますが、こちらも令和2年7月豪雨によって、道路部分で21工区、約820メートルと、橋梁2橋が被災しております。また、本路線沿いでは、宇那川の河川災害をはじめ、法面、砂防施設など、多種多様な災害が発生したところでもございます。村道吐合宇那川線の工事の進捗状況でございますが、令和3年度に道路部分で4工区、約320メートルの工事と、橋梁1橋の工事の発注を済ませ、現在復旧作業を進めております。

しかしながら、工事を進めるにあたり、使用できる道路が本路線しかないことや、工事間の調整が必要であることから、計画どおり工事が進まない状況でもあります。よって、全ての工事が完了するまでには長期間を要する見込みではありますが、早期復旧に向けて、引き続き調整を行いながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 特にですね、村道岩ヶ野下払線、これは大平地区と下払地区住民が日常生活に使う道路でございましたけれども、1本は落石に伴う治山工事で通行止め、1本は村道の滑落によって通行止め、2本とも基幹的な村道が通れなかったと。う回路は、ちょっと遠回りになりますけれども、尾崎椎谷を通過していただということで、大変不便を被られたようです。しかし、1本の治山工事のほうですね、昨日とか完了したということですから、もうそちらが通られますから、多分一安心されているかなとは思いますが、やっぱり何と言っても基幹道路、川の流れのように、集落から川の流れのように日常生活を送ってこられた経緯がありますので、今後、村道の災害・復旧について、いろいろ大変な中ですがけれども、対応方をお願いしたいと思います。

宇那川路線につきましては、議会の現地調査でも見ましたけれども、今、河川の護岸工事が急ピッチです。大変な被害を受けておりますので、1本しか通れないということで、これもまた工事進捗に大変だなということを考えております。業者にも迷惑をかけるし、担当課も大変ですがけれども、まあインフラでありますので、早期の復旧方に頑張っていただければというふうに思います。

それから、豪雨災害で被災しました家屋の再建についてであります。このことについては、西議員からも、仮設住宅に入っておられる方、要望で4戸の方が新たに再建を考えておられるということですがけれども、その仮設住宅に入っておられる以外の方も、家屋が全壊という方がいらっしゃいます。村長のほうから、県の支援金ですか、これが今、議会にかけられて検討されているということで、3分の2が県、3分の1が村ですけど、この該当は、仮設入居者だけでしょうか。それとも仮設住宅に入っていないくて、災害に遭われて家を再建される方も該当するのか、どうでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 先般ですね、住まいの安全確保支援事業という、こういう表を持って、復興局の方が説明に来られたということでもあります。それを見ますと、罹災証明を受けた家屋というようなことがうたわれております。その方が、安全なところ、安全対策をしっかりと打ちながらといいますか、同じところならですね。それか安全なところに移るというのも条件になっておりますけれども、そういう対策をする方に、そういう市町村を支援しましょうということで、山江村がそういう対策をするというようなことをやったなら3分の2の助成はしますよということですから、うちがこれを受けて、しっかりと動いていくということになります。

再度言いますが、対象者は罹災証明を受けた家屋ということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 県が今、要綱等について議会のほうでしっかりと検討しているということで、考えてみれば、うちの村も大変な、甚大な災害を受けて家屋が被害を受けていると。やっぱり独自でもこの補助金要綱等を再建するには、膨大な建築費がかかりますので、村としても早期に対応して、補助金要綱等を作っておくべきだったかなと思います。ただ、県と歩調を合わせて、村独自の補助金要綱の中でしっかりとうたっていけば、十分に被災に遭われた方を応援することができるかなというふうに思いますので、ぜひ、補助金交付要綱等、今からつくられると思いますけれども、内容の精査をお願いしたいというふうに思います。

それからですね、これは災害ですけれども、内畑地区、集落が5軒ほどありますけれども、ここの民家の先が大規模な土砂崩れが発生しております。現場に行ってみますと、納屋の基礎まで崩れていると、浮いているというような状態でとても恐ろしいということで、こういった指定した危険区域、災害の恐れのある地域から、村内に移転したいと、危ないから将来を見越して移転をしたいという場合の補助要綱等、村として、やはり私は応援していく必要があるのではなかろうかなというふうに思います。このところはどうか。

まず、第1点に土砂崩れの災害対応からお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、横谷議員のご質問にお答えいたします。

横谷議員が言われました内畑地区の住居横の山腹崩壊につきましては、令和2年7月豪雨の災害によりまして、万江地区ばかり取り上げられておりますけれども、山田地区でも大規模な山腹崩壊があったということでございます。高さが約70メートルほど、幅が35メートルから40メートルぐらいの広さです。議員が申されましたとおり、敷地の一部がずれ落ちているような状態でありまして、駐車スペースとなっておりますけれども、そこも20センチぐらい下がっているような状況でございます。7月豪雨後、住居されている方からですね、村のほうに「実はうちのところも山崩れしているので見に来てほしい」ということがありましたので、当時の担当職員、担当課長で現地確認を行われ、熊本県へ報告を行っております。熊本県でも、現地確認、調査を実施され、熊本県が治山工事として復旧することというふうになっております。現在、熊本県が林野庁と協議中ということでございまして、3月の今定例会でもですね、予算のほうを上げられているということをお聞きしております。順調にいきますと、令和4年度上半期中に実施設計、年内に工事発注をするという計画でございます。村といたしましても定期的に巡回を行いまして、住んでいらっしゃる方との情報連携にですね、努めていきたいというふうに

考えております。

災害の状況につきましては、以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

災害危険区域等からの民家移転への補助支援策ということでございますが、村としての補助支援策は今現在ございませんが、熊本県が実施しております熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業というものがございます。こちらは、対象としましては、土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーン内にある建築物で、賃貸住宅を除く自己用住宅として使用しているものに限られております。主な交付要件としましては、これまで住んでいた住宅の除去、土砂災害警戒区域、イエローゾーン外への移転、熊本県内への移転、土砂災害特別警戒区域内に区域指定日前から居住していることなど条件がございます。なお、この熊本県の補助金につきましては、上限として1戸当たり300万円となっております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） その災害家屋の再建に対する補助金要綱、そして、本当に今大規模な土砂崩れがあつて、危険度が高いところから村内に移転される方への応援、これも併せて、村の補助金要綱等で検討していただいて、つくってもらったらいいかないかと思いますが、村長、どうでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） この件についてはですね、いわゆるレッドゾーンの区域内に住まいを持たれている方々がたくさんおられるわけでありまして、1カ所のみならず、そういう方々がどういうご意向をお持ちなのか、レッドゾーンに住みたくないとして移転をされようとしているのかどうか、そのあたりの要望もですね、どうなのか確かめてみたいと思います。そして、そのぜひ移転するんだというような意思をお持ちの方がたくさんおられるようであればですね、しっかりその要望に沿っていきたくと、ご案内したいと思っています。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 実際に、内畑の一番土砂崩れの近くの民家の方、息子さんがどうしてもここは将来考えたとき危なすぎるということで、村内へのある空き家、住宅を購入されてそこに住むということです。両親はやっぱり長年そこに生活をされていましてから愛着もあるし、いろいろ仕事もありますから、将来的には自分たちもそちらのほうになおりたいと。ですから、そういうなおるときにやっぱり土地をかうたり、家つくればたいぎゃあお金がいるけん、少しでも支援策があつたら助か

るというような意見を聞いたもんですから、やっぱりそういったことが、今回の豪雨災害を顧みて出てくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、2点目の福祉保健行政について伺います。

在宅福祉配食サービスとコロナ感染症予防対策についてであります。在宅福祉配食サービスは、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯等、買い物や調理が困難な方を対象とした社会福祉協議会の実施事業であります。現在の在宅福祉配食サービス事業の内容と、できれば回数ですね、と利用状況について伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

独居高齢者または高齢者世帯等に対する生活支援サービスを提供し、生活の質の向上と自立の確保、及びその家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るとともに、在宅の高齢者に対する生きがい活動や、寝たきり予防のための知識の普及・啓発等を行うことによって、健やかで活力ある地域づくりを推進し、総合的な保健福祉の向上を図るため、「山江村いきいき在宅生活支援事業実施要綱」を制定しております。その支援事業の一つとして、配食サービス事業があります。この配食サービス事業は、現在、社会福祉協議会へ委託をしております。

支援事業の内容としましては、自宅を訪問し、週3回程度の食事を届け、併せまして対象者の安否を確認し、高齢者等の自立と生活の質の確保を図り、福祉の増進を図ることを目的としております。

利用状況につきましては、登録者47名、直近の状況で申しますと、令和4年1月では、33名の方が利用されております。利用者によって回数が異なっております。1食当たり個人負担金250円をお支払いいただいております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 元気な家族世帯で人数がおられるところはですね、本当に食については何も心配しませんが、一人暮らしとか、あるいは高齢者世帯の独居高齢者とか、高齢者世帯ですね、それから、買い物や調理が全然できないという方もいらっしゃるようです。そのときに、「今は週に2回ですって、それで家内も寝おとるし、自分も仕事辞めたけど、自分も重い病気にかかってしまって、どうにもなりません。せめて、土・日を除いた5日ほど配食ばしてもらおうと、栄養面、健康面から、自分は男だけんそれがでけんって。だからそういうことが村ででけんのですかね」というご相談がありました。このことは担当課長にも伝えてありますが、そういった方も今後増えてきます。そういった中で、今原則3回と言われますけど2回と思うんですよ。やはり、週4回か5回か、やっぱり福祉サービス、困っ

ている人に対応するために、行政としてしっかりと食の困窮をされている方に配食をするということも重要な福祉施策の根幹と思うんですよね。ですから、今後よく検討されて、要望があった場合に、回数を増やしてやると、その家族の状態に応じて。そういうことはできるのでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

サービスの給付の決定等につきましては村が行っており、申請を受けた内容に基づき、対象者の身体的、精神的状況、及び世帯の状況等の調査を行い、当該サービスを給付することが適当と認められたとき、サービス利用の決定を通知いたします。委託先が社会福祉協議会となっており、社協職員がほかの業務と兼務を行いながら配達を行っております。利用者宅が広範囲であり、正午まで配達を完了させる必要があるため、4班体制で配達をしております。

また、現在も週3回以外に残り2回は食事等の日常生活の援助ができる「軽度生活援護サービス」を組み合わせた支援を行い、対象者に合わせたサービス計画を行っております。

議員が申されました配食サービスを増やすことにつきましては、今後、委託先であります社会福祉協議会との協議が必要になってくるかと思えます。配食回数を増やすことで誰かとつながることができ、高齢者等の孤立予防、孤独の解消など、誰一人残さない社会の実現に向け、課題、対応策について調査、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 決まりで週3回程度であるというふうになってはいますが、今は決まっているからできないというところを、できるという発想のもとに決まりは変えればいいですよ。やる気ですよ。実際に困っていらっしゃる方のところに行ってみてください。本当に困っておられるですよ。そういうのが福祉ですよ。足を運んで行って、聞いて、そして企画立案して、村長にでも、こうですからどうでしょうかと、そして社会福祉協議会のほうにも頼むと。それが安心・安全を守り、村民の安心・安全を守る一つの福祉対策なんです。ぜひ、これは真剣に考えてしてください。そうしないと、本当に困っていらっしやいます。実際に私が足を運んで、3人ほどおられました。

ですから、やはり申請があればじゃなくて、やはり定期的な家庭を訪問されて見守りされると思いますが、状況がよくわかると思うんですよ。そのときによく把握して、できれば、行政からでも対応すると、相談してやるとかいうふうをお願いをしたいというふうに思います。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大の収束、出口が見えません。昨日も球磨郡でも水上村さんでは11名と言っていましたね。なかなか収まらない。県においては、21日までまん延防止等重点措置を延長していると。コロナが発生しましてから丸2年経過をしています。私も少しですけども、何となく生活、あるいは精神面でも疲れるし、慣れ合いというか、なんか慣れ合い的な感じも、その傾向が見られますが、私は行政での、今、踏ん張り時、最後の終盤の踏ん張り時だと思うんですけども、この頃、感染症予防対策の呼びかけ、防災無線でも全然聞きませんし、やっぱりここで終盤の一番大事なところですから、啓発をして、ここで頑張っただけで防ぎましょうというような協力依頼も必要かなというふうに私は思います。

そういったことで、これは、私は提案です。新型コロナウイルス感染症臨時交付金が国から来ております。今回、予算計上してある面、今後のいろんな振り分けを担当課長から説明をいただきましたが、感染症予防対策のハード面、体育館等の環境整備、避難場所の環境整備はめどが立ちましたので、ここです、あくまでもこれは提案ですけども、気を抜かずことなく踏ん張りどころである今、村民の健康と命を守る予防対策として、コロナ対策臨時交付金による、例えば、いろいろある予防セットがあります、消毒等もあります。その中で、感染症防止効果に一番有効であるマスクを全世帯に配布し、再度、予防意識の徹底と喚起をしたらと考えますが、どうでしょうか。

マスクは最初足りませんでした。コロナ感染症が発生したときには、マスクは不足していました。今はあります。ところが、やはり高齢者とか弱者にとっては、毎日マスクをするのに、なかなかやっぱり不足している面もみられるようです。できればここで踏ん張りどころ、最後だと思うんですけども、マスクを配布して、予防の徹底、喚起をしたらどうかなというふうに思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

マスクのこれまでの配布状況について申し上げますと、令和2年度では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、妊産婦の方へ配布を行っております。また、豪雨災害により支援物資としてご提供のあったマスクを、区長さんを通じて各公民館へ配布をしております。現在も庁舎窓口でのマスクの設置、各種事業及び会議におけるマスクの常備を行っているところです。

村長からも、新型コロナウイルス対策事業について、感染予防対策、暮らしを守る対策、そして社会経済活動を活性化する対策を講じるよう指示を受けているところがございます。

本村では、新型インフルエンザ等対策本部を開催し、経済や住民生活を支えるた

め、幅広い分野においていろいろな政策を協議し、村民の方々の課題解決、またコロナ禍を乗り切るための事業として実行しているところでもあります。

議員から、全世帯にマスクを配布してはどうかというご提案をいただき、ありがとうございます。感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染です。人と人の距離を取ることで、外出時にはマスクを着用する、家の中でも咳エチケットを心がける、さらに家や職場での換気を十分にする、十分な睡眠などで自己の健康管理をしっかりする等で、自己のみならず、他人に感染させないように徹底することが必要です。

現状を見ますと、マスクは様々な種類があり、サイズや好みもあることから、配布したマスクが十分にご活用いただけるか心配されることもあります。日常的な配布につきましても、生活困窮等の理由によりマスクの購入が難しい方につきましては、役場、または社協で対応をしております。

ご提案いただいたマスク配布の趣旨は、今一度、マスクの必要性を村民の皆さんにご理解いただくことが重要かと考えますので、今後も意識の向上を図るため、防災無線、広報及びホームページ、ケーブルテレビ等を活用しながら、周知を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、私のほうから補足させていただきます。

議員おっしゃいましたけれども、マスクを常にしておくというのは、感染予防対策の1丁目1番地最重要事項でありますし、次に換気をするということになるわけです。ただ、そのマスクについてはですね、先般、区長会をしました折に、いろんな要望が出てきたわけでありましてけれども、マスク要望は実はありませんでした。ただ、アクリルパーティションを公民館にして、いろいろ対応したいから、それを買うから補助金を出してほしいというようなこともありましたものですから、今回ですね、予算に上げておりますが、各地域、各区に10万円ずつ感染予防対策のために使ってくださいという予算を計上しておりますので、あえて感染予防のための、予防啓発のためにマスクをやるということはせずに、ある意味、各地域に任せて、それぞれマスクを買われるところもありましょし、消毒液を買われるところもありましょし、アクリルをされるところもあろうかと思っておるところであります。どうぞその付近のことをご理解いただきたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） これは、あくまでも提案です。ただ、マスクを配布じゃなくて、今緩んでいる、どうも毎日の日常生活で慣れ合いが見られるから、ここで村からマスクに、例えば、何か文字でも書いてですね、ここで皆さん、大変ですけど頑張り

ましよう、出口はもうすぐですとか、そういう予防の徹底と啓発を呼びかけたらどうかという意味でのマスクです。マスクでもなかってもよかです。消毒でも何でもよかです。そうしないと、全体的に何となく緩んでいるような傾向ですから、ぜひ、みんなで力を合わせて、もうひと踏ん張りして、コロナの収束を終えることができたかなという思いからの提案でございます。

3点目です。将来を見据えた教育環境づくり、小・中一貫教育についての展望についてであります。

2016年度の学校教育法の改正により、小学校から中学校までの課程、9年間の義務教育を一貫して実施する義務教育学校が制度化されました。小・中一貫教育には、施設を一つとした義務教育学校、施設をそれぞれとした小・中一貫型小・中学校がありますが、将来の本村の在り方、展望について伺いますが、まず、村内小・中学校児童生徒数の今後の推移、入学予定者も含めて伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えしたいと思います。

国の学級編成基準日というのは、5月1日になっております。その5月1日の児童・生徒数をもって学級数が確定するということになりますので、そこでその基準日におきます村内の小・中学校の児童・生徒数の推移を申し上げたいと思います。

令和3年度でございますけれども、児童数でございます。山田小学校は196人、万江小学校が33人、合わせて229人でございます。それから、山江中学校が生徒数が130人となっております。

それから、児童・生徒数の今後の推移でございますけれども、令和3年5月1日現在で、本村教育委員会独自でですね、出生数を基に、来年度以降に転出入の増減がないと想定した場合の推移を作成しておりますが、それを申し上げたいと思います。

今後5年間の推移を見てみますと、例えば、来年度でございます、令和4年が小学校が226、前年比で言いますとマイナス3、それから中学校が133、前年比で言いますとプラス3となります。合わせますと359ということで、今年と同じというような児童数の推移でございます。

しかしながらですね、令和5年度です。5年度からは、児童・生徒数は徐々に減少してまいりまして、転出入がなければという推計表の5年目となります令和7年度には、小学校が189人、中学校が112人の合計の301人、比でいきますとマイナス16.1となる予定でございます。

ただ、先ほどから何回も出ておりますように、山江村で教育を受けさせたいと思っておられる方もたくさんおられると聞いておりますので、今後推移を見守りなが

ら、見守ってまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 今よく新聞紙上でもこの義務教育学校のことは、よく話題になっております。国・県においても、小・中一貫教育、特に義務教育学校への実施の動きが見られていますが、この流れ、この状況について伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えしたいと思いますが、文部科学省の令和3年度ですね、学校基本調査、これは毎年ありますけども、学校基本調査によりますと、小・中一貫教育を行っている全国の国公立の学校でございますが、537校ということで、全国の学校で言いますと1%ということになります。また、義務教育学校は151校で、全国の0.5%ということです。

それから、熊本県の状況でございますが、熊本県の小・中一貫校は9校ございまして、県全体の1.8%、それから義務教育学校は2校ございまして、県全体の0.4%とまだまだ少ないようでございますけども、児童数の減少等によりましてですね、年々増加傾向にあるのは事実でございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 球磨郡管内でもですね、湯前とか水上村とか、球磨村でこの動きがあっています。今、教育長から児童・生徒数の減少傾向を説明していただきました。また、山田小、万江小、山江中は新しいですけれども、この各学校施設の今後の老朽化の進み具合ですよね、進み具合などからある時期には相当数の改修、また新築等が出てくると思います。これはもう必然であります。

そういった中で、義務教育学校も含めて、あるいは再編ですかね、そういったことも含めて、あるべき学校の姿の議論、検討を今からしておくべき時期にきているのではないかと考えます。

そういった中で、本村における将来を見据えた教育環境づくり、学校の再編も含め、義務教育、小・中一貫も含めたですね、本村の学校の在り方の展望について、教育長の率直な見解をお聞かせください。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えいたします。

本村ではですね、ICT教育に取り組み始めまして、小学校の学びを中学校にスムーズにつなぐという意味でですね、小・中が一体となって研究に進んでいると。いわば、まさに小・中一貫教育みたいところでやっておりますけれども、それか

ら、また行事等におきましてもですね、小学校同士、あるいは小・中学校で一緒にできるものにつきましては、合同で行いながら連携を深めているところでございます。

また、本年度は英語教育の充実のために、中学校の英語教員を2名に増員しております。小学校の英語教育から、中学校の英語教育へスムーズにつなげたいという思いもございまして、小学校への週1回派遣をして、兼務発令をかけてですね、英語教育の推進を図っているというところでございます。

先ほど議員申されましたように、施設面で申し上げますと、昨年3月にですね、村内の各学校の老朽化調査を行いまして、学校施設等の長寿命化個別施設計画を策定いたしました。その結果、今後、大規模改造や改修など、学校施設を維持及び更新していくための長寿命化対策を施していった場合でございますけれども、村内の学校施設で最も築年数が経過しております山田小学校が、2034年に改築を迎える時期となります。その後、その十二、三年後には、万江小学校が改築の時期を迎えることとなるということでございます。現在ですね、村内の三つの学校とも各地域の皆様方、あるいは保護者の皆様方、ご支援、ご協力をいただきながら、地域に根差した特色ある質の高い教育活動が行われているところでございます。

また、成果といたしましても、先に行われました熊本県学力調査においても、各学校とも県のトップクラスの正答率を示しておりますし、文化・スポーツ面でも上位の成績を示しております。

まさに先ほど申し上げましたような各学校の取り組みや、小・中9年間を見通した教育活動の成果ではないかと思っているところでございます。

ただ今後、先ほどありましたように、今後校舎の老朽化、あるいは児童・生徒数の減少によりまして、山江村独自の質の高い教育の提供が困難になった場合におきましては、その実態に応じた義務教育学校、あるいは小・中一貫校への転換が必要になってくる可能性があると思っております。

現時点では、まずは地域の良さ、あるいは各学校の独自性のある教育の在り方等を模索しながら、山江村の子どもたちにとって一番良い教育の在り方を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） ありがとうございます。本村のICT教育、それに英語教育、両輪ですね。ICTと言えば山江、山江と言えば英語となれば、本当にこれから先、次代を担う子どもたちにとって、何よりだと思っております。

うちの孫も今高校に行きよっとですけど、山江の子どもはすごいつて言うんです

よ。ICT関係なんかすごいやっぱり成果が出てますね。そういうことも耳に入りますので、今後とも頑張っていただければというふうに思います。

2月24日の熊日新聞の紙上に、阿蘇郡産山村の小・中一貫、義務教育学校の独自の取り組み、そして小さな村の教育改革として連載にて紹介をされておりました。本村の将来を見据えた教育環境の姿、今教育長が言われたように、これからの時代を担う子どもたちにとって、どの方法が一番適したものなのか、これを教育委員会を中心に、議論、検討を深めていただければというふうに思います。

次、4点目であります。株式会社やまえについてであります。将来を見据えた経営の在り方についてであります。1988年当時、竹下首相の下で「ふるさと創生1億円交付事業」により、全国の多くの自治体において、地域振興の起爆剤として温泉に物産館を併設した「観光交流施設」などがブーム的に誕生しました。一時期、多くの利用者によってにぎわいと潤いを見せ、活性化してきましたが、時の変化とともに、現状は多くの自治体で施設運営の難しさ、厳しさに直面し苦慮しています。県内の類似施設でも、施設の老朽化に伴う維持修繕、利用者等の客足の低迷、競合施設などにより今後の施設運営に係る財政的負担等を考慮し、これから先の経営を見越した議論がなされ、経費削減、構造改革をしながら今までどおり運営する一方、施設の閉館、廃止、民営化、民間譲渡などへの見直しの検討もなされております。本村の(株)やまえの経営についても、同様な課題を抱えており、新年度予算においても、維持管理費・工事請負費4,800万円の予算計上がなされ、ここ数年、相当な額の投資がなされている状況であります。経営改善策も含め、今後の施設老朽化、利用者動向、財政的負担等から、どのような施設運営を目指していったらいいのか、経営刷新も含め、議論すべき時期にきているのではないかなと考えます。

社長であります村長の率直な見解をお聞かせください。

○議長(中竹耕一郎君) 村長。

○村長(内山慶治君) 株式会社やまえの施設、三つほどございます。温泉センター並びに宿泊施設、そして物産館施設、加工施設であります。議員おっしゃいますとおり、温泉センターは、竹下総理の「ふるさと1億円」で温泉源を掘りまして、1,000メートル掘り、当時は47度だったですかね、出まして、出たということを受けて、施設を整備したと。平成3年に出来上がった施設だというふうに思います。当時はですね、目的は、村民の方々の福祉の向上を目的としながら、その機能を果たそうという施設であったわけですがけれども、当初の温泉の施設がちょっと小さいということもありまして、1日に170人程度入ったら、もう満杯だというようなこともあり、平成14年に新たに、両開きの扉とイベントスペースでありましたところをですね、温泉施設に造り替えたということでもあります、12年後に造り替え

たということでもあります。いわゆる、リニューアルをしながら行ったということですが、その折には、福祉の施設というよりも、どちらかと言うと、幅広い観光を意識した施設としてリニューアルしたということでございます。

また、その後、平成26年でございますが、12年後でございますけれども、もろもろの不都合が出てきて、いろんな配管が詰まった、そして温度が上がらない等の問題があり、またこれもリニューアルをいたして、4、5、000万円やっぱりいりました。で、したところでございます。この手のリゾート施設ではありますけれども、リゾート類似施設については、少なくとも10年に一度程度でリニューアルをしていかないと飽きられる、または老朽化して使えないというような課題を、どの施設もですね、全国のどの施設も、人吉、球磨の類似施設も、どの類似施設も持っているかと思えます。

ただ、株式会社やまへの経営状況についてはですね、通常の経営は、物産の栗まんじゅうの生産・販売を行っているということから、併せて行くと、ずっと第3セクターでは珍しく黒字を積み上げてきたところでございます。ただし、今回、このコロナで非常に苦しい状況になり、一時期は1,000万円を超える赤字を出しつつも、今は700万円程度まで回復をしたということでございます。

というようなことではございますが、現在、26年の改築からもう既に6年たっておりますので、そろそろ何らかの交付金、補助金を使いながら、全体的なものとして造り替える時期がそろそろやってくるというふうには認識しているところであります。

今後のその利用についてはですね、私、その30年前後の折に、この議場で申したいと思っておりますが、当然、役場が管理しながら、観光また福祉の目的のために活用していくということもありますけれども、民間的な施設になりつつありますので、民間の方々でできるような施設として考えるならば、どなたか、適切な方がおられたらですね、温泉センター施設を譲渡してもいいんじゃないかならうかと。ただこれは、長年の方々の思いがありますので、そう簡単にそうとは言えませんけれども、そういうことも考えていかななくてはいけない時期が来るんだらうということを考えております。

ただあそこは、山江の特産の栗を扱うペースト工場、栗まんじゅう等も持っておりますので、もしそこまでも民間のほうに譲渡するというのであれば、しっかり山江村の栗農家、栗生産のための施策とマッチングするような形で運営をしてもらうというようなことが必要になってこようかと思えます。

今のところのその課題で、実は温泉センターのほうにも、ちょびちょびちょびちょびその施設改修が言ってくるもんですから、まとめてどうにかできないか、それで本当にまとめてやることができるとすればですね、その補助金、また交付金を活

用しながらリニューアルをしないといけないというようなことも申しておりますので、その期も含めて、検討していきたいと思っております。

また、本当に適当な方がおられたらですね、譲渡はしたほうが役場としては、いわゆる民でできるものは民でという考え方でありますので、そういうことも意識しながらですね、今後の経営というか、施設管理について考えていきたいというふうに考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 最後のほうで、村長が述べられた今後の経営の方針、私も同感であります。やはり、これから厳しくなってくる財政事情、人口動態、高齢化率、少子化の中で、やっぱり行政がすべきことは、別に変革とともに来ますので、やっぱり民でできるものは、行政がかかるとどうもうまくいかんって、一時傾向ばってんですね、商売ですから、やっぱりこういった手も考えると、本当に引き受けてくれる、村のためにまた貢献してくれる業者とかがおられるならば、ぜひ、みんなで力を合わせてそういった方向もいいのではないかなというふうに思います。

いずれにしましても、（株）やまえは本村の大切な大切な地域活性化、それと観光交流の拠点であります。いい経営戦略によってですね、ますますこの温泉センターが活性化してくれることを願って、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） これで、本日の通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後3時18分

第 3 号

3 月 1 7 日 ( 木 )

## 令和4年第2回山江村議会3月定例会（第3号）

令和4年3月17日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

- |        |          |  |
|--------|----------|--|
| 日程第 1  | 同意第 1 号  | 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて        |
| 日程第 2  | 議案第 8 号  | 山江村議会議員及び山江村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について |
| 日程第 3  | 議案第 9 号  | 山江村まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について                |
| 日程第 4  | 議案第 10 号 | 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について      |
| 日程第 5  | 議案第 11 号 | 山江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について         |
| 日程第 6  | 議案第 12 号 | 山江村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7  | 議案第 13 号 | 山江村企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について               |
| 日程第 8  | 議案第 14 号 | 山江村税条例の一部を改正する条例の制定について                    |
| 日程第 9  | 議案第 15 号 | 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について              |
| 日程第 10 | 議案第 16 号 | 山江村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について          |
| 日程第 11 | 議案第 17 号 | 山江村が管理する村道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 18 号 | 山江村体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について       |
| 日程第 13 | 議案第 19 号 | 令和4年度山江村一般会計予算                             |
| 日程第 14 | 議案第 20 号 | 令和4年度山江村特別会計国民健康保険事業予算                     |
| 日程第 15 | 議案第 21 号 | 令和4年度山江村特別会計簡易水道事業予算                       |
| 日程第 16 | 議案第 22 号 | 令和4年度山江村特別会計農業集落排水事業予算                     |
| 日程第 17 | 議案第 23 号 | 令和4年度山江村特別会計介護保険事業予算                       |

- 日程第18 議案第24号 令和4年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算  
 日程第19 議案第25号 令和4年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算  
 日程第20 議員派遣の件  
 日程第21 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長）

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 本 田 り か さん | 2番 久保山 直 巳 君  |
| 3番 中 村 龍 喜 君  | 4番 赤 坂 修 君    |
| 5番 森 田 俊 介 君  | 6番 横 谷 巡 君    |
| 7番 立 道 徹 君    | 8番 西 孝 恒 君    |
| 9番 中 竹 耕一郎 君  | 10番 秋 丸 安 弘 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山 口 明 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内 山 慶 治 君	副 村 長	北 田 愛 介 君
教 育 長	藤 本 誠 一 君	総 務 課 長	白 川 俊 博 君
税 務 課 長	平 山 辰 也 君	企 画 調 整 課 長	新 山 孝 博 君
産 業 振 興 課 長	松 尾 充 章 君	健 康 福 祉 課 長	迫 田 教 文 君
建 設 課 長	清 永 弘 文 君	教 育 課 長	蕨 野 昭 憲 君
会 計 管 理 者	一 二 三 信 幸 君	代 表 監 査 委 員	木 下 久 人 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

本日は、会期日程、日時、第3の本会議で、質疑、討論、表決となっております。発言については、山江村議会会議規則の規定を守り、趣旨に沿った質疑をお願いいたします。また、執行部におかれましても、簡潔な回答をよろしくお願いいたします。

-----○-----

**日程第1 同意第1号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて**

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第1、同意第1号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案につきましては人事案件でありますので、起立採決といたします。本案を同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者の起立]

○議長（中竹耕一郎君） 起立全員です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

-----○-----

**日程第2 議案第8号 山江村議会議員及び山江村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について**

○議長（中竹耕一郎君） 日程第2、議案第8号 山江村議会議員及び山江村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 議案第9号 山江村まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第3、議案第9号、山江村まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 議案第10号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第4、議案第10号、熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第11号 山江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条

### 例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第5、議案第11号、山江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第11号は原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

### 日程第6 議案第12号 山江村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第6、議案第12号、山江村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第12号は原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

### 日程第7 議案第13号 山江村企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第7、議案第13号、山江村企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第13号は原案のとおり可決することに決定いたします。

-----○-----

#### 日程第8 議案第14号 山江村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第8、議案第14号、山江村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第9 議案第15号 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第9、議案第15号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第15号は原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第16号 山江村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第10、議案第16号、山江村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第16号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 議案第17号 山江村が管理する村道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第11、議案第17号、山江村が管理する村道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第17号は原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第 1 2 議案第 1 8 号 山江村体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第 1 2、議案第 1 8 号、山江村体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第 1 8 号は原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第 1 3 議案第 1 9 号 令和 4 年度山江村一般会計予算

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第 1 3、議案第 1 9 号、令和 4 年度山江村一般会計予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 2 番、久保山直巳君。

○2 番（久保山直巳君） それでは、議案第 1 9 号、令和 4 年度山江村一般会計予算書について質疑をいたします。2 点質疑いたします。

3 2 ページ、款の 2、総務費、項 1、総務管理費、目 4、企画総務費、節の 1 2、委託料、親水公園整備構想委託料 3 0 0 万円について質疑をいたしますが、親水公園とは、一般的にいう癒しや遊びを楽しむための公園とありますが、どのような公園を構想されているか。また、山江村復興計画の中には、どのように明記されているのか質疑いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山企画調整課長。

○企画調整課長（新山孝博君） それでは、おはようございます。久保山議員の質問にお答えいたします。

平成 2 0 年度に策定しております山江村総合公園基本計画では、今の資源を最大限に活用し、山江村全体を大きな総合公園とみなした山江まるごと公園を基本理念にし、村民のみならず、人吉球磨地域一帯の人々もですね、集える工夫を行うとともに、山江村らしい総合公園を目指すということでございました。その中では、万江エリア、丸岡エリア、山田エリアという三つのですね、エリアを整備方針

を定めたところでございます。

しかしながら、令和2年7月豪雨災害が発生いたしまして、万江川には大きな土砂が堆積し、災害以降、ホタルが乱舞する幻想的な光景が見られなくなりました。構想については、これからですのでどのような形になるかというはまだ決まっておりません。令和2年度に策定しました山江村復興計画では、ホタルが乱舞し、村内外からたくさんの方が訪れる清流万江川を取り戻すため、住民とともに取り組む六つのプロジェクトの一つであります「山江の森、水管理推進プロジェクト」に川に親しむ環境づくりを位置づけ、親水公園の整備に取り組むということが明記されております。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、私のほうからも補足をさせていただきたいと思えますけれども、課長が申したとおりであります。この公園につきましては、従来から山江村に子どもたちが遊べる、また、よそから来ながらですね、自然に触れ合いながら憩える公園をつくりたいということでありました。昨日もちょっとしゃべりましたけれども、万江川地域に一つ、丸岡地域に一つ、山田川地域に一つということで計画をしてあり、私のほうに報告があったところでありますし、しっかりそのことを受け止めております。

そういう、する中において、令和2年7月豪雨災害が発災したということでもあります。現在、その復旧についてですね、復旧工事を急いでいるところでありますけれども、同時に村民の方々がしっかり水に親しめるような公園をつくる、また、いろんな被災をされた方々、もちろん人吉市はですね、山田川、万江川が原因として下流域は大きな水害を受けたということもありまして、その復旧・復興のシンボリックな公園としてですね、今回考えているところであります。このことについては、もうお認めいただいております復興計画の中の六つのプロジェクトの中で、各委員さん方が動きを始めておられますし、当座は公園のほうの委員の皆さんのほうでいろいろ考えてもらうということを基にしながら、六つのプロジェクト委員の中でですね、村民の皆さん方とともにどういう公園がいいのか、どういう公園として活用をしていきたいのかというような意見を交換しながら、その全体像をつくりあげていくということでもあります。今回、構想でありますから、工事をするというだけではありませんし、どこにどのような形でというのもまだ決まっていないわけでもあります。まっさらな状態でありますけれども、ただ、その構想なしには次の段階には進めないということでもありますから、その構想書、その計画書を作らせていただきたいという予算でございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 先の審議の中でですね、委託料300万円が高すぎるという  
ような意見も出ておるところでございますが、外部委託ではなくてですね、復興委  
員会のほうでできないかという意見が出ておりますけれども、これについてご説明  
をお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山企画調整課長。

○企画調整課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

復興の観点から、今後は総合公園検討委員会や復興推進委員会の方々などですね、  
住民の意見をしっかり聞きながら検討していくこととなると思っております。まず  
は早い段階からですね、専門的な知識、現場等の調査、分析なども必要でございま  
すので、構想を策定してくためのですね、まず業務委託ということで今回計上させ  
ていただいたものでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 構想をつくるということにあってはですね、内部では非常に難  
しい部分があるかと思えます。というのは、専門的な知見がいるわけでありまし  
て、もちろんその内部の方々の意見を基にしながら一つのものにまとめあげるとい  
う作業が必要になってくるということでもありますので、そういう意味においてはで  
すね、これはどこの計画もそうであります。今、相良村のほうで川辺川沿いに、こ  
れはちょっと大きいですけども、大きな構想でも打ち上げて、その絵が、あれは温  
泉センターのほうに書いてありますとおり、そのようなことでもあります。そのよう  
な絵を描くのも、やっぱり専門家じゃないとちょっと無理だというようなことであ  
りますから、ふんだんに、今回いろんな委員の方々、また関係される村民の方々、  
特に万江地区の方々、多くの方々参加していただきながら意見を出していただく。  
それをまとめあげる作業としての外部委託というようなことで考えているところで  
あります。

○議長（中竹耕一郎君） 3回目です。久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） じゃあ、次の質疑に、2点目に移りたいと思います。

ページは81になります、款の7、土木費、1、土木管理費、節12、委託料、  
設計委託料750万円でございますが、これについてはですね、審議の中でも若干  
お尋ねをしておりますけれども、再度改めて説明のほうをお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

12、委託料の中に設計委託料のほうを計上しております。こちらにつきまして

は、急傾斜地崩壊対策事業としまして、下城子地区から要望がございましたので、そちらの法面のほうのまず測量、設計のほうに入りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私のほうからもですね、この件については、去年の末だったと思いますが、区長をはじめ、非常に関係者の方々が要望書を持って村長室に来られました。いわゆる下城子の土砂崩れが発生していることに対する排水路の問題、いろんな、急傾斜地の工事のみならずですね、排水の問題等も言われましたので、まず設計を試みたいということでありまして、設計が出来次第、山江村の規約がありますので、その規定にのっとりその工事を進めさせていただきたいということでありまして、いずれにいたしましても、先の大きな災害を経験しておりますから、安心・安全な、また本当に命、それから財産を守るといような大事な事業として位置づけておるところであります。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） はい、それでは、この設計委託料でございますけれども、調査が必要になってくるかと思うんですけれども、まだ今からだというふうに思いますけれども、いつぐらいにこの調査等はされるのか、今の時点でわかればお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 3回目ですから、まとめてお願いします。それだけでいいですか。

清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

発注時期としましては上半期を予定しておりますが、できるだけ早く発注したいと思っております。

以上でございます。

○2番（久保山直巳君） 以上、質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 議案第19号、令和4年度山江村一般会計予算書、ページは70ページ、目21、川辺川利水事業推進費、負担金及び交付金、川辺川総合土地改良事業負担金1億8,300万円が計上されています。この使用方法と、あと1点は、ページが106ページ、目2、林業災害復旧費1億9,851万1,000円、

その中で、14、工事請負費1億9,674万4,000円、災害復旧費請負費となっております。それと、18、負担金補助及び交付金176万7,000円、森林作業道利列復興支援補助金となっておりますが、大変今林業関係でも、大変林道関係が遅れておりまして、作業等に入るのがいつになるかわからない状態でございますので、この何年かかるかわかりませんが、多分10年ぐらにかかるとは思いますが、この経緯について説明をお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、秋丸議員のご質問にお答えいたします。

まず、ページ、70ページの川辺川総合土地改良事業負担金の1億8,300万円につきましては、国営の川辺川総合土地改良事業がですね、造成事業のほうが令和4年度、来年度をもって工事が完了することというふうになっております。大変長い年月をかけての工事ということで、いろんな、紆余曲折があつてですね、今回、工事のほうが完了することになっております。令和5年度から、国、県、市町村、農家受益者の方のですね、負担金及び償還金の支払いが始まるということになっております。今回計上いたしました1億8,300万円につきましては、山江村の負担分、それから農家の方の負担分、農家の方の負担につきましては、意向調査のほうを昨年から行ってございまして、一括償還するか、15年の分割で償還するかという意向調査を行っておりますけれども、いったん村のほうで全額を立て替えてですね、お支払いをするというようなことで、関係6市町村が計画を進めているところでございます。その村負担分、農家負担分の約9割分を積算いたしまして、1億8,300万円というふうにしてございます。

支払いにつきましては、令和5年度からですけれども、山江村、各市町村が県のほうにいったん予納する必要があるとございます。熊本県が国のほうに支払うということになってございまして、熊本県の支払い期限が令和5年の4月1日ということになっておりますので、令和5年の4月1日より前に、市町村は県に納付しなければならないということになっておりますので、当初予算を計上いたしまして1億8,300万円というふうにして計上をさせていただいております。

今後、農家の方につきましては、令和5年度からですね、償還のほうが始まります。あと1年あります。いろんなご意見をいただいておりますけれども、制度、趣旨、ご理解の上、償還金の支払いにご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それから、ページ、106ページの林業施設の災害復旧費、まず工事請負費の1億9,674万4,000円につきましては、議員申されましたとおり、令和2年7月豪雨からの復旧事業費ということになっております。令和3年度におきましても、

複数箇所入札を試みましたが不発ということで、なかなか業者の方がですね、手一杯ということで工事のほうを落札していただけませんでした。令和4年度当初予算につきましては、6路線、19カ所分の1億9,674万4,000円を計上いたしております。できるだけ、設計のほうはですね、ほとんど終わっておりますので、入札には順次かけていきたいと思っております。早期の復旧を進めていきたいというふうに考えております。

それから、その下ですね、負担金、補助及び交付金の森林作業道の自立復旧支援につきましては、令和3年9月議会でしたかね、9月議会の補正予算でも計上させていただいておりますけれども、球磨川流域の復興災害ですね、基金を活用いたしまして、軽微な森林作業道の復旧工事ということで、上限62万円というふうになっておりますけれども、県が2分の1補助、村が9割の補助、個人負担がということでそれぞれなっております。令和3年度も4路線ほどですね、所有者の方、この補助金を活用されまして整備をされているということでございます。まだまだ幹線ですね、林道作業道が直らないとその枝線のほうには入っていけないというふうに思っておりますけれども、令和4年度につきましても、4路線分を計上させていただいているということでございます。

わからない点がございましたら、林業、山林所有者の方、産業振興課のほうにお問い合わせいただければ対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

そのようなことで計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 林道作業道に対しては、大変難しい問題も出てくると思えますけれども、今後ともどうぞよろしくお願いいたしますして、質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑はありませんか。

3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） それでは、質疑させていただきます。先ほど質疑されました2番議員の久保山議員と重複するかと思いますが、答弁の中で、山江総合公園の計画の中で、万江地区、丸岡地区、山田地区ということになっておりますけれども、この親水公園については構想の段階で、今のところはまだはっきりと決まっていないというようなことをお答えになっておられるようですけれども、親水ですから、水が伴うということをお考えたときに、山田川、万江川と、極端に言いますと、考えた場合には万江川のほうじゃなかろうかなというふうに思いますが、その点についてお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、お答えいたします。

先ほどですね、答弁の中で、災害のシンボリックな事業として村民の人と一統と申しました。万江川と私、言わなかったのかもしれませんが、万江川地区に最初にですね、大きな災害を受けておりますから、その復旧・復興事業のシンボリックな公園としてですね、要するに水に親しむ公園を、今から復旧工事が進んでいきますけれども、その復旧工事に併せながらいろんな考え方を、例えば、どこか決まっていますが、淡島、小森、万江小学校前辺りが大体ですね、人がいっぱい集まります。あの付近にそういう下りられる公園、そして夏場、しっかり安全な、泳いでも安全な公園、万江川の在り方ですね、というようなことを、いろんな意見があるかと思えます。そういう意見を集約しながらですね、本当にこう住民の方々に親しまれる公園としてつくっていったらという意味で、役場が一方的に公園をつくるのではなくて、いろんな意見を出してもらいながら、それを集約した公園として万江川地区に、まずは万江川地区にですね、万江川地区と言いますか、万江川における親水公園を整備させていただきたいという、いわゆる工事をすることじゃなくて、そういう考え方を集約する構想の事業であります。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 場所は決まっていけれども、万江川流域にという答弁でございますので、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） それでは、ただいまの議案になっております議案第19号、令和4年度山江村一般会計予算について質疑をいたします。

ページは79ページになります。款6、商工費、目の6、温泉センター管理運営費、節として工事請負費、3件あがっておりますが、説明をお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山企画調整課長。

○企画調整課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

79ページ、6、温泉センター管理運営費の中の工事請負費ということでございますが、まず1点目のほたる亭、2階空調設備改修費ということで1,330万円あげております。これにつきましては、ほたる亭の2階の空調機がですね、3機ございますけれども、そのうちの1機のほうが現在ちょっと壊れかけております。その空調機の改修ということでしてしておりますが、1機を替えるよりも全部3機とも替えたほうが工事的によろしいかということになりますので、今回1,330万円の空調機をしたところでございます。

その次です。次につきましては、ひのき風呂浴槽改修工事ということで上がっております。これは1,550万円でございますけれども、これにつきましては、山江温泉ほたるのですね、ひのき風呂につきましては、平成16年度に温泉付き個室として2部屋、全体では4部屋なんですけれども、ひのき風呂につきましては2部屋整備をしたところでございます。特に、個室はプライバシーが保たれて、家族がゆったりと過ごせる空間として人気がございます。建設から18年度ぐらいがたっておりますので、浴槽とかですね、壁、天井などに老朽化、腐食が相当ございまして、シロアリ等ですね、被害も出てきております。これまでも数回、手直しをしてきたところでございますけれども、今後、何らかのですね、対策を打つ時期がきたところということで、今回改修費のほうをあげさせていただいております。これにつきましては、宿泊者の方々からもですね、若干クレーム等も聞いているというふうにお伺いしております。今回、山江温泉ほたるのですね、利用者のニーズも高く、人気の一つでもあります、また売りでもありますひのき風呂の浴槽と、現在脱衣場がございません。ですので、脱衣場を設ける全浴室のですね、改修を行うということで今回はこの金額をあげさせていただきました。

それから、自動のですね、消毒水位計装置設備工事ということでございますけれども、これにつきましては、熊本県のほうがですね、昨年レジオネラ菌というのがございますけれども、それで週1回のですね、浴槽の消毒を行わなくてはならないというようなことに今後なっております。ただ、温泉のほうではですね、18本の針計というか、検査棒がございまして、検査をする消毒がですね、これはなかなか従業員とかでは、就業時間が終わってからですね行うこととなりますので、なかなかですね、この取り扱いについても難しいと。また、今度は業者委託にしてもですね、これはなかなか請け負っていただくような業者もおられないのではないだろうかということでございましたので、今回は、この自動消毒におきましてですね、できるようになります消毒の機械を改修ということで530万3,000円ということであげさせていただいたところでございます。

以上でございます。

財源につきましては、先ほど言いましたほたる亭2階と自動消毒機につきましては、これはコロナウイルスの臨時交付金のほうで対応させていただきます。それから、ひのき風呂につきましては、これは有利な起債でございまして過疎債のほうをですね、100%充当ということで充てさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 今、3件の工事請負費、工事名についてお聞きいたしましたけ

れども、2番目のひのき風呂浴室改修工事、これが2部屋で1,550万円というのは、普通考えたらですね、2部屋で1,550万円というふうに高額に感じているんですけども、ひのき風呂にしなければならない根拠と申しますか、その辺のところをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 新山企画調整課長。

○企画調整課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

先ほどもですね、若干お答えさせていただいたと思いますけれども、非常に山江温泉のですね、お客さん、宿泊者、リピーターの方におきましても、このひのき風呂につきましては非常に人気がございます。議員申されたとおり、ひのき風呂でなければいけないのかということでございますが、やっぱり今までですね、この改修を平成18年度に行っておりますけれども、それからリニューアル当時にですね、そういうことを行っておりますが、それから現在も非常に宿泊者のほうも多ございますので、できましたらやっぱりひのき風呂のほうでですね、行っていったほうが、今後も観光客と申しますか、宿泊客の集約のほうにはいくということで、売りの一つとして担当課としてはひのき風呂のほうでいきたいというふうに考えているところでございます。

○村長（内山慶治君） 補足でですね、取締役として副村長が外向いておりますので、副村長に答弁させます。

○議長（中竹耕一郎君） 副村長。

○副村長（北田愛介君） ただいま村長が申しましたように、私は取締役のほうも兼ねておりまして、毎週ですね、現場に外向きまして、週間会議というのをやっております。その中で現場のほうと打ち合わせをしておりますので、その経緯についても少しお話ししたいと思います。

このひのき風呂につきましては、令和3年度でもですね、修理費ということで少し予算を計上させていただいております。一応、壁等が腐っておりますので、それを補修しようということで修繕費をあげておったんですけども、壁をはぐってみましたところ、構造材まで腐れているということでございます。いったん見苦しい箇所の修繕はしたんですけども、専門家に見ていただいたところ、屋根等もですね、構造材までやはり腐れが入っているということで、浴槽のみならず全体的にやり直す必要があるということでございましたので、こういった1,500万円、まあ2部屋でですね、考えれば高いですけども、屋根も修理をしなくちゃいけないということでございますので高額になっております。

そして、またひのき風呂でなければならないという理由でございます。先ほど課長申し上げましたけれども、現場のほうの意見を聞いております。ほかの岩風呂と

かでもいいんじゃないかなというふうなことを申しましたけれども、協議をやっていく中で、指定して泊まれる方がいらっしゃるからということを知りました。ただですね、やはりひのき風呂がいいということで、リピーターの方がいらっしゃるということでございまして、やはりこれは人気、集客にも役立っておりますので、どうしてもやはりひのき風呂はパンフレットにもうたっておりますし、ホームページにも出しておりますので、これは継続をいたしたいということでございます。

それから、財源につきましても、過疎債を使用するということを申しました。総工事費がですね、工事設計管理委託料314万2,000円、それに改修工事が1,550万円、トータルで1,864万2,000円かかるわけですがけれども、過疎債の充当率100%でございまして、1,860万円を充てております。当面、令和4年度工事費で一般財源として必要になるのは4万2,000円でございます。今年度負担として1,860万円が起債を返済するわけですがけれども、70%が地方交付税交付金として返ってまいりますので、実質562万2,000円の村負担でいいというふうな有利な補助事業でございまして、70%の補助というのはほかにはございませんので、ぜひ今回ですね、この機会を利用いたしまして改修したいと。もうここにですね、お客様を入れて宿泊していただくというのはですね、非常に老朽化しておりますので、クレームも少し出てございまして、この機会を逃すともう使用できなくなるというふうな状況でございまして、

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 内容についてはわかりますけど、あと3問目といたしまして、工事に入られる、予算可決になりますと工事に入られるわけですがけれども、工事期間と、その間はひのき風呂は、人気のあるひのき風呂は休所するというか、予約を受け入れないということになりますけども、お客様への対応はどのようにされるのかお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山企画調整課長。

○企画調整課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

工事期間が、今から設計に入りますのでちょっとどのくらいかかるかわかりませんが、お客様ですね、周知につきましては、パンフレットというか、広報とございますか情報をですね、新聞等流しながら、今後につきましてはやっぱり若干、期間中は閉めるといいますかですね、ということになるかと思っておりますので、そのあたりは今後ですね、皆様方には周知をしながら、経営に影響がないところでですね、動かしていただきたいというふうな考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 北田副村長。

○副村長（北田愛介君） ただいま課長が申しましたように、設計ができますとやはりある程度の工事期間というのがわかってまいります。今申し込みというのがですね、電話もございますけれども、ネットでの申し込みが多いようでございます。ネット上にですね、やはり工事期間をですね、事前に周知をいたしまして、その間は予約を受け付けないというふうな手法を取るよう考えておりまして、お客様にはですね、迷惑のかからないような工事を行いたいというふうに思っております。

○4番（赤坂 修君） 質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑はありませんか。

5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 議案第19号、令和4年度山江村一般会計予算のことでお伺いいたします。

ページは83ページです。道路維持費と道路新設改良費と社会資本整備事業費があげてありますが、その内容をご説明いただきます。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

まず最初に、道路維持費のところでございますが、委託料として1,315万9,000円を計上しております。こちらにつきましては、道路の除草作業並びに護岸の除草作業、併せて道路の道路パトロールに係る道路維持管理委託料、また、支障木等の伐採等の委託料のほうを計上しているところでございます。工事につきましては、緊急的に行う道路維持の補修工事、並びに、今年度におきましては河川の浚渫工事のほうを4,000万円計上しております。

続いて、道路新設改良費でございますが、こちらの中で委託料のほうを計上しております。こちらにつきましては、設計委託料として、足算瀬橋の被災していない部分に関して、橋脚の部分が一部破損も見られますので、そのこのところの測量設計のほうを430万円計上しているところでございます。

続いて、4、社会資本整備事業費でございますが、こちらにつきましては、12、委託料で設計委託料を計上しております。こちらにつきましては、道路メンテナンス事業として、橋梁の補修を進めたいと思っておりますので、令和4年度につきましては、小鶴橋の調査、設計委託のほうを500万円計上しております。

続いて、14、工事請負費でございますが、こちらにつきましては2,700万円計上しております。こちらも道路メンテナンス事業として、橋梁の補修工事を計画しております。場所としましては、熊の原橋を補修の対象としているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 項の14、浚渫工事負担費としてありますが、これは宇那川の工事のほうでございませうでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

道路維持費の中です、14、工事請負費の中で浚渫工事請負費を計上しております。こちらにつきましては、宇那川、山田川、また西川内の谷川のほうの浚渫のほうを計画しているところでございます。

以上でございます。

○5番（森田俊介君） はい、質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑はありませんか。

8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） ただいま議題の令和4年度山江村一般会計予算書の中から、ページは42ページです。この中から2点ほどお願いします。

目、税務総務費、区分、委託料で、説明の一番上にあります。地方税共通納税関連システム改修委託料672万4,000円と、地図情報システム整備事業委託料134万8,000円でございます。

もう1点はですね、すぐ下の使用料及び賃借料であります。この欄の一番下のですね、これはエルタックス関連システム利用料ですか、152万5,000円、それから地籍システム使用料で103万3,000円ということでございます。

この4点についてですね、それぞれ順次お願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山税務課長。

○税務課長（平山辰也君） それでは、お答えをいたします。

42ページの一番上です、地方税共通納税関連システム改修委託料、この改修委託料につきましては、内容としましては、令和5年度からですね、始まります納付書をですね、スマホで納税ができると、税金がですね、納税ができるということですので、そのためのシステム改修料ということになります。この財源につきましてはですね、普通交付税で全額補填されるということになります。

それから、地図情報システム整備委託料134万8,000円ですけれども、この地図情報システムにつきましては、今、税務課で保有しています地籍の情報システムがありますけれども、それが端末がもう1台でその中に保存しているということになります。これをクラウド化するというシステムの整備の委託料であります。

それから、エルタックス関連システム利用料、使用料及び賃借料の中のエルタックス関連システム利用料152万5,000円ですけれども、これは国税連携のシステムの利用料としまして、役場に申告に来られる方と、今税務署で直接申告に行かれる方がおられます。その税務署で申告されたデータを直接山江村の端末に取り込むというための利用料でございます。

それから、地籍システム使用料の103万3,000円、これにつきましては、二番目申しました地図情報システム整備委託料と関連しますけれども、クラウド化した場合のその機器のですね、クラウドの使用料ということの103万3,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） いずれも新たにですね、今回、追加されていると思いましたが、説明をいただきました。終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） ページは97ページ、款9、教育費、項3、中学校費、目1、学校管理費、節の12、委託料で、体育（水泳）施設借用委託とありますが、その説明をお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えをいたします。

委託料の中に、体育（水泳）施設借用委託ということで100万円計上してございます。これにつきましては、山江中学校のプールが年数経過によりまして、老朽化をしております。特に漏水がひどい状況でございます。改修するにもですね、相当な額の費用がかかるというようなこと、それから維持管理費もですね、結構な額がっております。そのようなことを考慮いたしまして、令和4年度から近くのですね、プール施設がありますが、それをお借りしてですね、全学年、1年から3年生まで体育の水泳の授業を実施したいというようなことでの委託料を計上させていただきました。各学年10時間ほどの授業時間を見ております。その委託料として100万円計上しております。

授業につきましては、1クラスずつ行いまして、送迎についてはですね、スクールバスで送迎するというので、授業でございますので、指導については体育の先生を想定しているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 令和4年から実施されるというお話でした。プールが傷んで

いるからつくるよりはいいかなというお話だろうと思うんですが、どちらがその得なのかという計算とかは、まだできてないですね。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

どちらが得なのかということでございますけども、経費面からいたしますとですね、今回の施設をお借りしての授業が得かと思いますが、ただ、初めての試みでございます、やってみないとですね、なかなかどういう状況かというのも、どっちがいいのかというのもですね、わからない状況ですので、予算を認めていただければですね、令和4年度に実施をいたしまして、それを見たところでですね、考えていきたいと思っております。予算的にはできるだけ経費節減というところで考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） すみません、ちょっと追加いたしますけども、今回初めてこういう形式を取るわけでございますけれども、今、授業を10時間ほど課長言われましたけれども、10時間、今まででしたら、7月に2週間集中的にやるわけですが、今回は施設を使いますとですね、温水のところですので、時間も余裕が出てきます。学校としても非常に余裕が出たところで、時数も調整できるというような利点もございましてですね、そういうことで、人吉球磨で今回初めてというような取り組みでございますので、今後、どこの施設もですね、老朽化が非常に問題になっておりますので、そういうふうになっていくのかなとは思っておりますけども、まずはやってみてから、また問題も出てきたら、また改善していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 教育長、教育課長答えましたけれども、現在、中学生が使用しているプールはですね、山江中学校下のプールですね。あれ社会体育プールとして、昭和50年代だと思んですけども、に整備されたということで、当時は社会体育プールですから、山田地域の子どもから、それから高齢者の方々とか、大人の方々まで、あそこのプールを使いながらですね、水泳に親しむというようなことで大変にぎわっていた。同時に、あそこの監視員も置きながらですね、そういう方々の利用を供してきたということですが、今は社会体育プールとしての位置づけがありませんから、学校が2週間使うだけのプールになっております。したがって、相当漏水等がありますので、その漏水等を修繕する、そして今後とも維持管理をしていく。あそこのプールは、山田の水道を入れていますから、水道代も40トンで

すかね、40トン以上あると思いますけれども、あのプールに入れながら、またろ過材を入れながら運転しながらしていくといういろいろな経費を考えますと、具体的に教育課長のほうは計算をしていないということでありましたけれども、随分安くつくんだらうということが、安易に想像できるということでもあります。また、7月にかかわらずですね、しっかりその授業日数は、7月のみならず、学校の都合により6月から10月、9月の間にもですねできると、カリキュラムを消化できるということでもありますので、そういう方向が今後ともですね、経費削減にもつながるといような決断を、予算査定の折させてもらったということでもあります。

○議長（中竹耕一郎君） 本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 補修せずに、このやり方でやるというほうが経済的にもいいというお話でした。大変すばらしい考えだと思います。ぜひ、山江発でやっていただきたいと思います。

これで質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） ただいま議題となっております令和4年度山江村一般会計予算書について、ページは39ページでございます。目の31、復興村づくり推進費876万2,000円と本年度予算が計上されております。12番のですね、委託料、事業推進委託料と最後の復興ポータルサイト管理運営委託料の2点について質疑いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山企画調整課長。

○企画調整課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

39ページの推進事業費委託料120万円についてでございます。これにつきましては、山江村のですね、復興プロジェクトの一環として動いておりますけれども、本村では令和2年7月豪雨によりまして、万江川流域のですね、中心に甚大な被害を受けたということで、いろいろな取り組みを行っております。この中で、このプロジェクトの中のですね、山江村の上下流交流プロジェクト、それから山の幸・海の幸交流プロジェクトということで、プロジェクトのですね、交流の推進を行っているところでございます。これは、令和3年度におきましてもこの推進事業費のほうで、業務のほうをですね、委託をしていただきまして、復興村づくり、塾とかですね、いろんな物産交流の塾とか、それから観光教育の塾というですね、交流の勉強会というようなものを、これはNPOのほうにですね、委託をしておりましてけれども、行っておられるというような事業費ということで、今回についてもこの事業費のほうの120万円ということを、委託になるかどうかわかりませんが、

今後はその方向で進めたいというふうを考えているところでございます。

それから、続きまして、復興ポータルサイト管理運営委託料の250万円でございますけれども、これにつきましては、昨年、企業のほうからアーカイブということでですね、300万円経費をいただいております。この中で、現在ですね、このポータルサイトの運営といいますか、システムのほうを構築しておりますけれども、今後においてこの管理運営、また更新等がございましたらですね、経費がかかってまいりますので、このあたりの委託料ということで上げさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○7番（立道 徹君） 質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 議案第19号、令和4年度山江村一般会計予算書について、1点だけ質疑いたします。

ページは106ページ、災害復旧費、道路河川災害復旧費、工事請負費、13億9,200万円計上してあります。この中に、工事の状況で予算が入っているかどうかわかりませんが、実は、大川内集落地区の水道施設のことです。12月議会でもお聞きしまして、進捗状況を聞きました。大体工法も決まって、そして年度末、3月いっぱいには完了したいということと言われましたので、長らく仮設住宅に入っておられる方も安心されて、もう気候も暖くなるし、長く慣れ親しんだ我が家に帰られて、緩急豊かなところで住まれるなど喜んでおられました。そういった中で、今現状を見ますと、全然工事が進んでいないんですね。課長にはちょっと審議のときに聞きましたけれども、今、その3月末まで完了すると言われた。ところが今の状況では、とても近々じゃ見込みがないような状況です。その理由等についてですね、課長から説明いただければと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

まず、ページ、106ページの中の道路河川災害復旧費、こちらに工事請負費を13億9,000万円計上しておりますが、こちらにつきましては、令和2年7月豪雨に伴う道路河川の工事の復旧工事でございますので、議員のほうからご質問がありました水道の部分は含まれておりません。水道の大川内地区の水道の災害復旧につきましては、3月を目標にですね、今現在復旧工事のほうを進めているところではございますが、現状としましては、今現在、水源である合子俣地区から県道との合流点、山口地区までの水道管の布設工事が完了しております。今後は県道部分

の布設をしながら、最終目的地である大川内地区までの布設を進めてまいりたいと思いますが、一部川を渡すところがございまして、そういったところで県協議、また構造的な協議を今進めております。地域の皆様には大変ご迷惑をおかけしておりますが、引き続き早期復旧に向けて進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほうをいただきたいと思っております。

一応、もうひと月、4月下旬までを一応一つの目標としております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） この件については、私からも答弁させていただきたいと思えます。

仮設に入居しておられる方からこの水道についてはですね、何度となく要望がありました。知事が来られた折もそのことをおっしゃっておるのを記憶に新しいところであります。今、仮に替えるようなことはできるという応急道路は整備しておりますが、本格復旧道路についてはですね、今から県道に併せて村道、特に大川地区は村道が滑落しておりますから、河川工事と併せて村道の復活をしなくては正規に戻ることはできないということでもあります。ただ、議員おっしゃいましたとおり、仮に帰ったり、行ったり来たりされておりますので、水道が出ないということですね、相当こうご迷惑をおかけしているというふうに感じておるところでありますので、課長は4月をめどにということをおっしゃいましたけれども、そういうもろもろのことを併せて、しっかりできるだけ早急にですね、私のほうからも企業、並びに関係者の方に急ぐように申し入れたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 大川内集落は、5戸の民家と公民館ですよね。そして、この言葉は失礼かもしれませんが、人生終盤を迎えておられる方が多ございますので、やはりそのことを考えると、村長がいつも掲げておられる安心・安全な住民を守るということからですね、やはり水は生きるために直結することですから、ひと月程度伸んだならば完成ということで、これでまた安心されるかなというふうに思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。質疑ないですか。

8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 修正動議がありますので、暫時休憩をお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） ただいま8番議員、西孝恒君から暫時休憩の動議が出ており

ますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、しばらくの間、暫時休憩といたします。再開時刻を11時25分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時10分

再開 午前11時27分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

ただいま議案第19号、令和4年度山江村一般会計予算に対する修正動議がなされ、修正案が提出され、配付されたところであります。この動議については、一人以上の賛成がありますので成立をいたします。

本案を併せて議題とし、提案者の説明を求めます。

6番、横谷巡君。答弁席からお願いをいたします。

○6番（横谷 巡君） それでは、発議者を代表し、議案第19号、令和4年度山江村一般会計予算に対する修正案について説明いたします。

お手元にお配りしています資料をご覧ください。発議第1号、令和4年3月17日、山江村議会議長、中竹耕一郎様。発議者、山江村議会議員、西孝恒、発議者、山江村議会議員、森田俊介、発議者、山江村議会議員、立道徹、発議者、山江村議会議員、中村龍喜、発議者、山江村議会議員、横谷巡。

議案第19号、令和4年度山江村一般会計予算に対する修正動議。上記の動議を、地方自治法第115条の3、及び、会議規則第16条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

本修正案は、歳出の総務費、総務管理費の企画総務費、節、親水公園整備構想委託料300万円の削除、商工費の温泉センター管理運営費の工事請負費、ひのき風呂浴室改修工事費1,550万円を削除するものであります。

内容でございますが、歳入については、その前に、別紙をご覧ください。

議案第19号、令和4年度山江村一般会計予算に対する修正案。議案第19号、令和4年度山江村一般会計予算の一部を次のように修正する。第1条中、50億9,000万円を50億7,200万円に改める。第1表、歳入歳出予算の一部を次のように改める。歳入、款、項、金額、19、繰越金、1、繰越金、減額しまして1億3,750万円とするものであります。21、村債、1、村債、減額して2億440万円とするものであります。歳入合計、50億9,000万円から50億7,200万円とするものであります。

歳出、款、項、金額、2、総務費、1、総務管理費、減額をしまして6億2,075万8,000円とするものであります。6、商工費、1、商工費、減額して8,344万円とするものであります。12、予備費、1、予備費、増額して2,788万2,000円とするものであります。歳出合計、50億9,000万円から50億7,200万円とするものであります。第2表、詳細の一部を次のように改める。起債の目的、限度額、温泉施設利用推進事業1,860万円から310万円とするものであります。

内容について、説明をいたします。歳入について、親水公園整備構想委託については、財源が一般財源ということですので、繰越金にて減額をしています。ひのき風呂浴室改修工事については、村債で減額しております。歳入合計が50万円の端数が出ましたので、繰越金にて調整をしております。歳出については、総務費にて親水公園整備構想委託料を減額、商工費において、ひのき風呂浴室改修工事を減額し、歳入と同様に50万円の端数を予備費で調整しています。

温泉センターのひのき風呂浴室改修工事費の工事設計管理委託料を残した理由であります。温泉センターの浴室全体の傷みがひどくて、近々改修が必要なことは十分理解をしているところでございます。そこで、設計委託料の予算をそのままとし、それを活用してひのき風呂を含む施設全体の調査検討を行って、そして、それに伴う工事請負につなげてもらうことがよいのではないかと判断し、委託料を残したものでございます。

資料の、あとは参考資料で事項別明細書でございますので、お目通しをいただければと思います。

それでは、提案理由を説明いたします。まず、親水公園整備構想業務委託料300万円の削除についてであります。本村は、令和2年7月の豪雨災害で、万江川流域を中心に甚大な被害を受け、災害復旧は道半ばの状態であり、予算計上されていきます委託料は、災害復興計画の基本理念である「鎮山親水に基づく川に入り水に親しむ」という万江川親水公園づくり整備構想の業務委託料であります。

現在の万江川流域の状況は、流域の村道や河川の護岸工事等の災害復旧工事が急ピッチで行われており、豪雨災害の影響による河川環境の変化、アユ、ヤマメ等の魚類、ホタルと川虫の生息回帰の状況、村の全体的な災害復旧完了までのスケジュールと進捗度、それに森林荒廃や異常気象による万江川流域住民の河川氾濫への強い思いと恐れを考慮したとき、川に入り水に親しむ親水公園づくり関連の予算計上は適正なのかと判断したとき、時期尚早のように感じてなりません。村長が公約されております総合公園建設の3エリアの一つ、万江川エリア公園との整合性もあり、また公園づくりかとの感情もなきしもあらず。人吉市においては、市民の親水的憩

いの場合である中河原公園の土砂が災害対策から撤去されるなどの動きもあっております。行政は、各種施策の推進においては住民主体が基本であります。将来を見据えた重要施策については、住民の意見を尊重することも重要であります。村の重要な施策に対する企画、立案、構想については、村もリードをするという考えも必要ではないかというふうに考えます。今、住民が真に求め急がれるのは、道路、河川、農地等インフラの早い復旧・復興への到達と、全壊した家屋等からの新たな生活再建を成し遂げること、そして、将来にわたって災害の発生から住民の安心・安全を守ることにあります。

以上のことから、今の段階での万江川親水公園整備構想業務委託料の予算計上については、賛成できず、豪雨災害で被災に遭われた方々など、万江川流域住民の心情を考え、本修正案を提案するものであります。

次に、温泉センター管理運営費の工事請負費、ひのき風呂浴室改修工事費1,550万円を削除する修正案についてであります。新年度の温泉センター管理運営費は4,800万円で、そのうち工事請負費は3,400万円。内訳は、施設2階の空調設備改修工事費1,330万円、浴場の自動消毒水計装置設備工事費530万3,000円、ひのき風呂改修工事費1,550万円となっております。県内、管内の温泉センター、類似施設でも時の変化とともに厳しい施設運営に直面し、施設の老朽化による維持修繕や客足の低迷、競合施設などにより今後の財政負担を考慮し、経営の方向転換等の見直しの議論、検討もなされております。本村の温泉センターにおいても同様な課題を抱えており、財政事情厳しい中、ここ数年、相当な額の投資がなされ、今後、施設の老朽化が進んでいくのに伴い、施設の維持修繕改修に係る経費は増加の一途をたどることが考えられます。その対策として、施設管理運営費のひのき風呂浴室改修工事の設計委託料310万円によって、ひのき風呂浴室を含む全体的な施設整備の検討を行い、経営改善計画の下に計画的な施設整備を図られたらと考えます。今回は、ひのき風呂以外の工事、コロナ対策臨時交付金による施設2階の空調設備工事、それから浴場の消毒水位計装置の工事1,860万3円の工事にとどめ、計画的な今後の施設整備の中で予算計上をしていただいたらというふうに考えます。

以上のことから、ひのき風呂浴室改修工事費1,550万円については、施設の改善計画の基に予算計上されることが適当であると考え、同意修正案を提案するものであります。議員各位におかれましては、ご審議の上、ご理解いただき、ご賛同を賜りますようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） ただいま提出者の説明が終わりました。これから、この修正

案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ただいま議題に上がっております発議第1号、議案第19号、令和4年度山江村一般会計予算に対する修正動議について質疑をいたします。説明者については、動議を宣言されました西議員に質疑をしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。答弁者に西議員に足してお伺いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 動議を提出されたのは西議員でありましたので、西議員のほうからお答えを願います。

○4番（赤坂 修君） それでは、質疑いたします。

まず1点目でございますが、これは温泉センター関係でございますが、ひのき風呂については執行部との審議でもいろいろと説明を受け、今、温泉センター、第三セクターですかね、全国的にある類似施設ではもう経営が非常に逼迫しており、特色を持たない施設は生き残れないということ、また、温泉センターもひのき風呂を指定して、先ほど質疑の中でも詳しく説明がありましたが、予約が入り好評であるということ、発議者であります西議員におかれましては、温泉センターの監査も必要だろうと思っております。温泉センターのひのき風呂をなくす、ほかに代替えするというところで、経営戦略上、ひのき風呂をなくす影響をどのように分析されているのかお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 答弁は、答弁席からお願いをいたします。

○8番（西 孝恒君） それでは、お答えいたします。

温泉センターのですね、経営につきましては、私も監査は行っておりますけれども、コロナ禍でありまして非常に厳しい状況であります。温泉のほうもですね、非常に客足が伸びず、厳しいところでございますが、ひのき風呂についてはですね、一応その内容としましては、3年ぐらい前にですね、一応2カ所か、改修は行われていると思います。しかし、家族風呂のほうでございますので、温泉は一応まとめて決算のほうには出ていると思いますのでですね、温泉部門、それから食堂ですね、ほたる亭というふうになっておりますけれども、家族風呂のことにつきましてはですね、特段私が把握しているということではありません。

終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） それでは、財源内訳についてお伺いいたします。先ほどの質疑の中でも説明を受けておりますが、交付税措置のある地方債を活用され、令和4年度の村の持ち出しは4万2,000円、また、将来的に交付税措置がある過疎債の

活用ということで、全体的に566万2,000円と一般財源からの歳出を極力抑えてあると思いますが、工程について何か問題があるのでしょうか、お伺いします。

西議員によろしくお願ひします。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） ただいまの予算の内訳ですか。ちょっと後ろのほうにおりましたですね、ちょっと内容がですね。この温泉の。

○4番（赤坂 修君） もうちょいよろしいでしょうか、議長。

○議長（中竹耕一郎君） はい、再度質問してください。

○4番（赤坂 修君） 財源内訳では交付税措置がある地方債を活用され、令和4年度の村の持ち出しは4万2,000円という説明でありました。将来的に交付税措置がある過疎債の活用ということで、全体的でもですね、566万2,000円という一般的な一般財源からの歳出を極力抑えた予算になっております。この点について、どのように思われますか。

○8番（西 孝恒君） 今回ですね、コロナ禍のほうでですね、地方創生で入っておるわけでございます。一応、ほたるの2階の空調設備1,330万円、それと自動消毒水位計のですね、装置設備工事は530万3,000円でございますが、一応こっちはコロナ禍のほうで財政が入っているわけでありまして。ひのき風呂につきましてはですね、一応、これは地方債と思います、こちらのほうから入っていると思ひます。

終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 3回目です。赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 3回目、質問いたします。昨日ですかね、一般質問の中でも新年度予算編成に向けての基本的な考え方など執行部からの答弁があり、各課相当な期間をかけ、予算査定を受けて作成された予算であります。重要な当初予算に対して、工事設計管理委託料314万2,000円は残して、工事費の1,550万円を減額する。私は議会としていかななものかと考えております。執行部に任せるのではなく、あくまでもこの設計委託料の314万2,000円については、ひのき風呂改修工事に対する設計委託料だと私は思っております。執行部に任せるのではなく、山江温泉の人気風呂であるひのき風呂に代わる魅力ある代替案を出すべきではないでしょうか。この点について、お伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） ひのき風呂浴室改修工事の1,550万円、これを削除して、その委託料となっております工事設計管理委託料ですね、314万2,000円はそのまま残してということで、一応、代替案とかいうことでございますが、今まで

のところですね、今回4,800万円ほどあがっておりますけれども、これを地方創生の分もありますけれどもですね、それで浴室工事のほうも改修の予定ではありますけれども、その削除というのは、やはり今までですね、次々と予定がですね、出てくるわけでございます。そして、今回大浴場のほうもそろそろ改修しなければならないこともあると思います。そのようなことですね、これはぜひ、経営改善計画を立てられて、そしてそれに沿って施設の整備を今後図られていただけたらと思うわけでありまして。その経営改善計画を行うにはですね、その委託料314万2,000円を有効に使われて、そしてそこからですね、経営改善を計画なさっていただいたほうがよろしいのではないかとということで、その提案でございます。

終わります。

○4番（赤坂 修君） 議長、4回目でありますけれども、ちょっと今、質疑1回させていただきます。駄目であれば終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 3回でありますので、質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 再び西議員に質疑をいたします。

ページは33ページの親水公園整備委託料となっておりますが、前回、西議員は私がまだここに来る以前に多分、一般質問されていると思うんですけど、内容は覚えていらっしゃるでしょうか、公園の話で。

○議長（中竹耕一郎君） 本田議員、この修正案に対する質疑をお願いします。

○1番（本田りかさん） この修正案ですが、山江より災害が大きかった人吉・球磨の復興・復旧は共に進んでいるわけでありまして、その議会も認めた山江村復興計画の中にこの親水公園の整備をするという計画案が載っていますが、それには従わないことなんでしょうか。その考えを質疑いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 今、本田議員の質問、私もですね、河川の公園というのはですね、万江川、本当にきれいで、景色もいいし水もきれいです。それで、これを公園化するのには特段不必要とかということではございません。前はですね、ビオトープとかありますよね、学校には。その大きな全体のビオトープとして、万江川河川を範囲を決めて、その辺を学習河川エリアとかいうようなことをですね、そのような計画もいいんじゃないかということも言ったかと思います。それ確かに、川のですよね、万江川の特長からしましてよいことと思いましたが、この回の令和2年の7月豪雨を見ましたところですね、そんなにこれはこれでですね、それをいつまでも保てるものでは、川の場合は保てるものではないと、それで非常に難しいんじゃない

かということになったわけでございます。川よりよほど高いところにですね、親水公園をつかって、ある程度の大水でも保たれるということであれば、それでよいかと思えますけれども、そのようなことで、現在はですね、川の浚渫工事も次々として出てくるわけでございます。そして護岸工事がまだ済んでおりません。さらにはですね、県道、村道がまだ復旧工事が残っております。それが終わらないと、仮設の入居されている方々が自宅に帰れないということでございます。

そういうことで、今、そのような工事が大変急がれている中でございますので、そこにもってきて親水公園というのは、少し待って下さいということでございます。それで、川の状況もですね、もうちょっと工事が終わって安定した頃ですね、じっくりと計画をされてもいいんじゃないかと思うところでございます。

終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 本田りかさん。

○1番（本田りかさん） では、もう一つ、ひのき風呂の件ですが、79ページ、ひのき風呂に対してですが、これは過疎債を使われているというお話でしたが、まず、ひのき風呂はですね、何年に建設され、何年経過したのか質疑いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 西孝恒君、答弁できますか。

○8番（西 孝恒君） あのですね、特段私はですね、答弁のちょっと準備というのが実際はないわけでございます。ひのき風呂につきましてもですね、相当年数がたっているかと思いますが、一応その改修につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。ひのき風呂が人気があるということはですね、それはもう確かにあると思います。

終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 本田りかさん。3回目です。

○1番（本田りかさん） 平成16年という課長のお話でしたが、それから約20年ほど経過していると考えられます。女性にも人気のあるひのき風呂を美しく改修することは、山江村に足を運んでくださる方、お客様、また、先ほど言われた課長や副村長が言われたリピーターを増やすということではないでしょうか。山江温泉、また村全体のためにも大変効果が大きいと考えられ、経営改善、そのためにも美しく快適な施設として環境を整備する必要があると思っておられないのかを質疑いたします。そのために改修するということを思っておられないかを質疑します。

○議長（中竹耕一郎君） 西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 山江温泉へ足を運んでくださるお客様のための設備でございます。安全・安心な温泉ということですね、それも含めて、最近配管の委託料も出てきましたですね。これは令和2年度ぐらいから始まったと思います。それだけ老

朽化をしてきたということだと思います。ひのき風呂ももちろん新しくしたがいいと思いますが、これも2年ぐらいか、3年ぐらい前ですか、一応改修してあります。しかしそのときはですね、120万円か130万円で改修をされたと思います。しかし、今回はですね、1,550万円ということで、二部屋分ということではありますが、若干これも高いような気がしますね。内容のよいひのき風呂の部屋と思えますけれども。それで、これは先ほど申し上げましたように、経営改善計画、次々と何か出てきた、隠れが出てきたとぽんぽんぽんということではなくてですね、改善計画を立てられて、それによって進められたらいいかということですとございます。一応そのためにも費用がかかると思いますので、工事設計管理委託料ですね、314万2,000円、一応これでもってそれをされたらということとございます。

○1番（本田りかさん） 質疑終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） ただいま出ております議案第19号、修正動議について、私も西議員に質疑したいというふうに考えます。

先ほどのご答弁です、今工事が進んでいるということで、ある程度工事が落ち着いたあとにこういった親水公園整備をしたらということで私は受け止めましたけれども、今回の300万円についてはですね、親水公園整備構想委託料でございます。ですから、その全体的な復旧に向けて、同時にですね、こういった構想を進めていくというふうに私は受け止めておりますが、その付近、どういうふうにお考えをされているのかお伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 今回、親水公園のことと思います。それ、同時に工事もあるけれども、同時にそれも進めてはどうかということですね。同時にそれも一つあることはあると思います。しかし、今の工事状況はですね、非常に浚渫工事も次々と出てきているわけでありまして。護岸工事もあります。これを同時にと言いましてもですね、一応、親水公園はどちらかと言いますとレクリエーション的要素のですね、公園で安らぐとかですね、そのようなきれいな空気のところで皆さんがゆっくりできる施設、特に万江川ならではの公園ということだと思いますが、そのようなですね、レクリエーション関係も必要ではありますが、一応今のところ、工事がですね、非常に緊急でございます、だと思います。それを行ってからしないと、まだ仮設の方々もいらっしゃいます。道路はまだまだ帰られないということとございます。そこにもってきて公園をとということになりますと、ちょっと待ってくださいということになって、一応、方針がですね、きちんとそのほうがなると思います。

終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 今、レクリエーション的なことで公園がということもおっしゃいましたけれども、河川に親しむにはですね、安全な公園づくりが前提だと思います。そういったものをですね、工事を進めながら、こういった構想を練っていくというのが私は必要だというふうに考えますが、その付近、そのレクリエーションとおっしゃいましたけれども、安全面についてどういうふうにお考え、安全な公園づくりというふうなところをどういうふうにお考えなのか質疑いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 安全な公園ということでありましてけれども、一応これはですね、執行部、あるいは専門業者さんとかですね、考えられて、専門的に考えられると思います。私はですね、河川の公園というのもいいなと前は思っておりましたし、今もいいなとは思っておりますが、今回のですね、令和2年7月豪雨の点からいきますと、川自体と一緒に公園というのがなかなか難しいくくりで、安全というのはなかなか難しいと思うんですね。一応、川にはいろいろと橋を架けたりはされます。昔はずっとしてしていました。しかし、大水のたびにそれは流されていきまして、また作り直すというのが繰り返されてきました。そういうことでですね、今度の公園も川と一緒にした場合かどうかと、難しいと思うわけです。それで、さっきちょっと話しましたが、川よりも相当上のほうにですね、親水公園として皆さんが公園が利用できるような、万江地区ならではのですね、そういった公園というのが、なるほどと思うような公園がですね、できましたら安全な公園と思います。

○議長（中竹耕一郎君） 久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 今、西議員はですね、代替え案をおっしゃっていただきましたので、私もそういうふうに思っております。やはり、かなり安全な場所にといいことですね、こういった構想の中にはですね、そういったものも含まれているというふうに私は理解しております、質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 議案第19号、修正案につきまして、西議員に質問いたします。

さっき赤坂議員のほうから質問されましたひのき風呂の代替え案を答弁されておられませんので、それとですね、この1,550万円の中で、ひのき風呂は2基ですけども、あとの周りがシロアリと屋根関係もかなり傷んでおるということで、全体の改修工事が予定されておりますけども、それまで1,550万円の中に改修工事まで入っておって、ひのき風呂自体は2基ということですので、ほかの改修工事の

件について、西議員に質問いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 改修工事1,550万円ですね、と思います。これは、私も十分に質疑などをして、ある程度質疑はしますけれども、その部分についてはですね、ひのき風呂の部屋の2カ所分と聞いておるわけでございます。ひのき風呂の、そのひのきの風呂自体ではなくて、部屋ごとですね、と思います。それで、前回の修理代よりも相当かかっているなど、それで2カ所ですね、と思いますので、その1,500万円がそのひのき風呂以外に使われるのかということについては、ちょっとそれは把握できておりません。

○10番（秋丸安弘君） ひのき風呂以外じゃなくて、この議会審議のときには、ひのき風呂だけではなくて、中がシロアリで腐食して屋根もかなり、天井から屋根から全部改修しなければいけないということで、その工事費も中に、1,550万円の中に入っとつとですよ。その点について、どうお考えですか。

○8番（西 孝恒君） ひのき風呂のですね、そのやっぱり改修ということですから、部屋ですね、当然それは壁、天井ですね、それにやっぱり見合った防水的な設備になると思います。それが1,550万円、2部屋分で1,550万円ということになっていると思います。

○10番（秋丸安弘君） それと、さっき言いました代替え案、赤坂議員が申されたひのき風呂に代わる代替えも多分、赤坂議員のほうから質疑されております。代替え、修正案を出された以上、代替え案等はお考えですか。

○8番（西 孝恒君） 代替え案ですね。代替え案は、それに代わる案としてはですね、ひのき風呂、もちろん改修が次々ありますから、それでその代わりとしてですね、改善計画をですね、立てられて、策定されて、それによって監修を計画的にやられてはどうかということでございます。そのために委託料のほうは、これは大体一対になっているでしょうけれども、委託料のほうは別の予定ではなかったわけです。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 秋丸君、質疑があれば最後の質疑、挙手をしてお願いします。  
10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） それと親水公園ですけれども、本当、さっきも久保山議員から言われましたように、やっぱり災害復旧・復興と同時にこう進めていたって、より安全な、自然に親しむ公園をつくっていただきたいと思いますが、その点につきましては、どのようにお考えですか。

○8番（西 孝恒君） 同時にということですね。工事中ですから、同時にということも考えられないことはないと思います。しかし、今主力はどうしても河川の浚渫工

事、そしてその側面の道路、護岸工事であると思います。村民のくつろぐレクリエーション的設備、これも大事なところであると思います。しかしそれは、ちょっと待って、村民の方にはちょっと待ってくださいと、避難されている方々もいらっしやいますし、そちらのほうを先にするということがですね、そちらに集中してやっているという姿になると思います。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） これで質疑終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。討論ありませんか。

4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ただいま議題になっております発議第1号について、反対の立場で討論をいたします。

まず、親水公園整備構想委託料、これについては山江村災害復興計画の中でうたっています。この計画については、県にもこのようなことで計画を進めていく、我々議会にも配付をされて内容を見ているところですが、この中に、復旧期が令和5年まで、これは延びるというのは間違いないと思いますが、復興期が令和12年までとなっております。この計画に基づいて、今、親水公園の整備の構想であります。当然これが今回削除となりますと、私はまた1年延びるのは間違いありません。

そのようなことからですね、あくまでも私たち議員としては、構想を出していたでいて、それに対しての議論をしていくというのも大事かと思えます。

次に、ひのき風呂浴室改修工事については、先ほどから質疑の段階で執行部からの説明を受けたとおりでございますので、この修正案に対しては反対をいたします。

また、それとこれまでの思いをちょっと言わせていただきたいと思います。議員必携の中に討論とはというのがあります。「討論とは、自己の賛成または反対の意見を表明することであり、しかも自己の意見に反対する者及び賛否の意思を決めていない者を自分の意見に賛同させることにある」と書いてあります。今回の修正動議については、5名の方の発議となっております。過半数であります。自分としては討論する意味があるのかなと考えるところですが、今回の修正動議であります。私は11時10分に西議員から動議を受け、そのあと口頭で提案理由説明を受け、それから質疑、現在の討論、表決と、自分の意見をまとめて短時間で山江村議会議員として賛成、反対を決めなければなりません。自分の能力からして、限界を

超えております。発議者には議選の監査委員、副議長、両常任委員会委員長もおられます。これまでに4回ほどですか、予算に対しての申請動議を出されておりますが、全て可決をされております。密室ではなくですね、動議提出前日にでも、全員協議会を開いていただき、議論させていただきませんか。議員の任期も1年余りとなりました。今後よろしく願いいたします。

以上、反対討論といたします。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに討論ありますか。ありませんか。

7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、親水公園について。災害復旧もですね、まだまだ今のところ序の口でございませぬ。これからの時期に構想委託料としてですね、300万円を計上されているという金額は、私にはとても考えられない状況でございませぬ。なぜかと言うと、復興プロジェクト委員がですね、年間何回も会議されると思っておりますけど、その中でですね、場所とかアイデアとか、私は素人でもできると思っております。その中で検討されてですね、そしてまたいよいよ公園が考える時期がきたら、そういう委託料を出して、最終的な設計をされたらいいと思っております。

次に、温泉センターのひのき風呂についてです。どこの市町村もですね、このような第三セクターの施設が厳しい経営状況であると思っております。民間企業では、もうとっくに倒産しているかもしれないですね。こういう老朽化が進む中で、今後ですね、全体改修工事の計画を考えてほしいと思っております。特にひのき風呂はですね、維持管理も大変です。そのような声が民間の方からいただいております。そして改修工事ですね、計画を残しておりますけど、今のこの議会中、建設課、また産業振興課から、令和5年までですかね、工事の着工、完成工程を作成されております。そのようなですね、何年計画で、そういう計画を出してもらえば、私はそのように考えております。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに討論ありますか。ありませんか。討論ありませんか。

1番、本田りかさん

○1番（本田りかさん） 議題となっている修正案に対しての反対の立場から討論します。

まず、親水公園ですが、山江より大きかった人吉・球磨でさえ、復興は進んでおります。ちゃんと確実に進んでおります。山江も同じく確実に復興のほうもされるべきではないかと私は考えます。そういった意味で、私はこの修正案に対して反対を申し上げます。

続いて、温泉ほたるの施設整備についてですが、ひのき風呂についてですが、山江温泉は、山江村が誇る山江温泉施設として、村内はもちろん、人吉・球磨や熊本県内外に大変人気のある温泉です。最近では、災害復興に来られた方やリピーターなど、たくさん来られるというお話を聞いております。この高級感あふれるひのき風呂は、女性にも男性にも大変人気であります。設置後、約20年がたった今、新しく清潔で素敵なひのき風呂にすることは、山江温泉の魅力を高め、さらにお客様の人気を集めることにつながると考えられますので、私はこの山江温泉ひのき風呂の改修工事を削減することの修正案に反対をします。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに討論ありませんか。

5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 私は、賛成のほうに回らせていただきます。

まず、親水公園ですが、現状はさっき皆さんが言ったとおり、まだ工事も半端、3割ぐらいですかね、できている。県はじゃんじゃんやっていますけど、村の林道、作業道なんかは全然まだ手付けがないような感じがいたします。それと、大川内地区、白岳ですかね、あそこの神社のあるところのトイレとベンチでして、公園みたいなものにつくられていましたけれども、この水害で荒らされてしまいました、現状はですね。今のところ全然見通しも立っていないというような形も見受けられます。また、村長が以前考案されました「まるごと公園」、万江のエリア、丸岡、山田のエリアで、三つのエリアで公園を進めていくということで、進められてはいましたけれども、たまたま水害があつて、ちょっと延ばしていかなければならないというような事実があります。でして、まだ農地関係もですね、農地整備もできておりません。濁毛、下ノ段ですね、そんなところもできておりませんから、そのところをですね、さっきも西議員が言われましたとおり、まず整備計画をぴしゃっとして、整備計画じゃなくて計画をですね、ちゃんとしてやったらいいんじゃないかなというふうに思います。これも、今年は必ずこれ水害が来ます。そこを状況を見据えて、計画、あるいは委託のあれもありますけれども、復興委員会というのが設置してありますものですから、その中で協議していただきたいというふうに考えます。

あと1点はひのき風呂ですが、ひのき風呂も改修工事ということで多額な金額が出ておりますけれども、これもひのき風呂じゃなくて、ポータブル式の風呂でもいいんじゃないかなと私はそう考えます。そすとやっぱり、手もいらずにですね、していかんばんということになります。ひのき風呂はものすごく手がいるわけなんですね。必ず管理体制がですね、あまりよくできていなかったから、この腐食になったんじゃないかなというふうに思いますので、その点につきましては、温泉

センターの委員会もありますから、その中で協議をしていただいて、どういうふうに変更するか、続けるかということを整備計画の中でやらしていただきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） ただいまの修正動議にですね、反対の意見を述べさせていただきます。

先ほど立道議員からですね、この親水公園整備構想については、復旧・復興委員のほうでつくりあげたらどうかということをおっしゃられましたけれども、こういった規模の大きいものをですね、素人であります委員さんのほうにゆだねるとするのは、非常に負担がかかるというふうに私は思います。ここはやっぱり専門の業者にお任せするのがですね、一番いいということで、その示されたものをですね、復旧・復興のほうで検討されるというのが一番ベストじゃないかなというふうに私は思っております。

また、温泉ほたるのひのき風呂についてもですね、やはりほかの施設と差別化をしてですね、山江の温泉にたくさんの方がですね、来ていただくというのも絶対に必要だというふうに思いますので、この2点についての修正動議は、私反対でございます。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに討論ありませんか。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号、令和4年度山江村一般会計予算の採決を行います。まず、本案に対する西孝恒議員、ほか4人から提出されました修正案について、起立によって採決をいたします。本修正案に賛成の方は起立を願います。

[賛成者の起立]

○議長（中竹耕一郎君） 起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。

お諮りします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。したがって、修正議決した部分を除く部分については原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第20号 令和4年度山江村特別会計国民健康保険事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 続きまして、日程第14、議案第20号、令和4年度山江村特別会計国民健康保険事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第20号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第15 議案第21号 令和4年度山江村特別会計簡易水道事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 日程第15、議案第21号、令和4年度山江村特別会計簡易水道事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第21号は原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第22号 令和4年度山江村特別会計農業集落排水事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 日程第16、議案第22号、令和4年度山江村特別会計農業集落排水事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第22号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第17 議案第23号 令和4年度山江村特別会計介護保険事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 日程第17、議案第23号、令和4年度山江村特別会計介護保険事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第23号は原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第18 議案第24号 令和4年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 日程第18、議案第24号、令和4年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第24号は原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第19 議案第25号 令和4年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 日程第19、議案第25号、令和4年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第25号は原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

## 日程第20 議員派遣の件

○議長（中竹耕一郎君） 日程第20、議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり、派遣することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付しておりますとおり派遣することにいたしました。この際、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。よってそのように決定しました。

-----○-----

## 日程第21 閉会中の継続調査申出書

○議長（中竹耕一郎君） 日程第21、閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長からお手元に配付しております申出書が提出されています。よって、委員長の申し出のとおり、継続調査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここでお諮りします。本会議で議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議長に委任することに決定いたしました。

これで、本定例会の会議に付されました事件は全て終了をいたしました。  
お諮りします。これで本定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、令和4年第2回山江村議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午後0時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員